

令和5年度

整備主任者研修 法令研修

【全国共通教材】

目 次

1. 法令等

- (1) 道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令
(令和4年10月20日 国土交通省) 1
- (2) 「道路運送車両法関係手数料令の一部を改正する政令」を閣議決定
(令和4年10月28日 国土交通省) 2
- (3) 自動車の高度化に対応した定期点検方法の見直しを行いました ～ 点検7項目について見直し ～
(令和5年3月31日 国土交通省) 29

2. 通達等

- (1) 「自動車検査業務等実施要領について(依命通達)」の一部改正について【側車付二輪自動車の自動車検査証の記載方法関係等】
(令和4年3月31日 国自整第306号の3) 30
- (2) 自動車の車台番号及び原動機の打刻のはね等の輸入事業者への照会にかかる取扱要領の一部改訂について.pdf
(令和4年8月4日 国自審第985号の3、国自整第122号の3) 36
- (3) 大型車の車輪脱落事故防止に係る令和4年度緊急対策の実施について
(令和4年9月30日 国自安第84号の2、
国自貨第83号の2、国自整第149の2) 44
- (4) 大型車のホイール・ナットの緊急点検等の実施について(協力依頼)
(令和4年9月30日 国自整第153号の2) 61
- (5) 大型車のホイール・ナットの緊急点検を行います！
(令和4年9月30日) 97
- (6) 「道路運送車両法施行規則第36条第5項、第6項及び第7項の書面について(依命通達)」の一部改正について
(令和4年10月7日 国自基第128号の3) 106
- (7) 貨物軽自動車運送事業の用に供する軽の乗用自動車の取扱いについて
(令和4年10月25日 事務連絡) 110
- (8) 「自主防犯活動用自動車の取扱いについて」の一部改正について
(令和4年12月15日 国自基第181号の3、国自整第189の3) 116
- (9) 検査登録手数料等のクレジットカード納付に伴う窓口確認業務等について
(令和4年12月23日 事務連絡) 135
- (10) 自動車検査証の電子化に伴う関係通達の取扱について
(令和4年12月23日 国自貨第113号) 142
- (11) 特定記録等事務代行制度におけるオンラインでの委託申請等に係る「特定記録等事務代行等委託要領」の運用について
(令和4年12月26日 国自整第212号の3) 147

| | |
|---|-----|
| (12) 特定記録等事務代行制度におけるオンラインでの委託申請等に係る「特定記録等事務代行等委託要領」の運用について | |
| (令和4年12月28日 2022 軽検第196号の3)…………… | 153 |
| (13) 特定記録等事務代行制度における検査標章に係る取扱いについて | |
| (令和4年12月26日 国自整第209号の3)…………… | 159 |
| (14) 「特定記録等事務代行制度における準備行為期間中の委託申請等に係る「特定記録等事務代行等委託要領」の運用について」の一部改正について | |
| (令和4年12月26日 国自整第210号の3)…………… | 166 |
| (15) 「自動車登録業務等実施要領の制定について」の一部改正について | |
| (令和4年12月28日 国自情第246号、国自整第202号)…………… | 173 |
| (16) 「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」の一部改正について | |
| (令和4年12月23日 国自整第207号の3、国自情第255号の3)…………… | 232 |
| (17) 「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」の一部改正について | |
| (令和5年2月22日 国自整第245号の3、国自情第312号の3)…………… | 296 |
| (18) 「走行環境条件の付与の実施要領について（依命通達）」の一部改正について（依命通達） | |
| (令和5年3月24日 国自基第245号の3、国自審第2680号の3)…………… | 303 |
| (19) 「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）」の一部改正について | |
| (令和5年3月27日 国自整第266号の2)…………… | 335 |
| (20) 「自動車検査設備の共同使用等における指定整備業務の取扱いについて」の一部改正について | |
| (令和5年3月27日 国自整第269号の2)…………… | 402 |
| (21) 「自動車特定整備事業者等の申請・届出等の書類について」の一部改正について | |
| (令和5年3月27日 国自整第270号の2)…………… | 407 |
| (22) 検査用スキャンツールに係るQ & Aについて | |
| (令和5年3月30日 事務連絡)…………… | 416 |
| (23) 「道路運送車両法施行規則第36条第5項、第6項及び第7項の書面について（依命通達）」の一部改正について | |
| (令和5年3月30日 国自基第248号の3)…………… | 419 |
| (24) 「非認証車等に対する加速走行騒音試験の取扱いについて」等の一部改正について | |
| (令和5年3月30日 国自基第251号の3)…………… | 426 |

3. その他

| | |
|---|-----|
| (1) 「装置型式指定実施要領について（依命通達）」等の一部改正について | |
| (令和4年1月 国土交通省)…………… | 442 |
| (2) 車検証電子化についての周知用ウェブサイトの開設について～電子車検証や車検証閲覧サービスなどをわかりやすく解説します～ | |
| (令和4年8月19日 国土交通省)…………… | 445 |
| (3) 令和5年1月より検査標章の台紙が変わります | |
| (国土交通省)…………… | 451 |

| | |
|---|-----|
| (4) クレジットカードで自動車重量税・自動車検査登録手数料のお支払いが可能になります。 | |
| （国土交通省） | 453 |
| (5) 令和 5 年 7 月より、車検ステッカーの貼り付け位置が変更となります。 | |
| （国土交通省） | 455 |
| (6) クレーンブーム等の格納忘れ事故に注意！ | |
| （自動車技術総合機構） | 456 |
| (7) OBD 検査システムをリリースしました！ | |
| （令和 5 年 4 月 21 日 自動車技術総合機構） | 458 |
| (8) 国土交通省を名乗るフィッシングサイトに関する注意喚起 | |
| （令和 5 年 4 月 25 日 国土交通省） | 460 |
| (9) 国内初！ 運転者を配置しないレベル 4 での自動運転移動サービスの開始について | |
| （令和 5 年 5 月 12 日 国土交通省） | 461 |

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六億五百万円減少し九千九百万円とすることにいたしました。

令和四年十月四日

福岡市博多区博多駅前三丁目九番五号
合同会社 M E R C H A N T E N E R G
Y 第七

定款変更につき通知公告

当社は、令和四年十月二十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和四年十月四日

東京都渋谷区神宮前三丁目一三番七号
株式会社グラスワークブレイン
代表取締役 濱津 寿

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である宮野純子が退任することに對し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和四年十月四日
東京都港区赤坂一丁目一四番五号アークヒルズエグゼクティブタワー五〇一
COURAGE COMPANY LIMITED
日本における代表者 宮野 純子

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である本郷雅和が退任することに對し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和四年十月四日
東京都千代田区丸の内三丁目一番一號東京共同会計事務所内
OSI NSY IPTE, LTD.
日本における代表者 本郷 雅和

限定承認公告

本籍岩手県八幡平市大更第一八地割五〇番地三一五、最後の住所岩手県八幡平市大更第一八地割五〇番地三一五フアミリーニユータウン赤松
被相続人 亡 田村勘次郎
右被相続人は令和四年六月十八日死亡し、その相続人は令和四年九月二十日盛岡家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和四年十月四日

岩手県八幡平市柏台三丁目六番二三号
相統財産管理人 藤原 秀明

限定承認公告

本籍神奈川県横浜市港北区新吉田東八丁目二七六九番地一二、最後の住所神奈川県横浜市港北区新吉田東八丁目三七番三三
被相続人 亡 高野 登
右被相続人は令和四年六月十日推定午後死亡し、その相続人は令和四年九月十六日横浜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和四年十月四日

川崎市高津区溝口一丁目七番七―四〇九号
溝口レジデンス 限定承認者 徳永紗菜恵
本籍東京都三鷹市井の頭三丁目一四番、最後の住所東京都世田谷区玉川台一丁目五番三三
ジュネス用賀一〇二
被相続人 亡 江山 正純
右被相続人は令和四年八月五日死亡し、その相続人は令和四年九月二十一日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和四年十月四日

大阪府高槻市真上町一丁目二三番一八一―三〇二号
限定承認者 江山 雅章
本籍大阪府八尾市堤町一丁目一五番地八、最後の住所大阪府八尾市黒谷四丁目一五番地
被相続人 亡 中尾健治郎
右被相続人は令和二年九月頃から十二月頃までの間に死亡し、その相続人は令和四年九月二十二日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和四年十月四日

大阪府藤井寺市野中二丁目五番二三号
相統財産管理人 松本 昌美
任意清算公告
当法人は、令和四年九月三十日をもって解散し、税理士法第四十八条の二十一第二項において準用する会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和四年十月四日

東京都千代田区大手町一丁目六番一―一〇九
町ビルSPACE大手町S109
TAXAND税理士法人
社員 川上 英樹

訂正公告
令和四年九月十六日(号外第二〇〇号)掲載の宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告中、③の「(株)新築 国田栄」とあるは「(株)新築 李(一)」の誤りにつき訂正します。

令和四年十月四日
株式会社KPMG FAS
代表取締役 岡田 光

正誤

ページ段 行 誤 正
令和四年三月三十一日(号外第七十号)公布国土交通省令第三十号(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則及び高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の一部を改正する省令)(原稿誤り)

改正後欄、次条第三項及び、次条第三項及び、
八四 改正前欄及び、及び

八二 改正後欄、次条第三項及び、次条第三項及び、
八四 改正前欄及び、及び

発行所 千一〇五―八四四五
東京都港区虎ノ門二丁目
二番五号
独立行政法人国立印刷局
電話 03(3587)4294
定価 一ヵ月、一六四円(本体)、五二〇円
本号一部 一四三円(全体) 一三〇円(別送)
送料 別

●号外 九月三十日付特第八八号五
政府調達第一八四号三二―二

六ページ●十月四日付第二二二号五六ページ●同日付

発行所 千一〇五―八四四五
東京都港区虎ノ門二丁目
二番五号
独立行政法人国立印刷局
電話 03(3587)4294
定価 一ヵ月、一六四円(本体)、五二〇円
本号一部 一四三円(全体) 一三〇円(別送)
送料 別

令和4年10月28日
自動車局
自動車情報課・整備課

「道路運送車両法関係手数料令の一部を改正する政令」を閣議決定

自動車の新規検査等を申請する者が納める手数料の額を改定する「道路運送車両法関係手数料令の一部を改正する政令」が、本日、閣議決定されました。

1. 背景

自動車の検査及び登録手続に係る道路運送車両法（昭和26年法律第185号）関係の手数料は、実費を勘案して定めることとされ（同法第102条）、道路運送車両法関係手数料令（昭和26年政令第255号。以下「令」という。）において具体的に定められています。

今般、道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第14号）により導入予定である「自動車検査証の電子化」等への対応に伴う歳出の増加が発生することから、実費を勘案し、これらに係る手数料の額について所要の改正を行う必要があります。

2. 概要

- ①国又は軽自動車検査協会（以下、「協会」という。）に納めなければならない自動車検査証の再交付に係る手数料の額を改定します（令第1条関係）。
- ②国又は協会に納めなければならない検査手続に係る手数料の額を改定します（令第2条関係）。
- ③自動車技術総合機構が基準適合性審査を行う検査手続を受ける場合において、国に納めなければならない自動車検査証の交付に係る手数料の額を改定します（令第3条関係）。

3. スケジュール

公布：令和4年11月2日（水）
施行：令和5年1月1日（日）

【問い合わせ先】

国土交通省 自動車局 自動車情報課 手嶋、伊堂寺、高橋、林
電話：03-5253-8111（内線42114） FAX：03-5253-1639
整備課 杉崎、杉本
電話：03-5253-8111（内線42427） FAX：03-5253-1639

道路運送車両法関係手数料令の一部を改正する政令案要綱

第一 自動車の新規検査等を申請する者が国又は軽自動車検査協会に納めなければならない手数料の額を改めるものとする。 (第一条、第二条及び第三条第一項関係)

第二 この政令は、令和五年一月一日から施行するものとする。 (附則関係)

政令第 号

道路運送車両法関係手数料令の一部を改正する政令

内閣は、道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第二百二条第一項から第三項までの規定に基づき、この政令を制定する。

道路運送車両法関係手数料令（昭和二十六年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の表十四の項を同表十五の項とし、同表十三の項中「自動車検査証、」を削り、同項を同表十四の項とし、同表十二の項の次に次のように加える。

十三 自動車検査証の再交付を申請する者

一件につき二百五十円

第二条の表一の項下欄第一号イ中「検査対象軽自動車及び」を削り、「千円」を「千四百円」に改め、同号ロ中「検査対象軽自動車及び」を削り、「千二百円」を「千五百円」に、「千円」を「千三百円」に改め、同欄第二号中「ともに」を「共に」に、「千円」を「千三百円」に改め、同欄第三号中「限る。」を「限る。」に改め、同号イ及びロを削り、同欄第四号イ中「二千円」を「二千五百円」に改め、同号ロ中「千四百円」を「千九百円」に改め、同号ハ中「二千円」を「二千二百円」に改め、同表二

の項下欄第一号イ中「検査対象軽自動車及び」を削り、「千円」を「千二百円」に改め、同号口中「検査対象軽自動車及び」を削り、「千二百円」を「千四百円」に、「千円」を「千二百円」に改め、同欄第二号中「千円」を「千二百円」に改め、同欄第三号中「限る。」を「限る。」 千四百円」に改め、同号イ及びロを削り、同欄第四号イ中「小型自動車」の下に「及び検査対象軽自動車」を加え、「千七百円」を「千八百円」に改め、同号ロを削り、同号ハ中「千八百円」を「千九百円」に改め、同号ハを同号ロとし、同表三の項下欄第一号中「二千円」を「二千五百円」に改め、同欄第二号中「千四百円」を「千九百円」に改め、同欄第三号中「二千円」を「二千二百円」に改め、同表四の項下欄第一号中「ともに」を「共に」に、「千円」を「千三百円」に改め、同欄第二号中「限る。」を「限る。」 千四百円」に改め、同号イ及びロを削り、同欄第三号イ中「二千円」を「二千五百円」に改め、同号ロ中「千四百円」を「千九百円」に改め、同号ハ中「二千円」を「二千二百円」に改める。

第三条第一項中「四百円と」を「五百円と」に改める。

附 則

この政令は、令和五年一月一日から施行する。

理由

自動車検査証の電子化等に伴い、自動車の新規検査等の申請をする者が納める手数料の額を改定する必要があるからである。

道路運送車両法関係手数料令の一部を改正する政令案 新旧対照条文 目次

○ 道路運送車両法関係手数料令（昭和二十六年政令第二百五十五号）（抄） 1

○ 道路運送車両法関係手数料令（昭和二十六年政令第二百五十五号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

| | | | |
|--|-------------------|-------------------|------------|
| <p>（国又は協会に納める手数料） 第一条 道路運送車両法（以下「法」という。）第百二条第一項の規定により納めなければならない手数料の額は、次のとおりとする。</p> | | <p>手数料を納付すべき者</p> | <p>金 額</p> |
| | | <p>一〇十二（略）</p> | <p>（略）</p> |
| <p>十三 自動車検査証の再交付を申請する者</p> | <p>一件につき三百五十円</p> | | |
| <p>十四 臨時検査合格標章、検査標章、自動車予備検査証又は限定自動車検査証の再交付を申請する者</p> | <p>一件につき三百円</p> | | |
| <p>十五（略）</p> | <p>（略）</p> | | |

現 行

| | | | |
|--|-----------------|-------------------|------------|
| <p>（国又は協会に納める手数料） 第一条 道路運送車両法（以下「法」という。）第百二条第一項の規定により納めなければならない手数料の額は、次のとおりとする。</p> | | <p>手数料を納付すべき者</p> | <p>金 額</p> |
| | | <p>一〇十二（略）</p> | <p>（略）</p> |
| <p>（新設）</p> | <p>（新設）</p> | | |
| <p>十三 自動車検査証、臨時検査合格標章、検査標章、自動車予備検査証又は限定自動車検査証の再交付を申請する者</p> | <p>一件につき三百円</p> | | |
| <p>十四（略）</p> | <p>（略）</p> | | |

(国又は協会及び機構に納める手数料)
 第二条 法第百二条第二項の規定により、国又は協会に納めなければならぬ手数料の額は、次のとおりとし、機構に納めなければならぬ手数料の額は、一両につき四百円(大型特殊自動車及び二輪の小型自動車にあつては、零円)とする。

| | |
|--------------|---|
| 手数料を納付すべき者 | 金 額 |
| 一 新規検査を申請する者 | 一両につき次に掲げる金額 一 完成検査終了証の提出(法第五十九条第四項において準用する法第七条第四項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。)がある自動車 イ 二輪の小型自動車 千四百円 ロ 二輪の小型自動車以外の自動車 千五百円(電子申請による場合にあつては、千三百円) 二 登録識別情報(法第十六条第一項の申請(法第十五条の二第五項の規定により申請があつたものとみなされる場合を含む。))に基づく一時抹消登録に係るものに限る。以下「一時抹消登録識別情報」という。)の提供又は自動車検査証返納証明書の提出と共に保安基準適合証の提出(法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載を |

(国又は協会及び機構に納める手数料)
 第二条 法第百二条第二項の規定により、国又は協会に納めなければならぬ手数料の額は、次のとおりとし、機構に納めなければならぬ手数料の額は、一両につき四百円(大型特殊自動車及び二輪の小型自動車にあつては、零円)とする。

| | |
|--------------|--|
| 手数料を納付すべき者 | 金 額 |
| 一 新規検査を申請する者 | 一両につき次に掲げる金額 一 完成検査終了証の提出(法第五十九条第四項において準用する法第七条第四項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。)がある自動車 イ 検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車 千円 ロ 検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車以外の自動車 千二百円(電子申請による場合にあつては、千円) 二 登録識別情報(法第十六条第一項の申請(法第十五条の二第五項の規定により申請があつたものとみなされる場合を含む。))に基づく一時抹消登録に係るものに限る。以下「一時抹消登録識別情報」という。)の提供又は自動車検査証返納証明書の提出とともに保安基準適合証の提出(法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載を |

| | |
|---|---|
| <p>二 継続検査を申請する者</p> | |
| <p>一 両につき次に掲げる金額 一 保安基準適合証の提出（法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもって提出に代える場合を含む。）がある自動車 イ 二輪の小型自動車 千二百円</p> | <p>もって提出に代える場合を含む。）がある自動車並びに限定自動車検査証の提出及び限定保安基準適合証の提出（法第九十四条の五の二第五項において準用する法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもって提出に代える場合を含む。）がある自動車 千三百円</p> <p>三 限定自動車検査証の提出がある自動車（限定保安基準適合証の提出（法第九十四条の五の二第五項において準用する法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもって提出に代える場合を含む。）がない自動車に限る。） 千四百円 （削る） （削る）</p> <p>四 その他の自動車 イ 小型自動車 二千円 ロ 検査対象軽自動車 千九百円 ハ 小型自動車及び検査対象軽自動車以外の自動車 二千二百円</p> |

| | |
|---|---|
| <p>二 継続検査を申請する者</p> | |
| <p>一 両につき次に掲げる金額 一 保安基準適合証の提出（法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもって提出に代える場合を含む。）がある自動車 イ 検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車 千円</p> | <p>をもって提出に代える場合を含む。）がある自動車並びに限定自動車検査証の提出及び限定保安基準適合証の提出（法第九十四条の五の二第五項において準用する法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもって提出に代える場合を含む。）がある自動車 千円</p> <p>三 限定自動車検査証の提出がある自動車（限定保安基準適合証の提出（法第九十四条の五の二第五項において準用する法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもって提出に代える場合を含む。）がない自動車に限る。） イ 検査対象軽自動車 千二百円 ロ 検査対象軽自動車以外の自動車 千三百円</p> <p>四 その他の自動車 イ 小型自動車 二千円 ロ 検査対象軽自動車 千四百円 ハ 小型自動車及び検査対象軽自動車以外の自動車 二千二百円</p> |

| | |
|--|---|
| <p>三 構造等変更検査を申請する者</p> | |
| <p>一 両につき次に掲げる金額 一 小型自動車 二千二百円 二 検査対象軽自動車 千九百円 三 小型自動車及び検査対象軽自動車以</p> | <p>ロ 二輪の小型自動車以外の自動車 千四百円（電子申請による場合にあっては、千二百円）</p> <p>二 限定自動車検査証の提出及び限定保安基準適合証の提出（法第九十四条の五の二第五項において準用する法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもって提出に代える場合を含む。）がある自動車 千二百円</p> <p>三 限定保安基準適合証の提出（法第九十四条の五の二第五項において準用する法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもって提出に代える場合を含む。）がない自動車に限る。） 千四百円</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p> <p>四 その他の自動車 イ 小型自動車及び検査対象軽自動車 千八百円 ロ 小型自動車及び検査対象軽自動車以外の自動車 千九百円</p> |

| | |
|--|--|
| <p>三 構造等変更検査を申請する者</p> | |
| <p>一 両につき次に掲げる金額 一 小型自動車 二千円 二 検査対象軽自動車 千四百円 三 小型自動車及び検査対象軽自動車以</p> | <p>ロ 検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車以外の自動車 千二百円（電子申請による場合にあっては、千円）</p> <p>二 限定自動車検査証の提出及び限定保安基準適合証の提出（法第九十四条の五の二第五項において準用する法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもって提出に代える場合を含む。）がある自動車 千二百円</p> <p>三 限定自動車検査証の提出がある自動車（限定保安基準適合証の提出（法第九十四条の五の二第五項において準用する法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもって提出に代える場合を含む。）がない自動車に限る。） イ 検査対象軽自動車 千二百円 ロ 検査対象軽自動車以外の自動車 千三百円</p> <p>四 その他の自動車 イ 小型自動車 千七百円 ロ 検査対象軽自動車 千四百円 ハ 小型自動車及び検査対象軽自動車以外の自動車 千八百円</p> |

| | |
|---------------------|---|
| <p>四 予備検査を申請する者</p> | <p>外の自動車 二千二百円</p> <p>一 両につき次に掲げる金額</p> <p>一 一時抹消登録識別情報の提供又は自動車検査証返納証明書の提出と共に保安基準適合証の提出がある自動車並びに限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出がある自動車 千三百円</p> <p>二 限定自動車検査証の提出がある自動車（限定保安基準適合証の提出がない自動車に限る。） 千四百円</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p> <p>三 その他の自動車</p> <p>イ 小型自動車 二千二百円</p> <p>ロ 検査対象軽自動車 千九百円</p> <p>ハ 小型自動車及び検査対象軽自動車以外の自動車 二千二百円</p> |
|---------------------|---|

2 (略)

表 (略)

(国及び機構に納める手数料)

第三条 法第百二条第二項に規定する者のうち機構が行う基準適合性審査を受けようとする者が、同条第三項の規定により、国に納めなければならない手数料の額は、一両につき五百円とし、機構に納めなければならない手数料の額は、次のとおりとする。

| | |
|---------------------|---|
| <p>四 予備検査を申請する者</p> | <p>外の自動車 二千二百円</p> <p>一 両につき次に掲げる金額</p> <p>一 一時抹消登録識別情報の提供又は自動車検査証返納証明書の提出とともに保安基準適合証の提出がある自動車並びに限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出がある自動車 千円</p> <p>二 限定自動車検査証の提出がある自動車（限定保安基準適合証の提出がない自動車に限る。）</p> <p>イ 検査対象軽自動車 千二百円</p> <p>ロ 検査対象軽自動車以外の自動車 千三百円</p> <p>三 その他の自動車</p> <p>イ 小型自動車 二千円</p> <p>ロ 検査対象軽自動車 千四百円</p> <p>ハ 小型自動車及び検査対象軽自動車以外の自動車 二千二百円</p> |
|---------------------|---|

2 (略)

表 (略)

(国及び機構に納める手数料)

第三条 法第百二条第二項に規定する者のうち機構が行う基準適合性審査を受けようとする者が、同条第三項の規定により、国に納めなければならない手数料の額は、一両につき四百円とし、機構に納めなければならない手数料の額は、次のとおりとする。

道路運送車両法関係手数料令の一部を改正する政令案 参照条文

目次

| | | |
|---|---|----|
| ○ | 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）（抄） | 1 |
| ○ | 道路運送車両法関係手数料令（昭和二十六年政令第百五十五号）（抄） | 9 |
| ○ | 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）（抄） | 15 |

○ 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）（抄）

（新規登録の申請）

第七条 登録を受けていない自動車の登録（以下「新規登録」という。）を受けようとする場合には、その所有者は、国土交通大臣に対し、次に掲げる事項を記載した申請書に、国土交通省令で定める区分により、第三十三条に規定する譲渡証明書、輸入の事実を証明する書面又は当該自動車の所有権を証明するに足るその他の書面を添えて提出し、かつ、当該自動車を提示しなければならない。

2 （略）

3 第一項の申請をする場合において、次の各号に掲げる自動車にあつては、それぞれ当該各号に定める書面の提出をもつて当該自動車の提示に代えることができる。

一 （略）

二 第七十五条第一項の規定によりその型式について指定を受けた自動車 同条第四項の規定による完成検査終了証（発行後国土交通省令で定める期間を経過しないものに限る。次項第二号において同じ。）

三・四 （略）

4 第一項の申請をする者は、次の各号に掲げる規定によりそれぞれ当該各号に掲げる規定に規定する事項が第九十六条の二から第九十六条の四までの規定により国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録情報処理機関」という。）に提供されたときは、国土交通省令で定めるところにより、同項の申請書にその旨を記載することをもつてそれぞれ当該各号に掲げる書面の提出に代えることができる。

一 （略）

二 第七十五条第五項 完成検査終了証

三・四 （略）

5 前項の規定により同項各号に掲げる規定に規定する事項が登録情報処理機関に提供されたことが第一項の申請書に記載されたときは、国土交通大臣は、登録情報処理機関に対し、国土交通省令で定めるところにより、必要な事項を照会するものとする。

6 （略）

（輸出抹消登録）

第十五条の二 （略）

2・3 （略）

4 第二項の規定により交付を受けた輸出抹消仮登録証明書に係る自動車が輸出されることなく当該輸出抹消仮登録証明書の有効期間が満了したときは、当該自動車の所有者は、当該有効期間が満了した日から十五日以内に、国土交通大臣に当該輸出抹消仮登録証明書を返納しなければならない。

5 国土交通大臣は、前項の規定その他の事由により輸出抹消仮登録証明書の返納を受けたときは、次条第一項の規定による一時抹消登録の申請があつたものとみなして一時抹消登録をするものとする。

(一時抹消登録)

第十六条 登録自動車の所有者は、前二条に規定する場合を除くほか、その自動車を運行の用に供することをやめたときは、一時抹消登録の申請をすることができる。

257 (略)

(登録識別情報の通知)

第十八条の二 国土交通大臣は、新規登録、変更登録、移転登録又は一時抹消登録をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、速やかに、当該登録の申請者に対し、当該登録に係る登録識別情報を通知しなければならない。ただし、当該申請者があらかじめ登録識別情報の通知を希望しない旨の申出をした場合その他の国土交通省令で定める場合は、この限りでない。

2 (略)

(自動車の構造)

第四十条 自動車は、その構造が、次に掲げる事項について、国土交通省令で定める保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならない。

一5九 (略)

(自動車の装置)

第四十一条 自動車は、次に掲げる装置について、国土交通省令で定める保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならない。

一5二十一 (略)

2 (略)

(乗車定員又は最大積載量)

第四十二条 自動車は、乗車定員又は最大積載量について、国土交通省令で定める保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならない。

(保安基準の原則)

第四十六条 第四十条から第四十二条まで、第四十四条及び前条の規定による保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下「保安基準」という。）は、道路運送車両の構造及び装置が運行に十分堪え、操縦その他の使用のための作業に安全であるとともに、行人その他に危害を与えないことを確保するものでなければならず、かつ、これにより製作者又は使用者に対し、自動車の製作又は使用について不当な制限を課することとなるものであつてはならない。

（自動車の検査及び自動車検査証）

第五十八条 自動車（国土交通省令で定める軽自動車（以下「検査対象外軽自動車」という。）及び小型特殊自動車を除く。以下この章において同じ。）は、この章に定めるところにより、国土交通大臣の行う検査を受け、有効な自動車検査証の交付を受けているものでなければ、これを運行の用に供してはならない。

2 （略）

（新規検査）

第五十九条 登録を受けていない第四条に規定する自動車又は次条第一項の規定による車両番号の指定を受けていない検査対象外軽自動車以外の軽自動車（以下「検査対象軽自動車」という。）若しくは二輪の小型自動車を運行の用に供しようとするときは、当該自動車の使用者は、当該自動車を提示して、国土交通大臣の行なう新規検査を受けなければならない。

2・3 （略）

4 第七条第三項（第二号に係る部分に限る。）、第四項（第二号に係る部分に限る。）及び第五項の規定は、第一項の場合に準用する。

第六十条 国土交通大臣は、新規検査の結果、当該自動車が保安基準に適合すると認めるときは、自動車検査証を当該自動車の使用者に交付しなければならない。この場合において、検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車については車両番号を指定しなければならない。

2 （略）

（継続検査）

第六十二条 登録自動車又は車両番号の指定を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車の使用者は、自動車検査証の有効期間の満了後も当該自動車を使用しようとするときは、当該自動車を提示して、国土交通大臣の行なう継続検査を受けなければならない。この場合において、当該自動車の使用者は、当該自動車検査証を国土交通大臣に提出しなければならない。

2 国土交通大臣は、継続検査の結果、当該自動車が保安基準に適合すると認めるときは、当該自動車検査証に有効期間を記入して、これを当該自動車の使用者に返付し、当該自動車が保安基準に適合しないと認めるときは、当該自動車検査証を当該自動車の使用者に返付しないものとする。

3 5 （略）

(自動車検査証の記載事項の変更及び構造等変更検査)

第六十七条 自動車の使用者は、自動車検査証の記載事項について変更があったときは、その事由があった日から十五日以内に、当該事項の変更について、国土交通大臣が行う自動車検査証の記入を受けなければならない。ただし、その効力を失っている自動車検査証については、これに記入を受けるべき時期は、当該自動車を使用しようとする時とすることができる。

2 (略)

3 国土交通大臣は、第一項の変更が国土交通省令で定める事由に該当する場合において、保安基準に適合しなくなるおそれがあると認めるときは、当該自動車が保安基準に適合するかどうかについて、これを提示して構造等変更検査を受けるときを命じなければならない。

4 第五十九条第三項及び第六十二条第二項の規定は、構造等変更検査について準用する。

(自動車検査証の返納等)

第六十九条 (略)

2・3 (略)

4 車両番号の指定を受けた検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車の使用者は、当該自動車を運行の用に供することをやめたときは、当該自動車検査証を国土交通大臣に返納して自動車検査証返納証明書の交付を受けることができる。

(再交付)

第七十条 自動車又は検査対象外軽自動車の使用者は、自動車検査証若しくは検査標章又は臨時検査合格標章が滅失し、き損し、又はその識別が困難となった場合その他国土交通省令で定める場合には、その再交付を受けることができる。

(予備検査)

第七十一条 登録を受けていない第四条に規定する自動車又は車両番号の指定を受けていない検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車の所有者は、当該自動車を提示して、国土交通大臣の行なう予備検査を受けることができる。

2 国土交通大臣は、予備検査の結果、当該自動車が保安基準に適合すると認めるときは、自動車予備検査証を当該自動車の所有者に交付しなければならない。

3 (略)

4 自動車予備検査証の交付を受けた自動車についてその使用の本拠の位置が定められたときは、その使用者は、国土交通大臣に当該自動車予備検査証を提出して、自動車検査証の交付を受けることができる。

5 (略)

(限定自動車検査証等)

第七十一条の二 国土交通大臣は、新規検査若しくは予備検査(第十六条第一項の申請に基づく一時抹消登録を受けた自動車又は第六十九条第四項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車であつて、当該自動車の長さ、幅又は高さその他の国土交通省令で定める事項(以下「構造等に関する事項」という。))がそれぞれ当該自動車に係る自動車登録ファイルに記録され、又は自動車検査証返納証明書に記載された構造等に関する事項と同一であるものに係るものに限り、又は継続検査の結果、当該自動車が保安基準に適合しないと認める場合には、当該自動車の使用を停止する必要があると認めるときを除き、限定自動車検査証を当該自動車の使用者(予備検査にあつては、所有者)に交付するものとする。

2 5 7 (略)

(道路運送車両の検査に係る独立行政法人自動車技術総合機構の審査)

第七十四条の二 国土交通大臣は、この章に規定する自動車及び検査対象外軽自動車の検査に関する事務のうち、自動車及び検査対象外軽自動車が保安基準に適合するかどうかの審査(以下「基準適合性審査」という。))を機構に行わせるものとする。ただし、次条の規定により軽自動車検査協会に軽自動車の検査事務を行わせる場合における基準適合性審査については、この限りでない。

2 5 5 (略)

(軽自動車検査協会の検査等)

第七十四条の三 国土交通大臣は、次章の規定により軽自動車検査協会が設立されたときは、軽自動車検査協会に、この章に規定する自動車の検査に関する事務(第六十一条の二及び第六十三条第一項の規定による事務並びに基準適合性審査に必要な技術上の情報であつて国土交通省令で定めるものの管理に関する事務(第一百零二条第二項において「審査用技術情報管理事務」という。))を除く。)であつて軽自動車に係るもの(以下「軽自動車の検査事務」という。))を行わせるものとする。

2 5 7 (略)

(自動車の指定)

第七十五条 国土交通大臣は、自動車の安全性の増進及び自動車による公害の防止その他の環境の保全を図るため、申請により、自動車をその型式について指定する。

2 5 3 (略)

4 第一項の申請をした者は、その型式について指定を受けた自動車(第二項に規定する者であつてその製作し、又は輸出する自動車の型式について第一項の規定による指定を受けたもの(第九項において「指定外国製作者等」という。))に係る自動車にあつては、本邦に輸出されるものに限る。第八項及び第九項第四号において同じ。)を譲渡する場合において、当該自動車の構造、装置及び性能が保安基準に適合しているかどうかを検査し、適合すると認めるときは、完成検査終了証を発行し、これを譲受人に交付しなければならない。

5 第一項の申請をした者は、その型式について指定を受けた自動車（国土交通省令で定めるものを除く。）に係る前項の規定による完成検査終了証の発行及び交付に代えて、政令で定めるところにより、当該譲受人の承諾を得て、当該完成検査終了証に記載すべき事項を電磁的方法により登録情報処理機関に提供することができる。

6～9 (略)

(保安基準適合証等)

第九十四条の五 指定自動車整備事業者は、自動車（検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。）を国土交通省令で定める技術上の基準により点検し、当該自動車の保安基準に適合しなくなるおそれがある部分及び適合しない部分について必要な整備をした場合において、当該自動車が保安基準に適合する旨を自動車検査員が証明したときは、請求により、保安基準適合証及び保安基準適合標章（第十六条第一項の申請に基づく一時抹消登録を受けた自動車並びに第六十九条第四項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車にあつては、保安基準適合証）を依頼者に交付しなければならない。ただし、第六十三条第二項の規定により臨時検査を受けるべき自動車については、臨時検査を受けていなければ、これらを交付してはならない。

2 指定自動車整備事業者は、自動車（検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車その他国土交通省令で定める自動車を除く。）に係る前項の規定による保安基準適合証の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該依頼者の承諾を得て、当該保安基準適合証に記載すべき事項を電磁的方法により登録情報処理機関に提供することができる。

3 (略)

4 第一項の場合においては、自動車検査員は、国土交通省令で定める基準により、当該自動車が保安基準に適合するかどうかを検査し、その結果これに適合すると認めるときでなければ、その証明をしてはならない。この場合において、自動車検査員が当該自動車について国土交通省令で定める技術上の基準により同項の点検を行い、その結果保安基準に適合すると認めた部分は、国土交通省令で定めるところにより、検査において保安基準に適合するものとみなす。

5・6 (略)

7 新規検査又は予備検査（第十六条第一項の申請に基づく一時抹消登録を受けた乗用自動車等又は第六十九条第四項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車に係るものに限る。）に際し、当該自動車に係る自動車検査証返納証明書（同項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車に係るものに限る。）とともに有効な保安基準適合証の提出があつた場合には、第五十九条及び第六十条並びに第七十一条の規定の適用については、当該自動車は、国土交通大臣（第七十四条の四の規定の適用があるときは、協会。次項、第十項及び次条第四項において同じ。）に対する提示があり、かつ、保安基準に適合するものとみなす。

8 継続検査に際し、有効な保安基準適合証の提出があつた場合には、第六十二条の規定の適用については、当該自動車は、国土交通大臣に対する提示があり、かつ、保安基準に適合するものとみなす。

9 前二項の検査の申請をする者は、第二項の規定により同項に規定する事項が登録情報処理機関に提供されたときは、国土交通省令で定める

ところにより、前二項の申請書にその旨を記載することをもつて保安基準適合証の提出に代えることができる。
10 〽 12 (略)

(限定保安基準適合証)

第九十四条の五の二 指定自動車整備事業者は、有効な限定自動車検査証の交付を受けている自動車の当該限定自動車検査証に記載された保安基準に適合しない部分を整備した場合において、当該整備に係る部分が保安基準に適合する旨を自動車検査員が証明したときは、請求により、限定保安基準適合証を依頼者に交付しなければならない。

2・3 (略)

4 有効な限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出があつた場合には、第五十九条及び第六十条、第六十二条並びに第七十一条の規定の適用については、当該自動車は、国土交通大臣に対する提示があり、かつ、保安基準に適合するものとみなす。

5 前条第九項及び第十項の規定は、限定保安基準適合証の提出について準用する。

(手数料の納付)

第二百二条 次に掲げる者（国及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。第八号において同じ。）を除く。次項において同じ。）は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国（第四号、第十号又は第十一号に掲げる者が協会にその申請をする場合には、協会）に納めなければならない。

- 一 新規登録を申請する者
 - 二 変更登録、移転登録、輸出抹消仮登録又は一時抹消登録を申請する者
 - 三 第十八条の二の規定による登録識別情報の通知を受ける者（第十五条の二第五項の一時抹消登録に係るものに限る。）
 - 四 輸出予定届出証明書の交付を申請する者
 - 五 地方運輸局長が行う臨時運行の許可を申請する者
 - 六 回送運行許可証の交付を申請する者
 - 七 登録事項等証明書の交付を請求する者
 - 八 第二十二条第三項の規定による請求（国又は独立行政法人の委託に係るものを除く。）に係る登録情報の提供を受ける登録情報提供機関
 - 九 自動車整備士の技能検定を申請する者
 - 十 自動車検査証返納証明書又は第七十二条の三の規定による証明書の交付を申請する者
 - 十一 自動車検査証、臨時検査合格標章、検査標章、自動車予備検査証又は限定自動車検査証の再交付を申請する者
 - 十二 指定自動車整備事業の指定を申請する者
- 2 新規検査、継続検査、構造等変更検査又は予備検査を申請する者は、実費（審査用技術情報管理事務に係る実費を除く。）を勘案して政令

で定める額の手数料を国（協会にその申請をする場合には、協会）に、審査用技術情報管理事務に係る実費を勘案して政令で定める額の手数料を機構に、それぞれ納めなければならない。

3 前項に規定する者のうち機構が行う基準適合性審査を受けようとする者は、同項の規定にかかわらず、自動車検査証の交付に係る実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に、基準適合性審査に係る実費を勘案して政令で定める額の手数料を機構に、それぞれ納めなければならない。

4 8 (略)

○ 道路運送車両法関係手数料令（昭和二十六年政令第二百五十五号）（抄）

（国又は協会に納める手数料）

第一条 道路運送車両法（以下「法」という。）第百二条第一項の規定により納めなければならない手数料の額は、次のとおりとする。

| 手数料を納付すべき者 | 金額 |
|---|--|
| 一 新規登録を申請する者 | 一両につき次に掲げる金額 一 完成検査終了証の提出（法第七条第四項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。）がある自動車 九百円（電子申請（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。以下同じ。）による場合にあつては、五百円） |
| 二 変更登録、輸出抹消仮登録又は一時抹消登録を申請する者 | 二 その他の自動車 七百元 |
| 三 移転登録を申請する者 | 一両につき三百五十円 |
| 四 法第十八条の二の規定による登録識別情報の通知を受ける者（法第十五条の二第五項の一時抹消登録に係るものに限る。） | 一両につき三百五十円 |
| 五 輸出予定届出証明書の交付を申請する者 | 一両につき三百五十円 |
| 六 運輸監理部長又は運輸支局長が行う臨時運行の許可を申請する者 | 一両につき七百五十円 |
| 七 回送運行許可証の交付を申請する者 | 一枚につき許可の期間一月までごとに二千五十円（その額が五千元以上である場合であつて、その額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額） |
| 八 登録事項等証明書の交付を請求する者 | 一 自動車一両ごとに作成する証明書 イ 現在記録ファイルに記録されている事項のみに係るもの 一件につき三百円 ロ 現在記録ファイル及び保存記録ファイルに記録されている事項に係るもの 一件につき千円（保存記録ファイルに記録されている事項に係るものの枚数が一枚を超える場合にあつては、千円にその超える枚数一枚ごとに三百円を加算した額） |

| | |
|---|---|
| | <p>二 三十両以下の自動車について一括して作成する証明書で現在記録ファイルに記録されている事項のみに係るもの 一枚につき四百円</p> |
| <p>九 法第二十二條第三項の規定による請求に係る登録情報の提供を受ける登録情報提供機関</p> | <p>一件につき次に掲げる金額</p> <p>一 自動車一両ごとに作成する登録事項等証明書一枚に記載される登録情報であつて、現在記録ファイルに記録されている事項に係るもの 二百円</p> <p>二 三十両（自動車登録番号又は車台番号並びに自動車の所有者及び使用者の氏名又は名称及び住所を含まないものについては、六十両）以下の自動車について一括して作成する登録事項等証明書一枚に記載される登録情報であつて、現在記録ファイルに記録されている事項に係るもの 二百円</p> |
| <p>十 自動車整備士の技能検定を申請する者</p> | <p>一件につき七千二百円（学科試験及び実技試験の全部の免除を受ける者については、二千四百五十円）</p> <p>一件につき三百五十円</p> |
| <p>十一 自動車検査証返納証明書の交付を申請する者</p> | <p>一件につき三百五十円</p> |
| <p>十二 法第七十二條の三の規定による証明書の交付を請求する者</p> | <p>一 自動車一両ごとに作成する証明書</p> <p>イ 現在記録ファイルに記録されている事項のみに係るもの 一件につき三百円</p> <p>ロ 現在記録ファイル及び保存記録ファイルに記録されている事項に係るもの 一件につき千円（保存記録ファイルに記録されている事項に係るものの枚数が一枚を超える場合にあつては、千円にその超える枚数一枚ごとに三百円を加算した額）</p> <p>二 三十両以下の自動車について一括して作成する証明書で現在記録ファイルに記録されている事項のみに係るもの 一枚につき四百円</p> |
| <p>十三 自動車検査証、臨時検査合格標章、検査標章、自動車予備検査証又は限定自動車検査証の再交付を申請する者</p> | <p>一件につき三百円</p> |
| <p>十四 指定自動車整備事業の指定を申請する者</p> | <p>一件につき二万九千円</p> |

（国又は協会及び機構に納める手数料）

第二条 法第百二条第二項の規定により、国又は協会に納めなければならない手数料の額は、次のとおりとし、機構に納めなければならない手数料の額は、一両につき四百円（大型特殊自動車及び二輪の小型自動車にあつては、零円）とする。

| 手数料を納付すべき者 | 金額 |
|--------------|---|
| 一 新規検査を申請する者 | <p>一両につき次に掲げる金額</p> <p>一 完成検査終了証の提出（法第五十九条第四項において準用する法第七条第四項の規定による申請書への記載をもって提出に代える場合を含む。）がある自動車</p> <p>イ 検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車 千百円</p> <p>ロ 検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車以外の自動車 千二百円（電子申請による場合にあつては、千円）</p> <p>二 登録識別情報（法第十六条第一項の申請（法第十五条の二第五項の規定により申請があつたものとみなされる場合を含む。）に基づく一時抹消登録に係るものに限る。以下「一時抹消登録識別情報」という。）の提供又は自動車検査証返納証明書の提出とともに保安基準適合証の提出（法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもって提出に代える場合を含む。）がある自動車並びに限定自動車検査証の提出及び限定保安基準適合証の提出（法第九十四条の五の二第五項において準用する法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもって提出に代える場合を含む。）がある自動車 千百円</p> <p>三 限定自動車検査証の提出がある自動車（限定保安基準適合証の提出（法第九十四条の五の二第五項において準用する法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもって提出に代える場合を含む。）がない自動車に限る。）</p> <p>イ 検査対象軽自動車 千二百円</p> <p>ロ 検査対象軽自動車以外の自動車 千三百円</p> <p>四 その他の自動車</p> <p>イ 小型自動車 二千円</p> <p>ロ 検査対象軽自動車 千四百円</p> <p>ハ 小型自動車及び検査対象軽自動車以外の自動車 二千百円</p> |

| | |
|------------------------|--|
| | <p>二 継続検査を申請する者</p> <p>一 両につき次に掲げる金額</p> <p>一 保安基準適合証の提出（法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもって提出に代える場合を含む。）がある自動車</p> <p>イ 検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車 千百円</p> <p>ロ 検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車以外の自動車 千二百円（電子申請による場合にあつては、千円）</p> <p>二 限定自動車検査証の提出及び限定保安基準適合証の提出（法第九十四条の五の二第五項において準用する法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもって提出に代える場合を含む。）がある自動車 千百円</p> <p>三 限定自動車検査証の提出がある自動車（限定保安基準適合証の提出（法第九十四条の五の二第五項において準用する法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもって提出に代える場合を含む。）がない自動車に限る。）</p> <p>イ 検査対象軽自動車 千二百円</p> <p>ロ 検査対象軽自動車以外の自動車 千三百円</p> <p>四 その他の自動車</p> <p>イ 小型自動車 千七百円</p> <p>ロ 検査対象軽自動車 千四百円</p> <p>ハ 小型自動車及び検査対象軽自動車以外の自動車 千八百円</p> |
| <p>三 構造等変更検査を申請する者</p> | <p>一 両につき次に掲げる金額</p> <p>一 小型自動車 二千円</p> <p>二 検査対象軽自動車 千四百円</p> <p>三 小型自動車及び検査対象軽自動車以外の自動車 二千百円</p> |
| <p>四 予備検査を申請する者</p> | <p>一 両につき次に掲げる金額</p> <p>一 一時抹消登録識別情報の提供又は自動車検査証返納証明書の提出とともに保安基準適合証の提出がある自動車並びに限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出がある自動車 千百円</p> <p>二 限定自動車検査証の提出がある自動車（限定保安基準適合証の</p> |

| 手数料を納付すべき者 | 金額 |
|--------------|---|
| 一 新規検査を申請する者 | <p>一両につき次に掲げる金額</p> <p>一 限定自動車検査証の提出がある自動車（限定保安基準適合証の提出（法第九十四条の五の二第五項において準用する法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもって提出に代える場合を含む。）がない自動車に限る。）</p> <p>イ 大型特殊自動車及び二輪の小型自動車 九百円</p> <p>ロ 大型特殊自動車及び二輪の小型自動車以外の自動車 千三百円</p> <p>二 その他の自動車</p> <p>イ 普通自動車 二千円</p> <p>ロ 二輪の小型自動車以外の小型自動車 二千円</p> <p>ハ 大型特殊自動車 千七百円</p> <p>ニ 二輪の小型自動車 千六百円</p> |
| 二 継続検査を申請する者 | <p>一両につき次に掲げる金額</p> <p>一 限定自動車検査証の提出がある自動車（限定保安基準適合証の提出（法第九十四条の五の二第五項において準用する法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもって提出に代える場合を含む。）がない自動車に限る。）</p> |

（国及び機構に納める手数料）

第三条 法第百二条第二項に規定する者のうち機構が行う基準適合性審査を受けようとする者が、同条第三項の規定により、国に納めなければならない手数料の額は、一両につき四百円とし、機構に納めなければならない手数料の額は、次のとおりとする。

| | |
|--|--|
| | <p>提出がない自動車に限る。）</p> <p>イ 検査対象軽自動車 千二百円</p> <p>ロ 検査対象軽自動車以外の自動車 千三百円</p> <p>三 その他の自動車</p> <p>イ 小型自動車 二千円</p> <p>ロ 検査対象軽自動車 千四百円</p> <p>ハ 小型自動車及び検査対象軽自動車以外の自動車 二千円</p> |
|--|--|

(略)

| | |
|----------------------------|--|
| <p>三 構造等変更検査を申請する者</p> | <p>イ 大型特殊自動車及び二輪の小型自動車 九百円 ロ 大型特殊自動車及び二輪の小型自動車以外の自動車 千三百円 二 その他の自動車 イ 普通自動車 千八百円 ロ 二輪の小型自動車以外の小型自動車 千七百円 ハ 大型特殊自動車 千四百円 ニ 二輪の小型自動車 千三百円</p> |
| <p>四 予備検査を申請する者</p> | <p>一両につき次に掲げる金額 一 限定自動車検査証の提出がある自動車（限定保安基準適合証の提出がない自動車に限る。） イ 大型特殊自動車及び二輪の小型自動車 九百円 ロ 大型特殊自動車及び二輪の小型自動車以外の自動車 千三百円 二 その他の自動車 イ 普通自動車 二千円 ロ 二輪の小型自動車以外の小型自動車 二千円 ハ 大型特殊自動車 千七百円 ニ 二輪の小型自動車 千六百円</p> |

○ 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）（抄）

（電子情報処理組織による申請等）

第六条 申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次章を除き、以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 6 （略）



令和5年3月31日
自動車局整備課

自動車の高度化に対応した定期点検方法の見直しを行いました

～ 点検7項目について見直し ～

近年、自動車技術の進化がめざましく、自動運転技術や電動車の普及が進むと同時に、車載式故障診断装置(OBD)が搭載される車両が増加していることなどを踏まえ、OBDを活用した点検方法の導入等、自動車の定期点検の項目及び方法について改正を行います。

1. 改正の概要

(1) 「自動車点検基準」(昭和26年運輸省令第70号)の一部改正

自動車の定期点検項目のうち「点火時期」及び「ディストリビュータ¹のキャップの状態」について、点検を行わなくともよいこととしました(ただし、ディストリビュータを有する自動車及び二輪自動車については、今後も点検が必要)。

(2) 「自動車の点検及び整備に関する手引」(平成19年国土交通省告示第317号)の一部改正

以下の5つの定期点検項目について、目視等により直接確認する従来の点検方法だけでなく、OBDを活用した点検方法等も認めることとしました。

| 点検項目 | | 点検の方法 |
|---|----------------------------------|--|
| 駐車ブレーキ機構 | 引きしろ | 電動式駐車ブレーキ機構を装備した車両は、OBDを活用した確認を行うこととする |
| トランスミッション ² 、トランスファ ³ | オイル漏れ、オイル量 | オイルのレベル・ゲージがない車両は、オイル漏れのみ確認でも可とする |
| 燃料蒸発ガス排出抑制装置 | チャコール・キャニスタ ⁴ の詰まりと損傷 | インタンク式のチャコール・キャニスタを装備した車両は、メーカー指定の方法で確認することとする |
| | チェック・バルブ ⁵ の機能 | |
| タイヤ | 空気圧 | タイヤ空気圧監視装置を装備した車両は、OBDを活用した確認も可とする |

2. スケジュール

公 布：令和5年3月31日(本日)

施 行：令和5年7月1日

【問い合わせ先】

国土交通省自動車局整備課 藤壇、渡部
Tel03-5253-8111(内線 42412,42413)
Tel03-5253-8599(直通)

¹ 高電圧の電気を点火プラグに配電し、点火時期を制御する装置
² 走行状態に応じてギヤ比を切り替える変速装置
³ 四輪駆動において、エンジンの動力を前輪と後輪に分配する装置
⁴ 燃料タンク等から放出される燃料蒸発ガスを一時的に貯蔵する装置
⁵ 燃料蒸発ガスのチャコール・キャニスタからの逆流を防止する装置

国自整第306号の3
令和4年3月31日

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局長

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」の一部改正について

今般、「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和36年11月25日付自車第880号）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、貴会傘下会員に対し周知方お願いします。

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和36年11月25日自車第880号）の一部を改正する通達 新旧対照表
 昭和36年11月25日付け自車第880号
 改正 令和4年3月31日付け国自整第306号

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">自動車検査業務等実施要領</p> <p>目次（略）</p> <p>第1章～第2章（略）</p> <p>第3章 自動車の検査（事務関係）</p> <p>3-1～3-2-6（略）</p> <p><u>3-2-7 削除</u></p> <p>3-2-8～3-3（略）</p> <p>3-4（検査証等の記載事項等）</p> <p>3-4-1～3-4-3（略）</p> <p>3-4-4 車名欄及び型式欄は、次の各号により記載するものとする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(1)～(4)</u>（略）</p> <p><u>(5)</u> 「改造自動車等の取扱いについて」（平成7年11月21日自技第239号。以下「改造通達」という。）に定める改造自動車<u>(3)</u>、<u>(4)</u>、<u>(7)</u>及び<u>(8)</u>ただし書の自動車並びに「最大限に積載したISO規格の国際海上コンテナを輸送するために必要な改造に係る標準改造要領について」（平成10年3月23日自技第60号）別添標準改造要領による改造を行った自動車を除く。）にあつては、改造前の車名及び改造後の型式（改造前の型式に「改」と付記したものとする）。</p> <p><u>(6)・(7)</u>（略）</p> <p><u>(8)</u> <u>前7号</u>以外の自動車にあつては、現に存する車名及び型式。ただし、車名又は型式が不明のときは、該当欄に「不明」</p> <p>3-4-5～3-4-9（略）</p> | <p style="text-align: center;">自動車検査業務等実施要領</p> <p>目次（略）</p> <p>第1章～第2章（略）</p> <p>第3章 自動車の検査（事務関係）</p> <p>3-1～3-2-6（略）</p> <p><u>3-2-7 製造過程自動車出荷検査終了証の取扱いは、次のとおりとする。</u></p> <p><u>「製造過程自動車の型式認定に関する規程」（平成26年国土交通省告示第120号）（以下「製造過程自動車告示」という。）により型式について認定を受けた自動車について、新規検査及び予備検査（一時抹消登録を受けたものを除く。）の申請を受理する際には、「製造過程自動車出荷検査終了証」が添付されていることの確認を行うものとする。</u></p> <p>3-2-8～3-3（略）</p> <p>3-4（検査証等の記載事項等）</p> <p>3-4-1～3-4-3（略）</p> <p>3-4-4 車名欄及び型式欄は、次の各号により記載するものとする。</p> <p><u>(1) 製造過程自動車告示により認定された車名及び型式</u></p> <p><u>(2)～(5)</u>（略）</p> <p><u>(6)</u> 「改造自動車等の取扱いについて」（平成7年11月21日自技第239号。以下「改造通達」という。）に定める改造自動車<u>(4)</u>、<u>(5)</u>、<u>(8)</u>及び<u>(9)</u>ただし書の自動車並びに「最大限に積載したISO規格の国際海上コンテナを輸送するために必要な改造に係る標準改造要領について」（平成10年3月23日自技第60号）別添標準改造要領による改造を行った自動車を除く。）にあつては、改造前の車名及び改造後の型式（改造前の型式に「改」と付記したものとする）。</p> <p><u>(7)・(8)</u>（略）</p> <p><u>(9)</u> <u>前8号</u>以外の自動車にあつては、現に存する車名及び型式。ただし、車名又は型式が不明のときは、該当欄に「不明」</p> <p>3-4-5～3-4-9（略）</p> |

3-4-10 車体の形状欄は、下表の例により記載するものとする。
(略)

注 1. 特種用途自動車及び大型特殊自動車で二輪自動車、側車付二輪自動車又は三輪のものにあつては、その旨(例△△二輪、△△三輪)を附記すること。

注 2. (略)

3-4-11 (略)

3-4-12 乗車定員欄、最大積載量欄及び車両総重量欄は、次の各号により記載するものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 幼児用座席を備える幼児専用車、専ら座席の用に供する床面の協定規則第 14 号の技術的な要件に定める基準に適合する取付具を有する年少者用補助乗車装置取付具に年少者用補助乗車装置を備える自動車、協定規則第 44 号の技術的な要件(同規則第 4 改訂版補則第 18 改訂版及びそれ以降の補則改訂版の規則 4、6 から 8、まで及び 15. に限る。)に定める基準に適合する同規則 2.1.2.4.2. に規定する装置(専ら年少者が着席するためのもに限定する)を備える自動車にあっては、乗車定員欄に乗車定員を「大人定員+小人定員/1.5」の例により記載し、車両総重量欄には車両重量、最大積載量及び 55kg に乗車定員を乗じて得た重量(1kg 未満は切り捨てる。)の総和を記載する。この場合において、「大人定員」とは 12 才以上の者の乗車定員をいい、「小人定員」とは 12 才未満の小児又は幼児の乗車定員をいう。

(4) ~ (13) (略)

3-4-13~3-4-16 (略)

3-4-17 総排気量又は定格出力欄は、次の各号により記載するものとする。

(1) 総排気量は、単位をリットルとし、小数点第 3 位以下を切り捨てるものとする。ただし、二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)でその総排気量が 0.251 リットルから 0.259 リットルまでのもの及び二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)以外の自動車で総排気量が 0.661 リットルから 0.669 リットルまでのものにあつては、それぞれ 0.26 リットル及び 0.67 リットルとする。

この場合において、総排気量を算出する必要があるときは、円周率を 3.14 とし、内径及び行程について 1/10 ミリメートル未満を切り捨てた値を用いるものとする。

なお、総排気量が変化する構造を有する原動機(気筒休止等により総排気量に変化するものをいう。)にあつては、最大値を用いるものとする。

3-4-10 車体の形状欄は、下表の例により記載するものとする。
(略)

注 1. 特種用途自動車及び大型特殊自動車で二輪又は三輪のものにあつては、その旨(例△△二輪、△△三輪)を附記すること。

注 2. (略)

3-4-11 (略)

3-4-12 乗車定員欄、最大積載量欄及び車両総重量欄は、次の各号により記載するものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 幼児用座席を備える幼児専用車、専ら座席の用に供する床面の協定規則第 14 号の技術的な要件に定める基準に適合する取付具を有する年少者用補助乗車装置取付具に年少者用補助乗車装置を備える自動車、協定規則第 44 号の技術的な要件(同規則第 4 改訂版補則第 7 改訂版の規則 4、6 から 8、まで及び 15. に限る。)に定める基準に適合する同規則 2.1.2.4.2. に規定する装置(専ら年少者が着席するためのもに限定する)を備える自動車にあっては、乗車定員欄に乗車定員を「大人定員+小人定員/1.5」の例により記載し、車両総重量欄には車両重量、最大積載量及び 55kg に乗車定員を乗じて得た重量(1kg 未満は切り捨てる。)の総和を記載する。この場合において、「大人定員」とは 12 才以上の者の乗車定員をいい、「小人定員」とは 12 才未満の小児又は幼児の乗車定員をいう。

(4) ~ (13) (略)

3-4-13~3-4-16 (略)

3-4-17 総排気量又は定格出力欄は、次の各号により記載するものとする。

(1) 総排気量は、単位をリットルとし、小数点第 3 位以下を切り捨てるものとする。ただし、二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)でその総排気量が 0.251 リットルから 0.259 リットルまでのもの及び二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)以外の自動車で総排気量が 0.661 リットルから 0.669 リットルまでのものにあつては、それぞれ 0.26 リットル及び 0.67 リットルとする。

この場合において、総排気量を算出する必要があるときは、円周率を 3.14 とし、内径及び行程について 1/10 ミリメートル未満を切り捨てた値を用いるものとする。

る。

(2) (略)

3-4-18~3-4-19 (略)

3-4-20 備考欄は、次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載事項を同表右欄の記載例により記載するものとする。また、その他検査に必要な事項については必要に応じて記載するものとする。なお、電子情報処理組織により記録できないものについては自動車検査記録簿(乙)(第4号様式による。)を作成するものとする。

| 記載を要する自動車 | 記載されるべき趣旨 | 記載例 |
|--|---------------------|---------------------------|
| 1. ~17. (略) | | |
| 17-1. 3-4-15(1)の装置を随時取り外し、又は取り替えるダンブ自動車であつて、附属装置等装着時は17.に掲げる自動車となるもの | 附属装置等装着時は土砂等を運搬しない旨 | 附属装置等装着時の積載物は土砂等以外のものとする。 |
| 18. ~21. (略) | | |
| 22. 特種用途自動車である側車付二輪自動車 | 側車付オートバイである旨 | 側車付オートバイ |
| 23. ~44. (略) | | |

(注) (略)

3-4-21 ~3-4-27 (略)

3-5~3-11 (略)

3-12 (基準緩和認定により)自動車検査証備考欄に基準緩和の認定期限等が記載された基準緩和自動車の取扱い)

3-12-1 (略)

3-12-2 継続緩和の認定書に基づく自動車検査証備考欄の基準緩和の認定に関する記載事項の変更は、職権により基準緩和の認定期間等について行うこと。

3-12-3 全国貨物自動車運送適正化事業実施機関による安全性優良事業所の認定の失効等に伴う新規緩和の認定書に基づく自動車検査証備考欄の基準緩和の認定に関する記載事項の変更は、職権により基準緩和の認定期間等について行うこと。

3-13~3-15 (略)

第4章~第6章 (略)

(2) (略)

3-4-18~3-4-19 (略)

3-4-20 備考欄は、次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載事項を同表右欄の記載例により記載するものとする。また、その他検査に必要な事項については必要に応じて記載するものとする。なお、電子情報処理組織により記録できないものについては自動車検査記録簿(乙)(第4号様式による。)を作成するものとする。

| 記載を要する自動車 | 記載されるべき趣旨 | 記載例 |
|--------------|-----------|------|
| 1. ~17. (略) | | |
| | | (新設) |
| 18. ~21. (略) | | |
| | | (新設) |
| 22. ~43. (略) | | |

(注) (略)

3-4-21 ~3-4-27 (略)

3-5~3-11 (略)

3-12 (基準緩和認定の際に)自動車検査証備考欄に基準緩和の認定期限が付された基準緩和自動車の取扱い)

3-12-1 (略)

3-12-2 当該基準緩和自動車に係る継続緩和の認定書に基づく自動車検査証備考欄の基準緩和の認定に関する記載事項の変更は、職権により基準緩和の認定の期限について行うこと。

(新設)

3-13~3-15 (略)

第4章~第6章 (略)

| | |
|--|--|
| <p>別表第1～第6号様式 (略)</p> <p>別添1 (略)</p> <p>別添2 (略)</p> <p><u>附 則 (令和4年3月31日国自整第306号)</u></p> <p>1. 本改正は、令和4年4月1日から施行する。</p> <p>2. 令和4年3月31日以前に既に登録を受けている自動車であつて、令和4年4月1日以降に当該自動車の構造及び装置に変更がないものについては、本改正による改正後の3-4-20 17-1.の規定を適用しないことができる。</p> | <p>別表第1～第6号様式 (略)</p> <p>別添1 (略)</p> <p>別添2 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> |
|--|--|

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」の一部改正について（概要）

令和 4 年 3 月
自 動 車 局
整 備 課

1. 改正の背景

今般、特種用途自動車である側車付二輪自動車の自動車検査証の記載方法を明確化するため等、2. に掲げる事項について、次に掲げる通達の一部を改正する。

- ・ 「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和36年11月25日付自車第880号）

2. 改正の概要

- (1) 「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」の改正において、Gマークを受けている事業所がGマークを失効した場合、新規緩和申請が必要となる改正を行うことに伴い、この新規緩和の認定書に伴う車検証備考欄の記載事項を変更する際、職権により認定期限等を入力することを規定する。
- (2) 特種用途自動車である側車付二輪自動車にあつては、自動車検査証の車体の形状欄にその旨（例警察車二輪）を記入するとともに、自動車検査証の備考欄に「側車付オートバイ」と記載する旨規定する。
- (3) 附属装置を装着している状態では土砂等を運搬しない自動車となる場合は、自動車の備考欄に「附属装置等装着時の積載物は土砂等以外のものとする。」と記載方法を規定する。
- (4) その他所要の改正を行う。

3. スケジュール

公布：令和4年3月31日（下旬）

施行：令和4年4月1日

国自審第985号の3
国自整第122号の3
令和4年8月4日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局
審査・リコール課長

整備課長

自動車の車台番号及び原動機の打刻のはね等の輸入事業者への照会にか
かかる取扱要領の一部改訂について

標記について、日本自動車輸入組合から、自動車の車台番号及び原動機の打刻のはね等の輸入事業者への照会にかかる取扱要領について、別添の通り一部改訂があったので、本要領を在庫等した自動車の車台番号又は原動機の型式の打刻の真正性確認の資料として活用されますよう、よろしく申し上げます。

自動車の車台番号及び原動機の打刻のはね等の輸入事業者への照会にかかる取扱要領

2017年12月13日

日本自動車輸入組合

別紙1に記載する事業者が輸入する自動車であって2018年1月1日以降（二輪車等については2019年10月1日以降）に初度登録等されたものに関し、届出された打刻様式及び打刻字体に基づき打刻がなされているものの、車台番号または原動機の打刻の「書き出し」や「とめ」に「はね」がある又は打刻の整列状態、文字間隔、打刻の深さの不均衡（以下、「打刻のはね等」とする。）により、当該打刻の真正性について当該事業者への確認が必要と判断される場合、直接当該事業者へに照会することができます。

当組合は、国土交通省と協議のうえ、打刻のはね等について照会を行う場合の手続きを下記のとおり定めました。つきましては、下記を踏まえ、別紙2の様式を用いて照会を行っていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、照会をお受けするのは、別紙1に記載する事業者が輸入する自動車及び当該自動車に搭載された原動機に限ります。別紙1に記載した車名の自動車であっても、他の事業者等が輸入する自動車については回答いたしかねますので、あらかじめご了承ください。

また、別紙1に記載した連絡先は、打刻のはね等に関する照会のみにご利用いただけます。目的外の利用はご遠慮ください。

記

1. 照会者は、別紙1の事業者が取り扱う自動車及び当該自動車に搭載された原動機の打刻のはね等にかかる照会が必要と判断した場合、その旨別紙1の当該事業社の連絡先に連絡する。
2. 1.の連絡は、事前の電話連絡の後、別紙2「打刻のはね等にかかる照会」に必要事項をすべて記入したうえで、当該打刻の写真（打刻のはね等の状態が鮮明なもの）を添えて電子的な手段で行うこととする。
3. 照会を受けた事業者は、当該照会にかかる事項について可及的速やかに調査し、別紙2の回答欄に必要事項を記入した上で照会者に対しメールで回答する。

以上

別紙1（打刻のはね等の照会を受ける事業者の一覧表）

四輪車

| 事業者名 | 取り扱いブランド（車名） | 連絡先 |
|-------------------------|-------------------------------|--|
| Aston Martin Japan 合同会社 | アストンマーティン | アフターセールス TEL：03-5797-7281 電話を受けた者が担当者をご案内します。 |
| ビー・エム・ダブリュ株式会社 | BMW、BMW MINI | 代表 TEL：03-3276-9000 電話を受けた者が担当部門・担当者をご案内します。 |
| ゼネラルモーターズ・ジャパン株式会社 | キャデラック、シボレー | 車両点検業務センター E-mail：admin1.vpc@gm.com 事前の電話連絡は不要です。 |
| ジャガー・ランドローバー・ジャパン株式会社 | ジャガー、ランドローバー | お客様相談室 TEL：0120-922-772（ジャガー） TEL：0120-922-992（ランドローバー） E-mail：jlrjrcr@jaguarlandrover.com（共通） |
| メルセデス・ベンツ日本株式会社 | メルセデス・ベンツ、スマート | 日立新車整備センター完成検査チーム TEL：0294-91-8876 E-mail：Takahiko.Kurono@mercedes-benz.com Nobuto.Takita@mercedes-benz.com |
| ニコル・レーシング・ジャパン合同会社 | BMW アルピナ | サービス本部エンジニアリング部 TEL：044-541-3011 電話を受けた者が担当部門・担当者をご案内します。 |
| ポルシェジャパン株式会社 | ポルシェ | お客様相談室（ポルシェカスタマーケアセンター） TEL：0120-846-911 電話を受けた者が担当部門・担当者をご案内します。 |
| ルノー・ジャポン株式会社 | ルノー | サービス部認証グループ、PDI TEL：045-523-5475（サービス部） 046-812-4117（PDI） E-mail：dakoku@renault.jp |
| Stellantis ジャパン株式会社 | アルファロメオ、クライスラー、フィアット、ジープ、アバルト | 豊橋新車整備センター（VPC） TEL：03-6858-5018 E-mail：fcj_vpc@fiat.com 電話を受けた者が担当者をご案内します。 |
| | プジョー、シトロエン、DS | コールセンター TEL：0120-840-240（プジョー） TEL：0120-55-4106（シトロエン） TEL：0120-92-6813（DS） E-mail：pcjvin@mpsa.com |

| 事業者名 | 取り扱いブランド（車名） | 連絡先 |
|-----------------------|------------------------------|---|
| フォルクスワーゲングループジャパン株式会社 | フォルクスワーゲン、ベントレー、アウディ、ランボルギーニ | 完成検査部門 TEL：0532-44-2205 E-mail：vgj-tsc-compinspect@vgj.co.jp 事前の電話連絡は不要です。 |
| ボルボ・カー・ジャパン株式会社 | ボルボ | プロダクトグループ・車輛認証チーム TEL：03-5404-8714、03-5404-8681 E-mail：homolo@volvocars.com |

二輪車等

| 事業者名 | 取り扱いブランド（車名） | 連絡先 |
|---------------------|--|--|
| BRP ジャパン株式会社 | BRP | アフターセールス TEL：03-6471-4712 電話を受けた者が担当者をご案内します。 |
| ビー・エム・ダブリュー株式会社 | BMW | 代表 TEL：03-3276-9000 電話を受けた者が担当部門・担当者をご案内します。 |
| ドゥカティジャパン株式会社 | ドゥカティ | カスタマーサービス TEL：0120-030-292 電話を受けた者が担当者をご案内します。 |
| ハーレーダビッドソン ジャパン株式会社 | ハーレーダビッドソン | お客様窓口 TEL：0800-080-8080 E-mail：HDJ-VIN@harley-davidson.com |
| キムコジャパン株式会社 | KYMCO | アフターサービス課 TEL：03-6436-8472 電話を受けた者が担当者をご案内します。 |
| トライアンフモーターサイクルズ株式会社 | トライアンフ | アフターセールス TEL：03-6453-9817 電話を受けた者が担当者をご案内します。 |
| ピアッジオグループジャパン株式会社 | Vespa, Piaggio, aprilia, Moto Guzzi | アフターセールス TEL：03-6435-3687 電話を受けた者が担当者をご案内します。 |

注1) 以下の事業者は、車台番号の打刻のはね等だけではなく、原動機型式の打刻のはね等に関する照会も受け付けます。

- ビー・エム・ダブリュー株式会社
- ゼネラルモーターズ・ジャパン株式会社
- メルセデス・ベンツ日本株式会社
- Stellantis ジャパン株式会社
 - ※アルファロメオ、クライスラー、フィアット、ジープ、アバルトに限る
- フォルクスワーゲングループジャパン株式会社
- ボルボ・カー・ジャパン株式会社
- ドゥカティジャパン株式会社
- キムコジャパン株式会社
- BRP ジャパン株式会社
- ピアaggioグループジャパン株式会社

注2) 本取扱要領に関する一般的なご質問は、日本自動車輸入組合技術部宛（03-5765-6828）二輪業務室宛（03-6435-1526）にお願いします。

別紙2（照会・回答様式）

打刻のはね等にかかる照会

[照会欄（照会者が記入）]

下記の車両にかかる打刻について、貴社が輸入した車両及び/または原動機になされた打刻と相違ないか確認いたしたく、ご回答をお願いします。

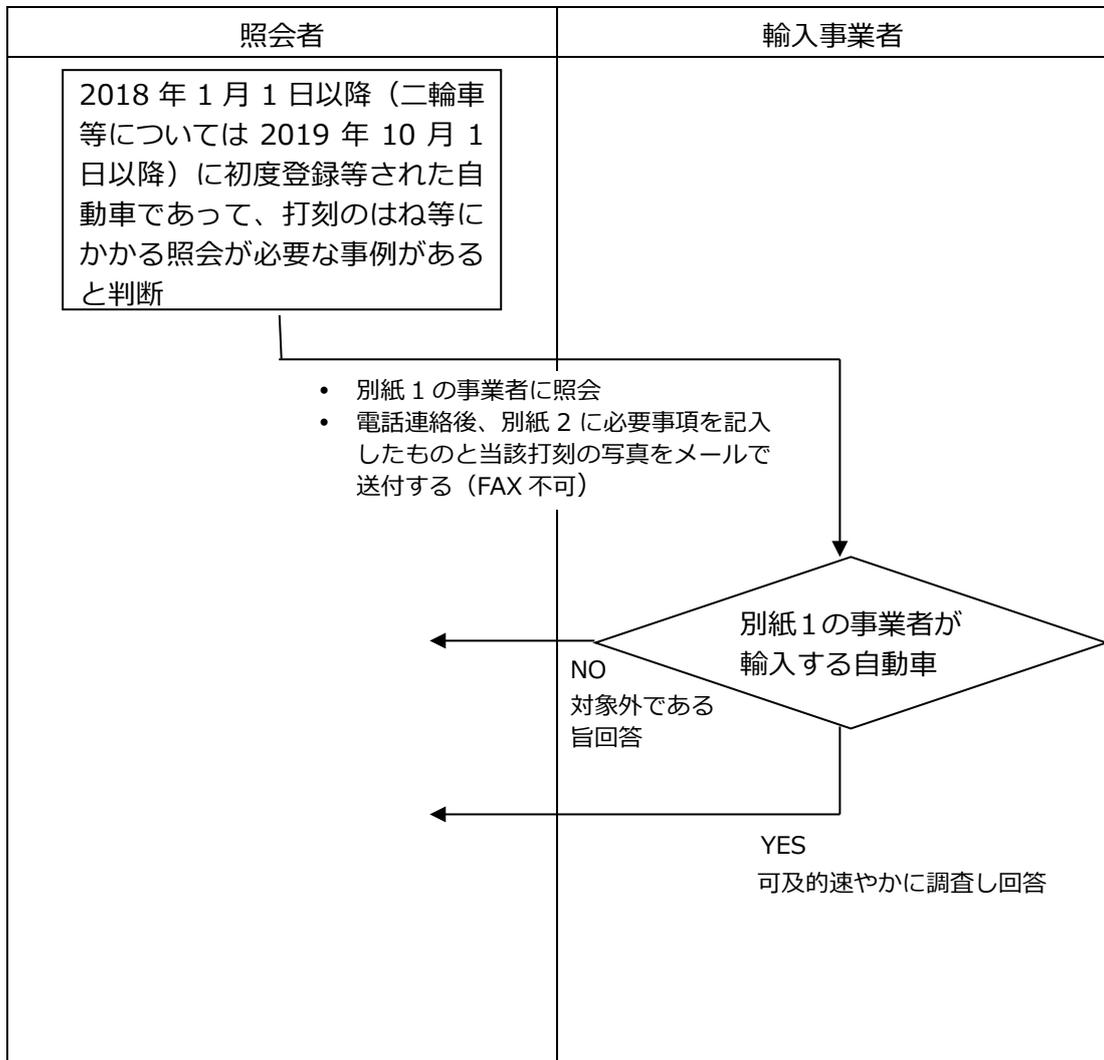
| | |
|--------------------|-----------------|
| 照会者：●●（事業者名及び担当者名） | 照会日：20xx年xx月xx日 |
| E-mail： | TEL： |
| 車名 | |
| 型式（有型式車の場合） | |
| 車台番号 | |
| 初度登録年（初度検査年） | |
| 登録番号（車両番号） | |
| 原動機型式 | |
| 原動機シリアルナンバー | |
| 照会時の走行距離 | |
| 照会の背景 | |

※打刻の写真（打刻のはね等の状態が鮮明なもの）を添付します。

[回答欄（回答者が記入）]

| | |
|--------------------|-----------------|
| 回答者：●●（事業者名及び担当者名） | 回答日：20xx年xx月xx日 |
| E-mail： | TEL： |
| | |

(参考：自動車の車台番号及び原動機の打刻のはね等の輸入事業者への照会のフロー)



改訂履歴

2017年12月13日 発行

2018年5月8日 改訂

2019年8月21日 改訂

2019年10月28日 改訂

2021年11月4日 改訂

2022年3月1日 改訂

2022年7月22日 改訂

国自安第84号の2
国自貨第83号の2
国自整第149号の2
令和4年9月30日

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局
安全政策課長
貨物課長
整備課長
(公印省略)

大型車の車輪脱落事故防止に係る令和4年度緊急対策の実施について

大型車の車輪脱落事故防止につきましては、平成30年度より事故防止のための緊急対策を策定し積極的に取り組んできたところですが、令和3年度の事故発生件数は123件（前年度比8件減）と依然として多くの車輪脱落事故が発生していることを踏まえ、平成29年度に設置した「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会」において、大型車の車輪脱落事故防止「令和4年度緊急対策」を取りまとめ、別添1のとおり取り組むこととしましたので、傘下会員に対し周知されるとともに、車輪脱落事故防止対策の積極的な取り組みをお願いします。

なお、各地方運輸局等あてに別紙により通知していることを申し添えます。

国自安第84号
国自貨第83号
国自整第149号
令和4年9月30日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局安全政策課長
貨物課長
整備課長
(公印省略)

大型車の車輪脱落事故防止に係る令和4年度緊急対策の実施について

大型車の車輪脱落事故防止については、平成30年度より事故防止のための緊急対策を策定し積極的に取り組んできたところであるが、令和3年度の事故発生件数は123件(前年度比8件減)と依然として多くの車輪脱落事故が発生していることを踏まえ、平成29年度に設置した「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会」において、大型車の車輪脱落事故防止「令和4年度緊急対策」を取りまとめ、別添1のとおり取り組むこととしたので、関係団体と連携して積極的に取り組まれない。

なお、自動車関係団体あてに別紙により通知していることを申し添える。

大型車の車輪脱落事故防止「令和 4 年度緊急対策」

1. 緊急点検の実施

令和 4 年 2 月に設置した「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会」において、大型車の車輪脱落事故事例について調査、分析するとともに、大型車の使用者やタイヤ脱着作業者に対するヒアリング調査を行ったところ、「自動車の点検及び整備に関する手引き」に規定されているタイヤ脱着作業時のワッシャ付きホイール・ナットの点検、清掃や各部位への潤滑剤の塗布、さらにはホイール・ナットが円滑に回るかの確認等について、適切なタイヤ脱着作業やタイヤ脱着作業後の増し締めが実施されていない等の問題点が確認されている。

これらの状況を踏まえ、大型車の使用者に対して、適切なタイヤ脱着作業や保守管理の重要性について周知・啓発を図るとともに、ホイール・ボルトやナットの点検整備が適切に実施されているかを確認するための大型車の緊急点検を要請する。なお、効果的な緊急点検の実施ため、対象となる車両の選定を行う。

2. 国土交通省実施事項

(1) 事故防止対策を推進するための広報・啓発活動

本省等(各地方運輸局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。)及び各運輸支局等(神戸運輸監理部兵庫陸運部及び沖縄総合事務局陸運事務所を含む。以下同じ。)は、大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会(以下「連絡会」という。)構成団体と協力し、本省や連絡会で制作したポスター、チラシ、適切なタイヤ脱着・保守管理作業手順や事故防止啓発動画を用いて、大型車の使用者に対しての広報活動を実施する。

(2) 事故防止対策の徹底を図るための周知・指導

各地方運輸局等及び各運輸支局等は、整備管理者研修等において、大型車の車輪脱落事故の発生状況を紹介し、「自動車の点検及び整備に関する手引き」等を活用した適切なタイヤ脱着作業及び、タイヤ脱着後の保守管理を実施するよう、周知・指導を図る。

各地方運輸局等及び各運輸支局等は、街頭検査や高速道路等のサービスエリアやパーキングエリア、トラックターミナル等を活用した大型車のホイール・ナットの緩みの点検等を通じて、大型車の使用者に対して適切なタイヤ脱着作

業及び、タイヤ脱着後の保守管理の実施を呼びかける。なお、実施に当たっては積極的に地方報道機関へ取材要請を働きかける。

各地方運輸局等及び各運輸支局等は、運送事業者に対して、4(1)及び(2)の取組状況を別添2により確認し、同事故防止対策の取組が不十分なときは、積極的な取組を実施するよう指導する。

本省等は連絡会構成団体の協力を得て、ホイール・ナットの緩みの総点検を実施するよう各運送事業者へ要請する。

(3) 地方独自の実施事項

各地方運輸局等及び各運輸支局等は、上記(1)及び(2)の取組の他、地域の実情を踏まえた独自の取組期間や対策を追加して実施することも可能とする。なお、追加実施事項について連絡会構成団体の地方組織の協力が必要な場合は、その旨依頼する。

3. 連絡会構成団体共通実施事項

(1) 事故防止対策を推進するための広報・啓発活動

連絡会構成団体は、傘下会員に対して、本省や連絡会で制作したポスター、チラシ、事故防止啓発映像等を用いて、適切なタイヤ脱着作業及び保守管理を実施するように周知・啓発する。また、連絡会構成団体から実施事項の協力依頼があったときは、その取組の実施に協力する。

(2) 事故防止対策の徹底を図るための調査・指導

連絡会構成団体の地方組織は、各運輸支局等から街頭検査の機会を活用した取組について協力要請があった場合は、これに協力する。

(3) 地方独自の実施事項

連絡会構成団体の地方組織は、各地方運輸局等又は各運輸支局等から地方独自の実施事項の協力依頼があったときは、その取組の実施に協力する。

4. 連絡会構成団体別実施事項

● 全日本トラック協会、日本バス協会

(1) 傘下会員に対して、これまで取り組んできた以下の実施事項について、引き続き取り組むよう周知・徹底を図る。

整備管理者は、適切なタイヤ脱着作業の実施を確保するため、次の事項を徹底すること。

➤ タイヤ脱着作業日程及び作業時間に余裕を持った、計画的なタイヤ脱着作業の実施。

➤ 自社でタイヤ脱着作業を行う際は、正しい知識を有した者に実施させる。

運送事業者は、車輪脱落事故防止のための「お・ち・な・い」のポイント^()について、社内の整備管理者、運転者及びタイヤ脱着作業者に確実に実施させること。

特に車輪脱落事故の多い左側後輪や積雪地域、舗装されていない道路を走行する大型車については、重点的な点検・整備の実施を心がけること。

整備管理者は、著しくさびたホイール・ボルトやホイール・ナット、ディスク・ホイールでは、適正な締付力が得られないため、タイヤ脱着作業時に点検・清掃や潤滑剤の塗布を行っても、さびが著しいディスク・ホイールや、ひっかかり等の異状がありスムーズに回らないホイール・ボルト及びホイール・ナットは、使用せず交換すること。

特に、ホイール・ボルト、ナットが新品の状態から4年以上経過している車両は入念に確認すること。

整備管理者は、増し締めをやむを得ず車載工具で行う場合の実施方法を、運転者やタイヤ脱着作業者に指導すること。なお、整備管理者は、車載工具で増し締めを行った場合は、必ず帰庫時にトルクレンチを使用して規定のトルクで締め付けること。

- (2) 依然として、自社でタイヤ脱着作業を行った貨物自動車による車輪脱落事故が多く発生していることに鑑み、貨物自動車運送事業者に対しては、以下の実施事項を追加して取り組むよう周知・徹底する。

整備管理者は、自社で大型車のタイヤ脱着作業を行うときは、作業者に対して、別紙1のタイヤ脱着作業管理表に沿って作業を実施、その結果を記録させて、適切なタイヤ脱着作業が行われていることを確認すること。

整備管理者は、別紙1のタイヤ脱着作業管理表を使用して、タイヤ脱着作業後の増し締めの実施結果を記録し、確実に増し締めが実施されていることを確認すること。

整備管理者は、日常点検実施者に別紙2の日常点検表を使用して、「ホイール・ナットの緩み及び脱落」、「ホイール・ボルト付近のさび汁痕跡」、「ホイール・ナットから突出しているホイール・ボルトの不揃いの確認」及び「ホイール・ボルトの折損等の異状」の点検を確実に行わせること。

なお、ホイール・ナットの緩みの点検については、点検ハンマによる確認手法のほか、ホイール・ナットヘマーキング^(注1)を施す、又は、市販化されているホイール・ナットマーカ―(ホイール・ナット回転指示インジケーター)を装着し、それらのずれを確認する手法により、ホイール・ナットの緩みの点検^(注2)を確実に実施すること。

- (3) 国土交通省から要請される「ホイール・ナットの緩みの総点検」の実施及び結果の報告について、傘下会員へ協力依頼する。
- (4) 全日本トラック協会においては、トルクレンチを有していない事業所への保有を働きかける。

- 全国自家用自動車協会

大型車の使用者に対して、これまで取り組んできた以下の実施事項について、引き続き取り組むよう広報・啓発を図る。

タイヤ脱着作業日程及び作業時間に余裕を持った、計画的なタイヤ脱着作業を実施すること。

大型車のタイヤ脱着作業は、正しい知識を有した者に実施させること。

著しくさびたホイール・ボルトやホイール・ナット、ディスク・ホイールでは適正な締付力が得られないため、タイヤ脱着作業時に点検・清掃や潤滑剤の塗布を行っても、さびが著しいディスク・ホイールや、ひっかかり等の異状がありスムーズに回らないホイール・ボルト及びホイール・ナットは、使用せず交換すること。

特に、ホイール・ボルト、ナットが新品の状態から4年以上経過している車両は、入念に確認すること。

増し締めをやむを得ず車載工具で行う場合の実施方法を確認しておくこと。

なお、車載工具で行った際の締め付けトルクの確認は、必ず帰庫時にトルクレンチを使用して規定のトルクで締め付けることにより行うこと。

タイヤ脱着作業時の作業確認及びタイヤ脱着作業後の日常点検を、車輪脱落事故防止のための「お・ち・な・い」のポイント^()を心がけ実施すること。

- 日本自動車整備振興会連合会、全国タイヤ商工協同組合連合会、日本自動車タイヤ協会、日本自動車車体整備協同組合連合会、日本自動車販売協会連合会、全国石油商業組合連合会

傘下会員に対して、これまで取り組んできた以下の注意事項等について、引き続き取り組むよう広報・啓発する。

なお、タイヤメーカーにあっては、自社販売の流通経路を活用してタイヤ専門店、タイヤ販売業者へ周知する。

インパクトレンチを用いてホイール・ナットを締め付ける際は、締め過ぎに注意し、最後にトルクレンチを使用して必ず規定トルクで締め付けること。

ホイール・ナットの規定トルクでの締め付け及びホイールに適合したボルト、ナットを使用すること。

特に、脱落の多い左側後輪や積雪地域、舗装されていない道路を走行する大型車について、重点的に確認すること。

入庫する大型車の使用者に対して、車輪脱落事故防止のための「お・ち・な・い」のポイント^()について周知すること。

特に、脱落の多い左側後輪や積雪地域、舗装されていない道路を走行する大型車について、重点的な点検を実施するよう周知・啓発すること。

著しくさびたホイール・ボルトやホイール・ナット、ディスク・ホイールでは、適正な締付力が得られないため、タイヤ脱着作業時に点検・清掃や潤滑剤の塗布を行っても、さびが著しいディスク・ホイールや、ひっかかり等の異状

がありスムーズに回らないホイール・ボルト及びホイール・ナットは、使用せず交換が必要であることを大型車の使用者に理解してもらうよう努めること。

タイヤ脱着作業依頼により入庫する大型車の使用者から、ホイール・ナットへのマーキングや、ホイール・ナットマーカ―(ホイール・ナット回転指示インジケーター)の施工依頼があった場合には、これに応じ適切に対応すること。

タイヤ脱着作業において、大型車のタイヤ脱着作業の際は、別紙1のタイヤ脱着作業管理表に沿った作業を行い、依頼者へ作業完了報告するよう努めること。

また、タイヤ脱着作業後の増し締め的重要性を周知・啓発し、確実な増し締めの実施を促すこと。

- 日本自動車工業会、日本自動車車体工業会、日本自動車輸入組合

- (1) 傘下会員に対して、これまで取り組んできた以下の事項について、引き続き取り組むよう広報・啓発する。

大型車の使用者に対して、車輪脱落事故防止のための「お・ち・な・い」のポイント^()の確実な実施を周知すること。

特に、脱落の多い左側後輪や積雪地域、舗装されていない道路を走行する大型車について、重点的に確認するよう啓発すること。

著しくさびたホイール・ボルトやホイール・ナット、ディスク・ホイールでは、適正な締付力が得られないため、タイヤ脱着作業時に点検・清掃や潤滑剤の塗布を行っても、さびが著しいディスク・ホイールや、ひっかかり等の異状がありスムーズに回らないホイール・ボルト及びホイール・ナットは、使用せず交換が必要であることを啓発すること。

- (2) 日本自動車工業会においては、上記(1)に加え、以下の事項について実施する

1. の取組にあたっては、緊急点検の実施に必要なホイール・ナットの無償提供を行うこと。

ホイール・ナットマーカ―(ホイール・ナット回転指示インジケーター)を配布すること。

- 日本自動車機械工具協会、日本自動車機械器具工業会、自動車用品小売業協会

傘下会員に対して、これまで取り組んできたタイヤ脱着作業に使用する器具等を販売する際の正しい使用方法や、トルクレンチは定期的な校正が必要であることについて、引き続きタイヤ脱着作業器具等購入者への説明を徹底するよう、周知すること。

5. 大型車の車輪脱落事故防止キャンペーンの実施

この大型車の車輪脱落事故防止対策は、大型車の使用者が車輪脱落事故を防止するため、常日頃から継続的に取り組むものであるが、特に例年10月以降の冬用タイヤ交換時期において車輪脱落事故が多発している状況を鑑み、令和4年10月から令和5年2月末までの間を大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン実施期間として、全国的に展開し大型車の車輪脱落事故防止対策の徹底を図る取組を実施する。

6. 新型コロナウイルス感染症に配慮した取組の実施

新型コロナウイルス感染症の影響は日々変化している状況にあることから、本省等及び連絡会構成団体(地方組織含む)は、各都道府県の取組を含め最新かつ正確な情報を収集し、地域の実情に踏まえた各種取組を実施する。

注1 ホイール・ナットへのマーキング(合いマーク)は、目視によりホイール・ナットの緩みを確認可能とする措置であるため、以下の点に留意して施工する。

- ・ マーキングは、対象となるナットが緩んでいないことを確認し、施工する必要がある。
- ・ マーキングは、ボルト、ナットに連続して記入する。できれば、座金、ホイール面まで連続して記入することが望ましい。
- ・ マーキングは、増し締め実施後に施工する。タイヤ脱着時にマーキングを施工したときは、増し締め実施後に再度、マーキングを施工する。この場合、以前のマーキングを消して新たに施工するか、以前のマーキングは残し色違いのマーキングを施工するかのいずれかによる。
- ・ マーキングが確認しやすい色(白色、黄色等)を使用する。また、マーキングのずれが目視で判別できるよう、適当な太さで施工する。
- ・ マーキングの記入に使用する塗料は、屋外使用に適し、雨や紫外線等に対して耐久性のあるものを使用する。(例：油性顔料インキ)

注2 ISO方式のホイールにおいて、「ホイール・ナットの緩み」の点検を、ホイール・ナットへのマーキング又はホイール・ナットマーカ(ホイール・ナット回転指示インジケーター)による合いマークのずれの確認により行っても差し支えない。ただし、ホイール・ボルトの折損の点検方法としては不適切であることに留意する。

印は、以下の「お・ち・な・い」のポイント(別紙3啓発チラシの記載内容)

1. お・・・おとさない! 脱落防止はまず点検。
 - 事前の正しい点検が大きな事故を未然に防ぐ唯一かつ最善な手段。
2. ち・・・ちゃんと清掃、ちゃんと給脂!
 - ボルト、ナットのさびや汚れを落とし、エンジンオイル等を塗布する。
ナットをボルトの奥まで回転させた時、ナットやワッシャがスムーズに回転するか点検する。
 - ワッシャが固着していたり、外れかかっている場合は、ナットを交換する。

3. な . . . ナットを締め、トルクレンチを必ず使用！

- 適正なトルクレンチを用いて規定のトルクで確実に締め付ける。
- 初期なじみのため、タイヤ脱着後50～100km走行後を目安に増し締めを実施する。

4. い . . . 1日1回、緩みの点検！

- 運行前にボルト、ナットを目で見て、手で触って点検する。
- 特に脱落が多い左後輪は重点的に点検する。

貨物自動車運送事業者の皆様へ

大型車の車輪脱落事故防止対策「令和4年度緊急対策」について

大型車の車輪脱落事故が依然として多く発生していますので、以下の事故防止対策について積極的な取組をお願いいたします。

1. 事業主・会社代表者の方へ

令和4年10月から、大型車の緊急点検を実施しますので、所有する対象車両の緊急点検を徹底してください。

車輪脱落事故防止のための「お・ち・な・い」のポイント^(※)について、社内での整備管理者、運転者及びタイヤ脱着作業者に周知徹底を図ってください。

※別紙3のチラシを参照

2. 整備管理者・補助者の方へ

- ▶ 令和4年10月から、大型車の緊急点検を実施しますので、対象車両あてに郵送するダイレクトメールに同封された作業手順に従って、緊急点検を確実に実施してください。
- ▶ 作業時間に余裕を持った、計画的なタイヤ脱着作業を実施してください。
- ▶ 自社内でタイヤ脱着作業を行う際は、正しい知識を有したタイヤ脱着作業者が実施してください。
- ▶ 著しくさびたホイール・ボルトやホイール・ナット、ディスク・ホイールでは、適正な締付力が得られないため、タイヤ脱着作業時に点検・清掃や潤滑剤の塗布を行っても、さびが著しいディスク・ホイールや、ひっかかり等の異状がありスムーズに回らないホイール・ボルト及びホイール・ナットは、使用せず交換してください。
- ▶ 車輪脱落事故の多い左側後輪について重点的に点検してください。
- ▶ 積雪地域や舗装されていない道路を走行する大型車について、入念に点検してください。
- ▶ 増し締めをやむを得ず車載工具で行う場合の実施方法を運転者やタイヤ脱着作業者に指導してください。なお、車載工具で増し締めを行った場合は、必ず帰庫時にトルクレンチを使用して規定のトルクで締め付けてください。

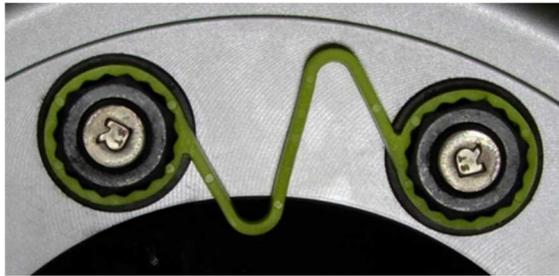
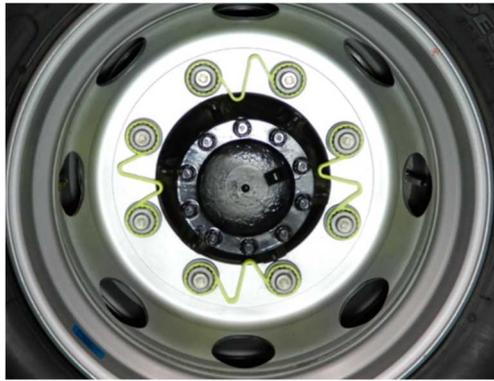
依然として、自社でタイヤ脱着した大型車による車輪脱落事故が多発していることを踏まえた対策

- 自社内で大型車のタイヤ脱着作業を行うときは、作業者に別紙1の「タイヤ脱着作業管理表」に沿って作業を実施し、その結果を記録してください。
- タイヤ脱着作業完了後、別紙1の「タイヤ脱着作業管理表」をもとに適正なタイヤ脱着作業が行われていることを確認してください。
- 別紙1の「タイヤ脱着作業管理表」を使用し、増し締めの実施結果を記録してください。
- 点検実施者に別紙2の「日常点検表」を使用し、「ディスク・ホイールの取付状態」の点検を確実に行ってください。
 - ・ 増し締め実施後、点検ハンマによる確認手法のほか、ホイール・ナットヘマーキング^(注1)を施す、又は、ホイールナットマーカを装着し、それらのずれを確認する手法により、ホイール・ナットの緩みの点検^(注2)を確実に確認してください。

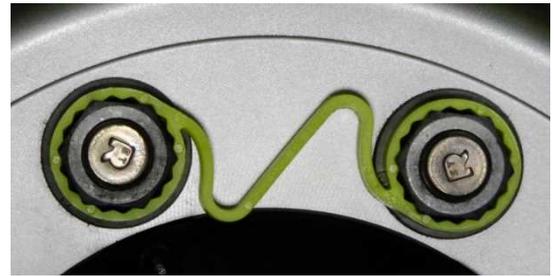
注1 ホイール・ナットへのマーキング（合いマーク）は、目視によりホイール・ナットの緩みを確認可能とする措置であるため、以下の点に留意して施工する。

- ・ マーキングは、対象となるナットが緩んでいないことを確認し、施工する必要がある。
- ・ マーキングは、ボルト、ナットに連続して記入する。できれば、座金、ホイール面まで連続して記入することが望ましい。
- ・ マーキングは増し締め実施後に施工する。タイヤ脱着時にマーキングを施工したときは、増し締め実施後に再度、マーキングを施工する。この場合、以前のマーキングを消して新たに施工するか、以前のマーキングは残し色違いのマーキングを施工するかのいずれかによる。
- ・ マーキングが確認しやすい色（白色、黄色等）を使用する。また、マーキングのずれが目視で判別できるよう、適当な太さで施工する。
- ・ マーキングの記入に使用する塗料は、屋外使用に適し、雨や紫外線等に対して耐久性のあるものを使用する。（例：油性顔料インキ）

注2 ISO方式のホイールにおいて、「ホイール・ナットの緩み」の点検を、ホイール・ナットへのマーキング又はホイールナットマーカによる合いマークのずれの確認により行っても差し支えない。ただし、ホイール・ボルトの折損の点検方法としては不適切であることに留意する。



緩みなしの状態



左右のホイール・ナットが緩んだ状態

旅客自動車運送事業者の皆様へ

大型車の車輪脱落事故防止対策「令和4年度緊急対策」について

大型車の車輪脱落事故が依然として多く発生していますので、以下の事故防止対策について積極的な取組をお願いいたします。

1. 事業主・会社代表者の方へ

令和4年10月から、大型車の緊急点検を実施しますので、所有する対象車両について緊急点検の実施を徹底してください。

車輪脱落事故防止のための「お・ち・な・い」のポイント^(※)について、社内での整備管理者、運転者及びタイヤ脱着作業者に周知徹底を図ってください。

※別紙3のチラシを参照

2. 整備管理者・補助者の方へ

- ▶ 令和4年10月から、大型車の緊急点検を行いますので、対象車両あてに郵送されるダイレクトメールに同封された作業手順に従って、緊急点検を確実に実施してください。
- ▶ 作業時間に余裕を持った、計画的なタイヤ脱着作業を実施してください。
- ▶ 自社内でタイヤ脱着作業を行う際は、正しい知識を有したタイヤ脱着作業者に実施させてください。
- ▶ 著しくさびたホイール・ボルトやホイール・ナット、ディスク・ホイールでは、適正な締付力が得られないため、タイヤ脱着作業時に点検・清掃や潤滑剤の塗布を行っても、さびが著しいディスク・ホイールや、ひっかかり等の異状がありスムーズに回らないホイール・ボルト及びホイール・ナットは、使用せず交換してください。
- ▶ 車輪脱落事故の多い左側後輪について重点的に点検してください。
- ▶ 積雪地域や舗装されていない道路を走行する大型車について、入念に点検してください。
- ▶ 増し締めをやむを得ず車載工具で行う場合の実施方法を運転者やタイヤ脱着作業者に指導してください。なお、車載工具で増し締めを行った場合は、必ず帰庫時にトルクレンチを使用して規定のトルクで締め付けてください。

タイヤ脱着作業管理表

登録番号又は車番
 作業実施者名

整備管理者確認欄

実施日 令和 年 月 日

| 実施箇所 | | 確認・作業内容 | 結果 (実施✓・交換×) |
|-------------------------------|---------------------------------|---|-----------------|
| 清掃の実施 | ハブ面 | ディスク・ホイール取付面の錆や泥、ゴミなどを取り除く。 | |
| | | ○ ハブのはめ合い部（インロー部）の錆やゴミ、泥などを取り除く。 | |
| | ディスク・ホイール | ホイール・ナットの当たり面、ハブ取付面の錆やゴミ、泥などを取り除く。 | |
| | ホイール・ボルト、ナット | ホイール・ボルト、ナットの錆やゴミ、泥などを取り除く。 | |
| 点検の実施 | ハブ面 | ディスク・ホイールの取付面に著しい摩耗や損傷がないかを確認 | |
| | ディスク・ホイール | ボルト穴や飾り穴のまわりに亀裂や損傷がないかを確認 | |
| | | ホイール・ナットの当たり面に亀裂や損傷、摩耗がないかを確認 | |
| | | 溶接部に亀裂や損傷がないかを確認 | |
| | | ハブへの取付面とディスク・ホイール合わせ面に摩耗や損傷がないかを確認 | |
| | ホイール・ボルト、ナット | 亀裂、損傷がないかを確認 | |
| | | ボルトの伸び、著しい錆がないかを確認 | |
| | | ねじ部につぶれや、やせ、かじりなどがいないかを確認 | |
| ○ ナットの座金（ワッシャ）が、スムーズに回転するかを確認 | | | |
| ※ ナットの座面部（球面座）に錆や傷、ゴミがないかを確認 | | | |
| 油脂類塗布の実施 | ホイール・ボルト | ☆ ネジ部にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。 | |
| | ホイール・ナット | ☆ ネジ部にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。 | |
| | | ※ 座面部（球面座）にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。 | |
| | | ○ 座金（ワッシャ）とナットとのすき間にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。 | |
| ハブ | ○ ハブのはめ合い部（インロー部）に、グリースを薄く塗布する。 | | |
| 取付 | ホイール・ナットの締め付け | ■ タイヤ脱着作業時の締め付けトルク値 △ | N・m |

| | | | |
|----|---------------|---------------------------------|--|
| 保守 | ホイール・ナットの増し締め | ■ タイヤ脱着後、50~100km走行後の増し締めを実施する。 | |
|----|---------------|---------------------------------|--|

※ JIS方式が対象。

○ ISO方式が対象。ハブのディスク・ホイール取付面、ホイール合わせ面、ホイールと座金（ワッシャ）との当たり面には、塗装、エンジンオイルなどの油脂類の塗布を行わないよう注意すること。

■ 規定の締め付けトルク値は、車両の「タイヤ空気圧ラベル」の近くに表示されています。

△ 対角線順に2~3回に分けて締め付けること（最後の締め付けはトルクレンチで規定トルクで締め付ける）。

☆ 二硫化モリブデン入りのオイル等は使用しない。

注 この内容に沿ったものであれば、自社の様式を引用してもよい。

日常点検表

登録番号又は車番

運行管理者(補助者) 確認欄

点検実施者(運転者)名

整備管理者(補助者) 確認欄

実施日 令和

年 月 日

| 点検箇所 | | 点検項目 | 点検結果 (○・×) | | |
|------------------------|--|------------------|---------------|-------------|--|
| 運転席での点検 | ブレーキ・ペダル | 踏みしろ、ブレーキのきき | 踏みしろ | | |
| | | | ブレーキのきき | | |
| | 駐車ブレーキ・レバー (パーキング・ブレーキ・レバー) | 引きしろ(踏みしろ) | | | |
| | 原動機(エンジン) | ※ かかり具合、異音 | かかり具合 | | |
| | | | 異音 | | |
| | ※ 低速、加速の状態 | | | | |
| | ウインド・ウォッシャ | ※ 噴射状態 | | | |
| ワイパー | ※ 拭き取りの状態 | | | | |
| ○ 空気圧力計 | 空気圧力の上がり具合 | | | | |
| ○ ブレーキ・バルブ | 排気音 | | | | |
| エンジン・ルームの点検 | ウインド・ウォッシャ・タンク | ※ 液量 | | | |
| | ブレーキのリザーバ・タンク | 液量 | | | |
| | バッテリー | ※ 液量 | | | |
| | ラジエータなどの冷却装置 | ※ リザーバ・タンク内の液量 | | | |
| | 潤滑装置 | ※ エンジン・オイルの量 | | | |
| | ファン・ベルト | ※ 張り具合、損傷 | 張り具合 | | |
| | | 損傷 | | | |
| 車の周りからの点検 | 灯火装置(前照灯・車幅灯・尾灯・制動灯・後退灯・番号灯・側方灯・反射器)、方向指示器 | 点灯・点滅具合、汚れ、損傷 | 点灯・点滅具合 | | |
| | | | 汚れ | | |
| | | | 損傷 | | |
| | タイヤ | 空気圧 | | | |
| | | □ ディスク・ホイールの取付状態 | | ナット緩み・脱落 | |
| | | | | ボルト付近さび汁 | |
| | | | | ボルト突出不揃い、折損 | |
| | | 亀裂、損傷 | 亀裂 | | |
| | 損傷 | | | | |
| 異状な摩耗 | | | | | |
| ※ 溝の深さ | | | | | |
| ○ エア・タンク | タンク内の凝水 | | | | |
| ○ ブレーキ・ペダル | ※ ブレーキ・チャンバのロッドのストローク | | | | |
| | ※ ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間 | | | | |
| 前日・前回の運行において異状が認められた箇所 | | | | | |

※印の点検は、当該自動車の走行距離・運行時の状態等から判断した適切な時期に行うことで足りる。

○印の項目はエア・ブレーキを用いた自動車の点検項目を示す。

□印の点検は、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上に該当する車両の場合は必ず実施すること。

注. ディスク・ホイールの取付状態の点検項目が細分化された内容が点検されるようになっていれば、自社の様式を使用してもよい。

事業者、ドライバー、整備工場の皆さんの協力をお願いします。

「お・ち・な・い」の徹底で 防ごう、大型車の車輪脱落事故

お

**とさない！
脱落防止はまず点検。**

事前の正しい点検が大きな事故を未然に防ぐ
唯一かつ最善な手段です。

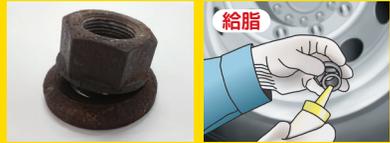


ち

**ちゃんと清掃、
ちゃんと給脂！**

- ボルト、ナットの錆や汚れを落とし、エンジンオイルなどを塗布してください。ナットをボルトの奥まで回転させたとき、ナットやワッシャーがスムーズに回転するか点検します。
- ワッシャーが固着していたりはずれかかっている場合は、ナットを交換してください。

ナットとワッシャーとの
隙間への注油も忘れずに！



な

(ナット)
ット締め、トルクレンチを必ず使用！

- 適正なトルクレンチを用いて規定のトルクで確実に締め付けます。



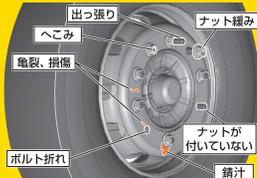
- 初期なじみのため、タイヤ交換後50～100km走行後を目安に増し締めを実施してください。



い

ちにち一回、緩みの点検！

- 運行前にボルト、ナットを目で見て手で触って点検。



- 特に脱落が多い左後輪は重点的に点検を。



正しい点検方法を
動画でチェック！



ホイールナットの緩みが一目でわかり、高精度な点検が誰でも手軽にできる「連結式ナット回転指示インジケーター」の使用方法も動画でご確認いただけます。



詳しくは、
こちらから！



国土交通省 自動車点検整備推進協議会 大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会 日本自動車工業会(いすゞ自動車 日野自動車 三菱ふそうトラック・バス UDTトラック) 全日本トラック協会 日本バス協会 全国自家用自動車協会 日本自動車整備振興会連合会 日本自動車販売協会連合会 全国タイヤ商工協同組合連合会 日本自動車タイヤ協会 全国石油商業組合連合会 日本自動車車体工業会 日本自動車輸入組合 日本自動車機械工具協会 日本自動車機械器具工業会 自動車用品小売業協会 日本自動車車体整備協同組合連合会



タイヤ交換などホイール脱着時の不適切な取り扱いによる 車輪脱落事故が発生しています!

タイヤ交換作業にあたっては、[車載の「取扱説明書」]や[本紙表面に記載の「車輪脱落を防ぐ4つのポイント」]、
[下記の「その他、ホイールナット締め付け時の注意点」]などを参照の上、正しい取り扱い(交換作業)をお願いします。

※ホイールナットの締め付けは、必ず「規定の締め付けトルク」で行ってください。
※ホイール取付方法には、JIS方式とISO方式の2種類があります。それぞれ正しい
取り扱い方法をご確認いただき、適切なタイヤ交換作業の実施をお願いします。

注意 ホイールナットの締め付け不足。アルミホイール、
スチールホイールの取り扱いミス(誤組み付け、部品の誤組み)

その他、ホイールナット締め付け時の注意点

ホイールボルト、ナットの 潤滑について **ISO方式**

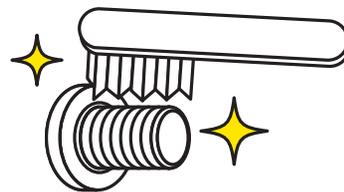
ホイールボルト、ナットのねじ部と、ナットとワッシャーとのすき間にエンジンオイルなど指定の潤滑剤を薄く塗布し、回転させて油をなじませます。ワッシャーがスムーズに回転するか点検し、スムーズに回転しない場合はナットを交換してください。ナットの座面(ディスクホイールとの当たり面)には塗布しないでください。



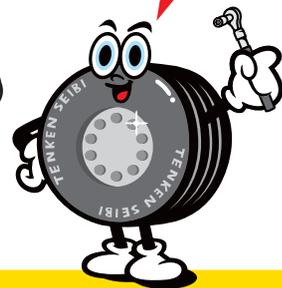
ナットとワッシャーとの隙間への注油も忘れずに!

ディスクホイール、ハブ、ホイールボルト、ナットの清掃について

ディスクホイール取付面、ホイールナット当たり面、ハブ取付面(ISO方式では、ハブのはめ合い部も)、ホイールボルト、ナットの錆やゴミ、泥、追加塗装などを取り除きます。



ホイールナット締め付け時の注意点だよ!



ホイール締め付け方式

ホイールの締め付け方式には、球面座で締め付けるJIS方式と、平面座で締め付けるISO方式があります。また「排出ガス規制・ポスト新長期規制適合」大型車から、左右輪・右ねじとする「新・ISO方式」を採用しました。

ISO方式(8穴、10穴)

| | | | |
|--------------------|--|-----------------|--------|
| ホイールサイズとボルト本数(PCD) | 19.5インチ: 8本(PCD275mm) 22.5インチ: 10本(PCD335mm) | ホイールのセンタリング | ハブインロー |
| ボルトサイズ ねじの方向 | M22 左右輪: 右ねじ(新・ISO方式) 右輪: 右ねじ 左輪: 左ねじ(従来ISO方式) | アルミホイールの履き替え | ボルト交換 |
| ホイールナット使用ソケット | 平面座(ワッシャー付き)・1種類 33mm(従来ISO方式の一部は32mm) | 後輪ダブルタイヤの締め付け構造 | |
| ダブルタイヤ | 一つのナットで共締め | | |

詳しい情報は、日本自動車工業会HPをご覧ください。

http://www.jama.or.jp/truck-bus/wheel_fall_off/



一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長
(公印省略)

大型車のホイール・ナットの緊急点検等の実施について(協力依頼)

令和4年2月に設置した「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会」において、大型車の車輪脱落事故事例について調査、分析するとともに、大型車の使用者やタイヤ脱着作業者に対するヒアリング調査を行ったところ、タイヤ脱着作業時のワッシャ付きホイール・ナットの点検、清掃や各部位への潤滑剤の塗布、さらにはホイール・ナットが円滑に回るかの確認やタイヤ脱着作業後の増し締めが実施されていない等の問題点が確認されております。

これらの状況を踏まえ、「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会」で取りまとめた大型車の車輪脱落事故防止「令和4年度緊急対策」においては、大型車の使用者に対して、適切なタイヤ脱着作業や保守管理の重要性について周知・啓発を図るとともに、ホイール・ボルトやナットの点検整備が適切に実施されているかを確認するための緊急点検を要請することされています。

今般、大型自動車メーカー(4社)より、以下のとおり大型車の使用者に対して通知(詳細については別添参照)を行う旨の連絡があったので、貴会におかれましても本取組の実施にご理解いただき、大型車の使用者からホイール・ナットの緊急点検等の依頼があった際には、別添に基づき適切に緊急点検を実施いただきますよう、貴会傘下会員への周知方、御協力の程よろしくお願いいたします。

1. 適切な点検整備の実施方法

大型車の使用者に対して、タイヤ脱着作業時の適切なホイール・ボルトやナットの点検整備等の実施方法の周知。

2. ホイール・ナットの緊急点検

車齢4年以上の大型車(2018年9月30日以前に登録された大型車)の使用者に対して、1.の内容に加え、ホイール・ナットの緊急点検のお願い。

なお、緊急点検の結果、劣化したホイール・ナットの交換が必要な場合は、大型自動車メーカー(4社)より左側後輪分の新品のホイール・ナットを無償提供。

大型車とは、車両総重量8トン以上のトラック又は乗車定員30人以上のバス

令和 4 年 10 月

大型車をご使用の皆様へ

いすゞ自動車株式会社
日野自動車株式会社
三菱ふそうトラック・バス株式会社
UDトラック株式会社

車輪脱落事故防止のための適正な点検整備の実施方法のお知らせと ホイール・ナットの緊急点検のお願い

日頃より大型車をご使用の皆様におかれましては、適正な点検整備の実施にご協力頂き、誠にありがとうございます。

大型車の車輪脱落事故は大事故につながりかねない大変危険なものですが、近年は毎年 100 件以上の事故が発生している状況にあります。令和 4 年 2 月に国土交通省に設置された「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会」において、車輪脱落事故を起こした車両の調査を実施したところ、タイヤ脱着時の点検・清掃作業や部品交換が適切に行われていなかったため、ホイール・ボルトやナットに著しいさびやゴミ等の異物が付着しているものや、ホイール・ナットとワッシャーのすき間に潤滑剤の塗布が見られず、ホイール・ナットのワッシャーがスムーズに回転しないものが確認されております。

このような状況を受けて、大型自動車メーカー（4 社）では、日頃から大型車をご使用の皆様は、タイヤ脱着作業時の適正なホイール・ボルトやナットの点検整備等の実施方法をお知らせします。

併せて、ホイール・ボルトやナットの適切な保守管理状態を確認するため、緊急点検をお願いいたします。

本緊急点検の確実な実施にご理解・ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

【1. タイヤ脱着作業時の適正な点検整備の実施方法のお知らせ】

本ダイレクトメールに同封されているチラシ及びご使用の大型車の取扱説明書を改めてご確認頂き、適正なタイヤ脱着作業やホイール・ボルト、ナットの点検整備の実施に、ご協力頂きますようお願いいたします。

【2. ホイール・ナットの緊急点検のお願い】

過去に発生した車輪脱落事故では、初度登録年から 4 年以上経過した大型車において、冬用タイヤへの履き替え等のタイヤ脱着作業後に車輪脱落事故が発生するケースが多いことが判明しています。

このような状況を受けて、初度登録年から 4 年を経過した大型車を対象に、ホイール・ボルト、ナットの適切な保守管理状態を確認するための緊急点検をお願いいたします。

- 本緊急点検の対象車：ISO方式ホイール・ナットを採用した大型トラック、バスのうち、初度登録年月日が平成30(2018)年9月30日以前の大型車(初度登録年から4年超)

- 本緊急点検の実施期間：令和4(2022)年10月1日～令和5(2023)年2月28日

本緊急点検は使用者ご本人様が実施頂くことも可能ですが、日頃よりタイヤ交換作業をタイヤショップや自動車整備工場、大型自動車メーカー系列店舗等に依頼されている場合は、本ダイレクトメールの同封書類をご確認いただき、タイヤ交換作業等と併せて本緊急点検の実施をご依頼ください。

【3. 本緊急点検による純正ホイール・ナットの無償提供について】

本ダイレクトメールに同封されている作業要領書により本緊急点検を実施した結果、劣化したホイール・ナットが見つかった場合は、必ず交換が必要です。

そのような場合は、アンケートにご協力頂ければ、交換した分の純正ホイール・ナットを無償提供いたします。

純正ホイール・ナットの無償提供手順につきましては、同封されている「アンケートへのご協力依頼とホイール・ナットの無償提供 手順書」をご確認ください。

※本緊急点検において無償提供させて頂く純正ホイール・ナットの個数は、最大で該当する大型車の左側後輪分とさせていただきます。

※本緊急点検の実施をタイヤショップや自動車整備工場、大型自動車メーカー系列店舗等へ依頼される場合、本緊急点検の作業工賃は、有料となります。あらかじめご承知おきください。

<同封資料>

- 1) 「大型車のホイール・ナットの緊急点検」作業実施要領書
- 2) タイヤ脱着編「大型車のホイール・ナットの緊急点検」作業実施要領書
- 3) アンケートへの御協力依頼と純正ホイール・ナットの無償提供 手順書
- 4) チラシ「大型車、車輪脱落事故防止ポイント」
- 5) 啓発チラシ『「お・ち・な・い」の徹底で 防ごう、大型車の車輪脱落事故』

以上

<本緊急点検に係る大型自動車メーカーお問合せ先>

●いすゞ自動車株式会社

〒220-8720

神奈川県横浜市西区高島1-2-5 横濱ゲートタワー

いすゞ自動車株式会社 お客様相談センター

電話番号： 0120-119-113

●日野自動車株式会社

〒191-8660

東京都日野市日野台 3-1-1

日野自動車株式会社 お客様相談窓口

電話番号： 0120-106-558

●三菱ふそうトラック・バス株式会社

〒211-8522

神奈川県川崎市中原区大倉町10番地

三菱ふそうトラック・バス株式会社 問い合わせ窓口

電話番号： 0120-930-397

●UDトラックス株式会社

〒362-8523

埼玉県上尾市大字壺丁目1番地

UDトラックス株式会社 お客様相談室

電話番号： 0120-67-2301

令和 4 年 10 月

大型車をご使用の皆様へ

いすゞ自動車株式会社
日野自動車株式会社
三菱ふそうトラック・バス株式会社
UDトラックス株式会社

車輪脱落事故防止のための適正な点検整備の実施方法のお知らせ

日頃より大型車をご使用の皆様におかれましては、適正な点検整備の実施に御協力頂き、誠にありがとうございます。

大型車の車輪脱落事故は大事故につながりかねない大変危険なものですが、近年は毎年 100 件以上の事故が発生している状況にあります。令和 4 年 2 月に国土交通省に設置された「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会」において、車輪脱落事故を起こした車両の調査を実施したところ、タイヤ脱着時の点検・清掃作業や部品交換が適切に行われていなかったため、ホイール・ボルトやナットに著しいさびやゴミ等の異物が付着しているものや、ホイール・ナットとワッシャーのすき間に潤滑剤の塗布が見られず、ホイール・ナットのワッシャーがスムーズに回転しないものが確認されております。

このような状況を受けて、大型自動車メーカー（4 社）では、日頃から大型車をご使用の皆様は、タイヤ脱着作業時の適正なホイール・ボルトやナットの点検整備等の実施方法をお知らせいたします。

本ダイレクトメールに同封されている、チラシ及びご使用の大型車の取扱説明書を改めてご確認頂き、適正なタイヤ脱着作業やホイール・ボルト、ナットの点検整備の実施に御協力頂きますようお願い申し上げます。

<添付資料>

- 1) チラシ「大型車、車輪脱落事故防止ポイント」
- 2) 啓発チラシ『「お・ち・な・い」の徹底で 防ごう、大型車の車輪脱落事故』

以上

<本緊急点検に係る大型自動車メーカーお問合せ先>

●いすゞ自動車株式会社

〒220-8720

神奈川県横浜市西区高島1-2-5 横濱ゲートタワー

いすゞ自動車株式会社 お客様相談センター

電話番号： 0120-119-113

●日野自動車株式会社

〒191-8660

東京都日野市日野台 3-1-1

日野自動車株式会社 お客様相談窓口

電話番号： 0120-106-558

●三菱ふそうトラック・バス株式会社

〒211-8522

神奈川県川崎市中原区大倉町10番地

三菱ふそうトラック・バス株式会社 問い合わせ窓口

電話番号： 0120-930-397

●UDトラックス株式会社

〒362-8523

埼玉県上尾市大字壺丁目1番地

UDトラックス株式会社 お客様相談室

電話番号： 0120-67-2301

「大型車のホイール・ナットの緊急点検」

作業実施要領書

2022 年 10 月

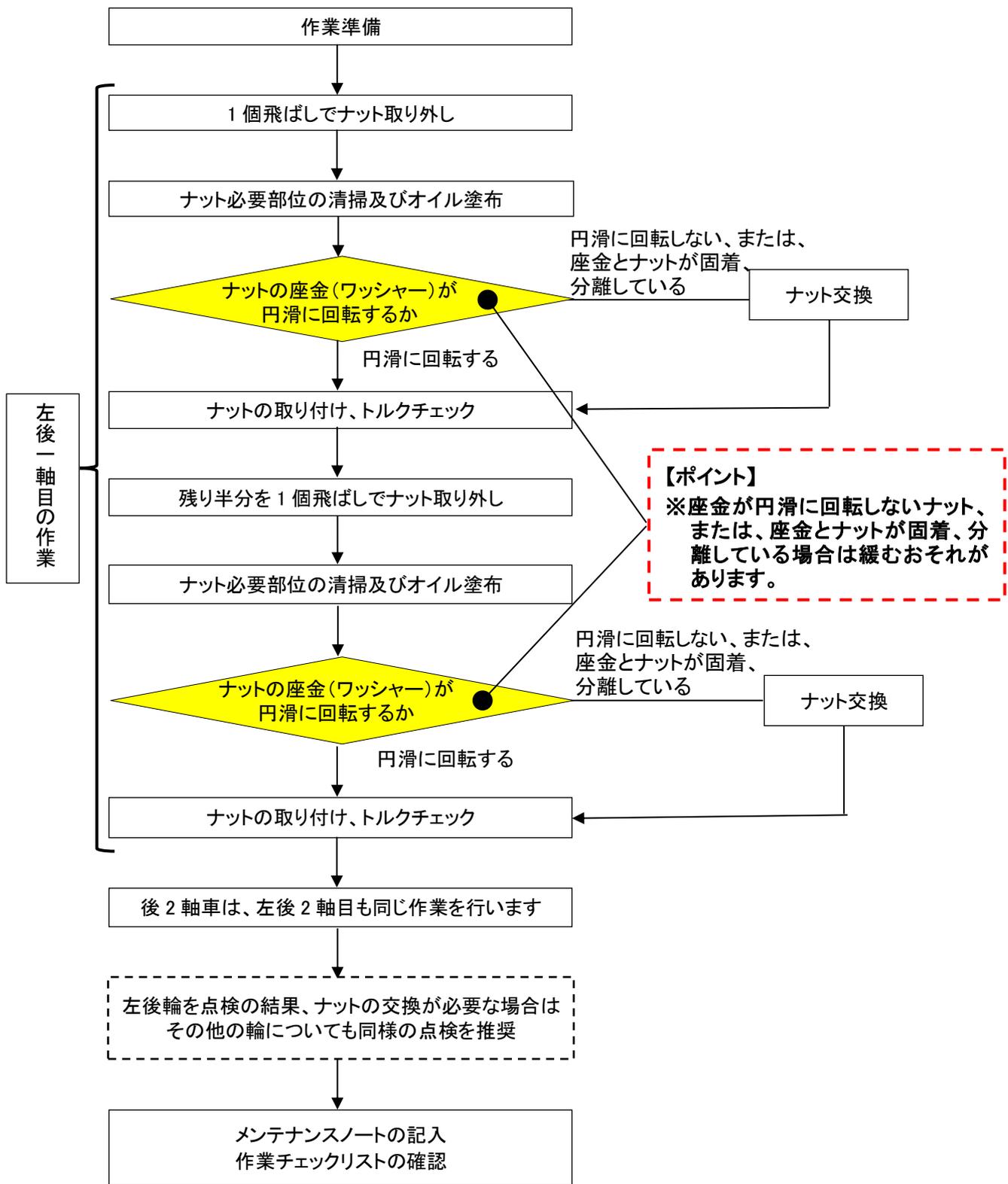
いすゞ自動車(株)

日野自動車(株)

三菱ふそうトラック・バス(株)

UDトラックス(株)

1. 作業フロー



2. 部品・工具

2-1 使用工具

・ご用意していただくもの

| No. | 名称 | 備考 |
|-----|------------|----------------------------------|
| ① | 一般工具 | 33mmボックスレンチ、インパクトまたは、タイヤ取り外し車載工具 |
| ② | トルクレンチ | 550～600 N・m |
| ③ | ウェス、ワイヤブラシ | |
| ④ | 潤滑剤 | エンジンオイルなど、お車の取扱説明書に記載されている油脂 |

2-2.交換部品

| No. | 部品名称 | 数量 | 写真 | 備考 |
|-----|----------|----|---|----|
| ① | ホイール・ナット | 1 |  | |

3. 作業要領

3-1 作業準備

- ・車両を平坦な場所に止め、ギヤ位置をニュートラルにしてパーキングブレーキを作動させます。
- ・エンジンを停止(キーをOFF)します。
- ・輪止めを掛け車両が動かないよう固定します。
- ・周囲の安全を確認します。

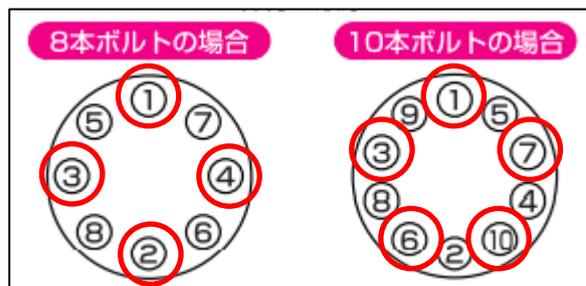
※車両はジャッキアップせず、左後1軸目のホイール・ナットを半分ずつ取り外して作業を行います。

3-2 ホイール・ナット取り外し



- ・1個飛ばしてホイール・ナットを半分取り外します。

チェック

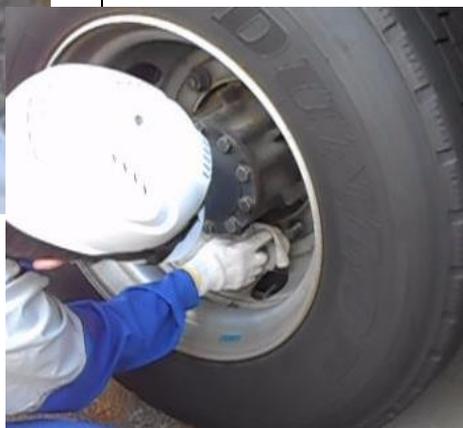


3-3 必要部位の清掃及びオイル塗布



- ・ホイール・ナットの当たり面、ホイール・ボルト、ナットのネジ山の錆びやゴミ、泥などをウェスやワイヤブラシで取り除きます。

チェック

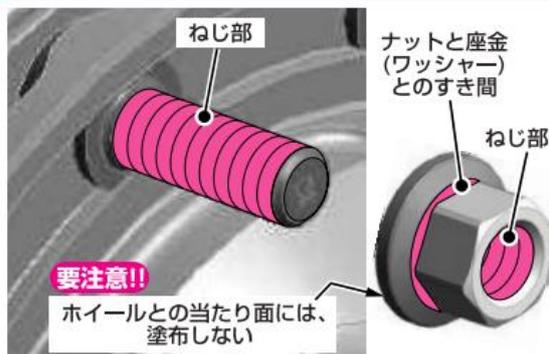




潤滑剤を薄く塗布



エンジンオイルなどの塗布部位



・ホイール・ボルトとナットのネジ部、ホイール・ナットと座金(ワッシャー)とのすき間にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布します。 **☑チェック必**

・ナットを回し座金のすき間全体にオイルをなじませます。

・はみ出た潤滑剤は拭き取ります。

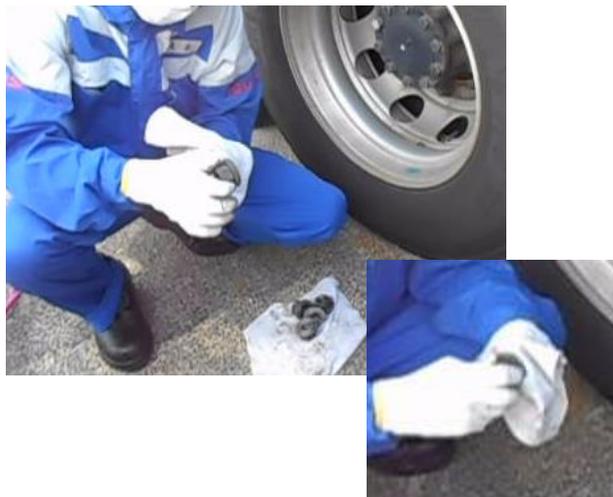
※ホイールと座金(ワッシャー)との当たり面には、エンジンオイルなどの潤滑剤を塗布しないでください。ホイールのナット当たり面の摩耗や緩みの原因となります。

※潤滑剤は、お車の取扱説明書に記載されている油脂を使用してください。

【注意】

二硫化モリブデン入りのオイルやグリースなど記載以外の潤滑剤は、使用しないでください。過大な締め付けとなり、ボルトが伸びたり、折損するなどの原因となります。

3-4 ホイール・ナットの点検



【点検方法】

合わせた状態



【点検 NG 例】

円滑に回転しない



座金とナットの固着



座金とナットが分離



・ホイール・ナットと座金(ワッシャー)とのすき間に潤滑剤を塗布した状態でホイール・ナットの座金(ワッシャー)が円滑に回転するか点検します。

チェック必

※座金(ワッシャー)が円滑に回転しない場合は交換します。

座金(ワッシャー)



スムーズに回転

・座金(ワッシャー)とナットを合わせた状態で回転させて円滑に回転するか。

【注意】

ホイール・ナットを清掃し、ワッシャーとナットの隙間に潤滑剤を塗布し、よくなじませてから点検を行います。清掃、潤滑剤の塗布を行わないと、正しい点検結果が得られません。

・ホイール・ナットと座金(ワッシャー)とのすき間に潤滑剤を塗布した状態で、座金(ワッシャー)が円滑に回転しない場合や、座金とナットが固着、分離している場合は、ホイール・ナットを交換します。

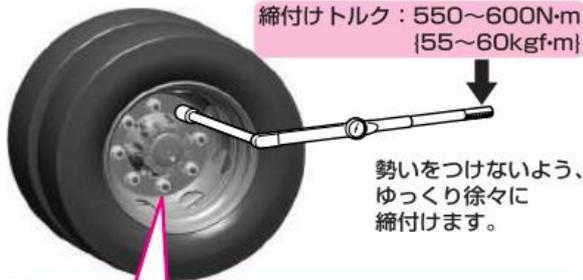
チェック必

3-5 ホイール・ナットの取り付け、トルクチェック



ホイールナット締付け要領

締付けトルク：550～600N・m
{55～60kgf・m}



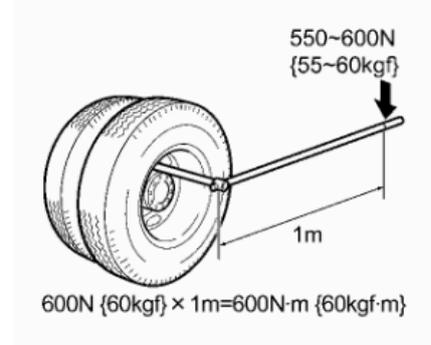
8本ボルトの場合



10本ボルトの場合



- ・緩めたナットを座金(ワッシャー)がホイールに当たるまで手で締めます。 ☑チェック必
- ・ホイールに当たったところから工具を使用し、締付けます。

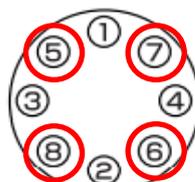


- ・最後にトルクレンチを使用して規定のトルクで締付けます。 ☑チェック必
- ※勢いをつけて締めるなどすると過締付けとなり、ボルトが伸びたり、ホイールのナット当たり面を傷めたりします。

【注意】

- 必ず、トルクレンチを用いて、規定のトルクで締付けてください。
- ・残り半分のホイール・ナットも 3-2～3-5 と同様に作業を行います。 ☑チェック必

8本ボルトの場合



10本ボルトの場合



- ・後 2 軸車は、左後 2 軸目も同じ作業を行います。 ☑チェック必

※左後輪を点検の結果、ナットの交換が必要な場合はその他の輪についても同様の点検を推奨します。

- ・作業は以上で終了です。

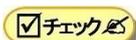
4. メンテナンスノート記入

- ・メンテナンスノートの「臨時整備(定期整備以外)および分解整備の実施記録」欄に『「大型車のホイール・ナットの緊急点検」実施済み』と記載し、実施年月日、走行距離、実施者名、住所を記入します。



5. 作業チェックリスト記入

- ・「作業チェックリスト」にチェック欄以外の未記入箇所を記入します。



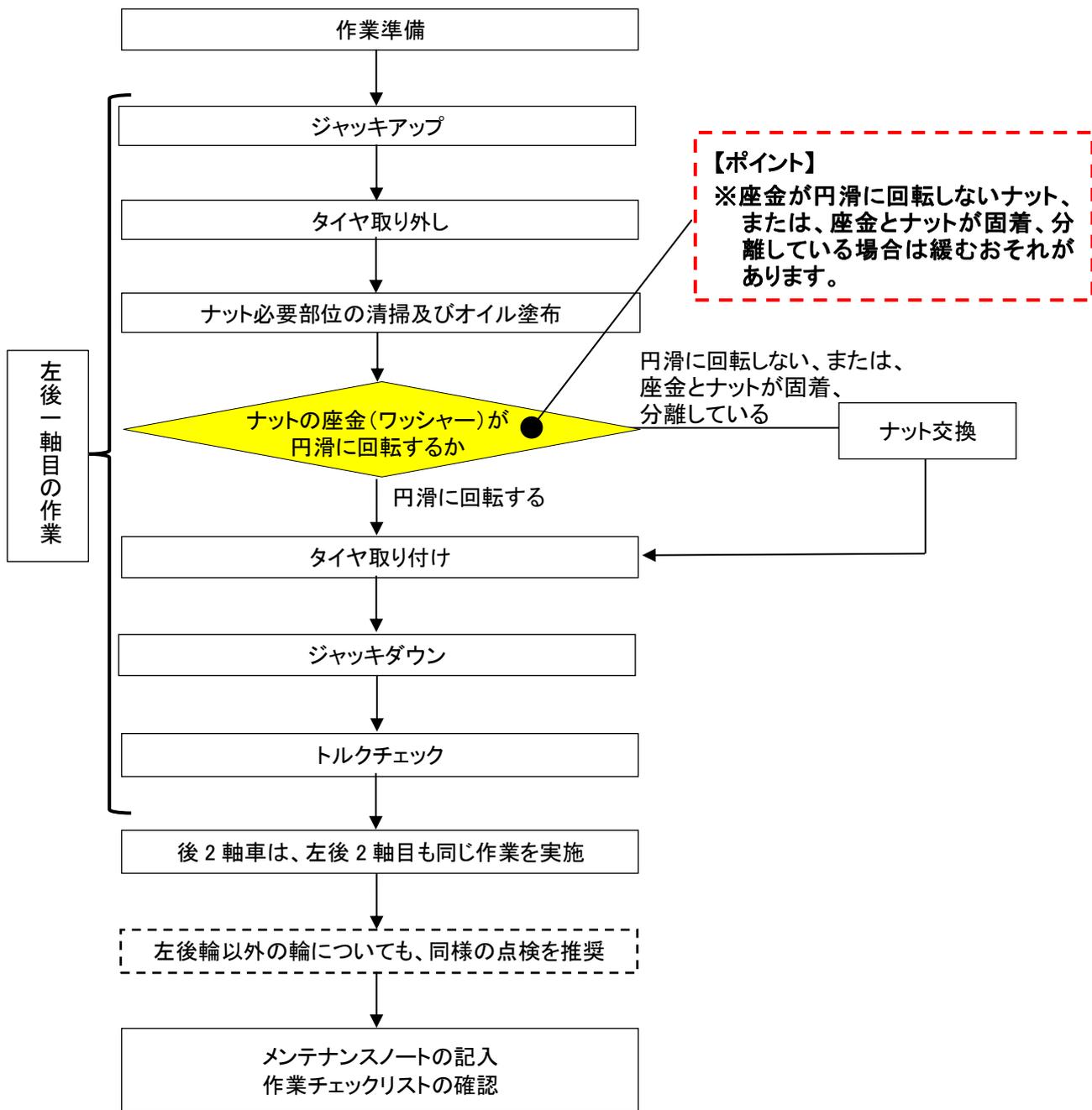
以上

タイヤ脱着編
「大型車のホイール・ナットの緊急点検」
作業実施要領書

2022年10月

いすゞ自動車(株)
日野自動車(株)
三菱ふそうトラック・バス(株)
UDトラックス(株)

1. 作業フロー



2. 部品・工具

2-1 使用工具

・ご用意していただくもの

| No. | 名称 | 備考 |
|-----|------------|-----------------------------------|
| ① | 一般工具 | 33 mmボックスレンチ、インパクトまたは、タイヤ取り外し車載工具 |
| ② | トルクレンチ | 550～600 N・m |
| ③ | ウェス、ワイヤブラシ | |
| ④ | 潤滑剤 | エンジンオイルなど、お車の取扱説明書に記載されている油脂 |
| ⑤ | ジャッキ | |

2-2.交換部品

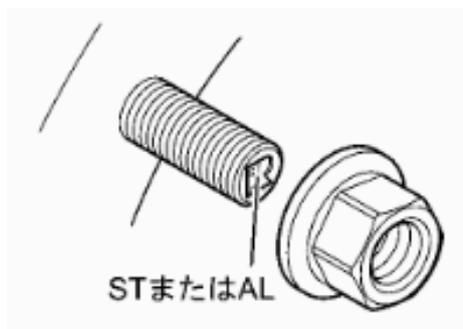
| No. | 部品名称 | 数量 | 写真 | 備考 |
|-----|----------|----|--|----|
| ① | ホイール・ナット | 1 |  | |

3. 作業要領

3-1 作業準備

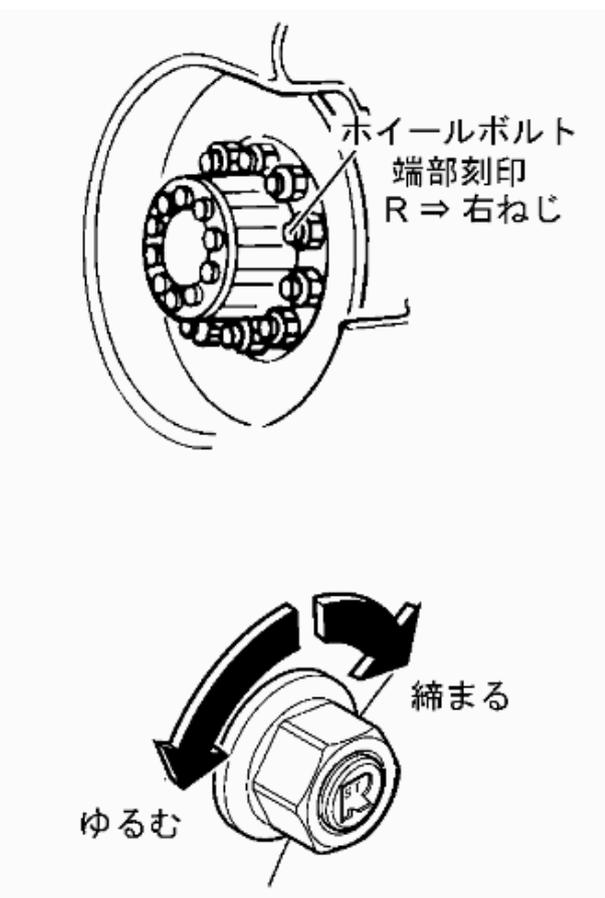
- ・車両を平坦な場所に止め、ギヤ位置をニュートラルにしてパーキングブレーキを作動させます。
- ・エンジンを停止(キーをOFF)します。
- ・輪止めを掛け車両が動かないよう固定します。
- ・周囲の安全を確認します。

3-2 ホイール・ボルト識別表示



- ・ホイール・ボルトに適合するホイールの種類が分かるように識別表示されています。ディスクホイールの交換や日常点検の際には適用するディスクホイール、ホイール・ボルトであることを確認します。スチールホイール用には ST、アルミホイール用には AL が識別表示されています。左側タイヤ、右側タイヤのボルトには右ねじの R マークが識別表示されています。また、ホイール・ナットは共用です。

3-3 タイヤ取り外し



- ・リアタイヤを取り外すときは、パーキングブレーキを効かせ、フロントタイヤに輪止めをします。
- ・ジャッキアップポイントにジャッキを確実にかけます。 **チェック必**
- ・タイヤが浮き上がらない程度までジャッキアップします。
- ・ホイール・ナットをタイヤがガタつかない程度にゆるめます。このときホイール・ナットはまだ取り外さないでください。

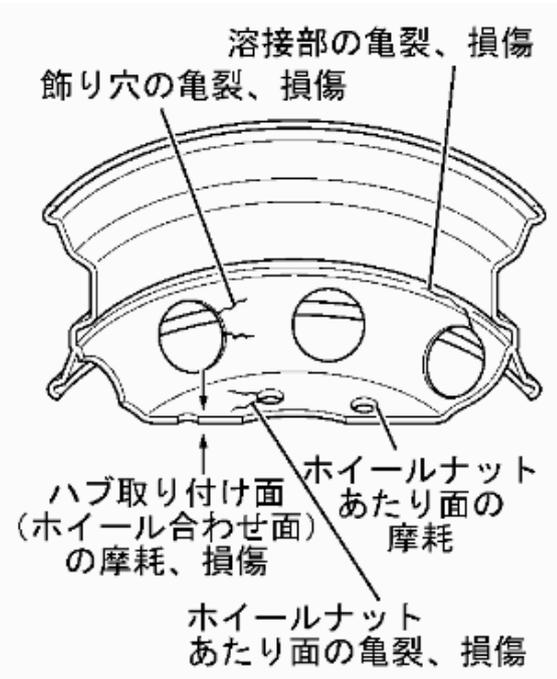
【注意】

ホイール・ナットはゆるめすぎるとホイール・ボルトを損傷します。

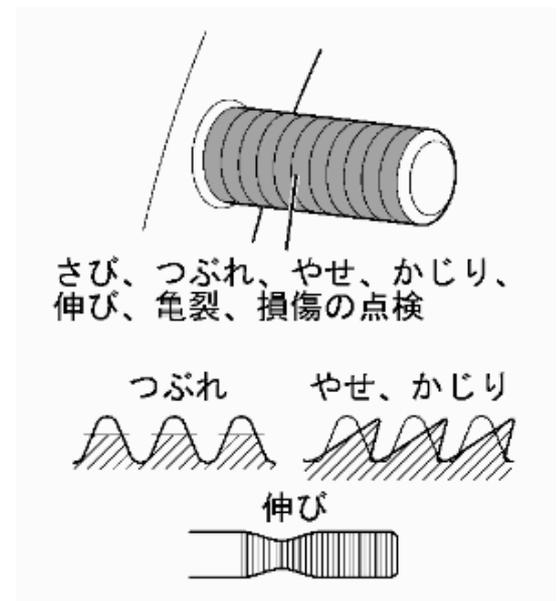
- ・タイヤが完全に浮き上がるまでジャッキアップします。
- ・後輪ダブルタイヤ、内側ホイールのエクステンションを取り外します。

3-4 タイヤ取り付け

3-4-1 ディスクホイール点検



3-4-2 ホイール・ボルト点検



・ゆるめてあるホイール・ナットをすべて取り外し、外側タイヤを取り外します。次に内側タイヤを取り外します。

タイヤ脱着の時、ホイール・ボルトのねじ部およびハブのディスクホイール取り付け面を損傷しないようにします。

チェック

【注意】

- ・ABS 付車は、指定サイズで同パターンのタイヤを使用してください。
- ・タイヤが地面から離れた状態で交換してください。適切な締め付けができず、ホイール・ナットのゆるみの原因になります。
- ・タイヤとハブの取り付け面や、ホイールの合わせ面、ホイール・ナットのあたり面の泥、さびを取り除いてください。適切な締め付けができず、ホイール・ナットがゆるむ原因となります。
- ・ホイール・ナットのあたり面やハブへの取り付け面に経年使用に伴う著しい摩耗がある場合、ホイール・ナットのゆるみの原因となります。

・以下の点に注意し、ディスクホイールの点検を行います。

- ①ボルト穴や飾り穴のまわりに亀裂や損傷がないか点検します。
- ②ホイール・ナットのあたり面に亀裂や損傷、摩耗がないか点検します。
- ③溶接部に亀裂や損傷がないか点検します。
- ④ハブへの取り付け面とホイールの合わせ面に摩耗や損傷がないか点検します。

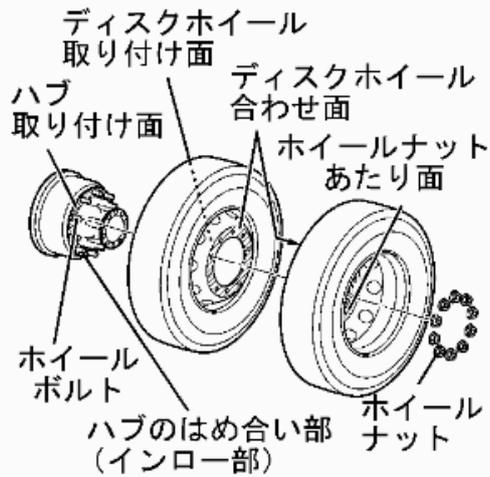
チェック

・以下の点に注意し、ホイール・ボルトの点検をします。

- ①亀裂や損傷、著しいさびの発生などが点検します。
- ②ボルトに伸びはないかなどを点検します。
- ③ねじ部分につぶれや、やせ、かじりなどが点検します。

チェック

3-4-3 ハブ取り付け面点検



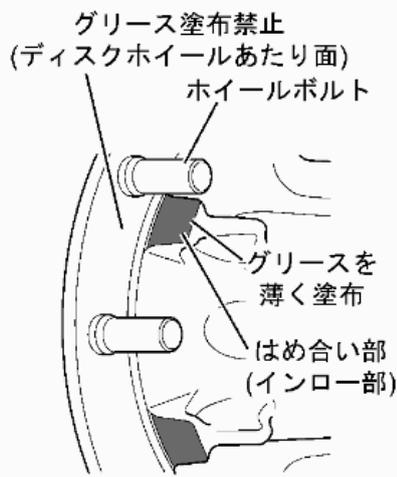
- ・ハブのディスクホイール取り付け面に著しい摩耗や損傷がないか点検します。
- ・ディスクホイールの取り付け面や合わせ面、ハブの取り付け面、ハブのはめ合い部、ナットのあたり面、ホイール・ボルト、ホイール・ナットねじ部のさびやゴミ、泥などを取り除きます。

チェック済

【注意】

- ・積雪地域や未舗装路を走行する場合は、特に入念に清掃してください。
- ・汚れやさびなどをそのままにして締め付けるとホイール・ナットのゆるみの原因になります。

3-4-4 各部給油

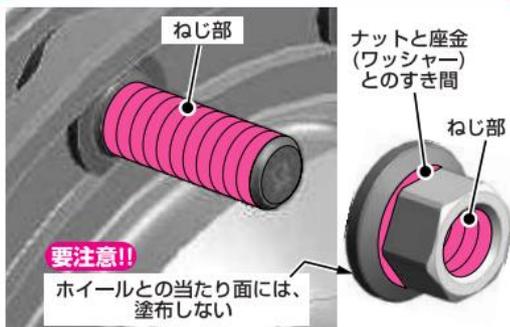


- ・さびや、ディスクホイールのハブへの固着を防止するためにハブのはめ合い部(インロー部)にグリースを薄く塗布します。

チェック済

- さびがある場合はさびを落としてからグリースを塗布してください。
- グリースは、はめ合い部以外の面には付着させないでください。

エンジンオイルなどの塗布部位



- ・ホイール・ボルトとホイール・ナットのねじ部、ホイール・ナットとホイール・ナットワッシャーのすき間にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布します。

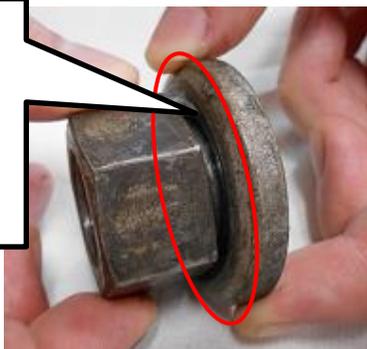
チェック済

- ・ナットを回し座金のすき間全体にオイルをなじませます。

【注意】

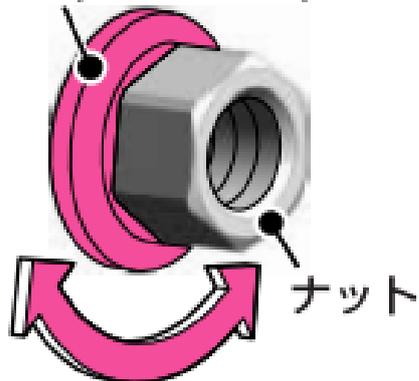
- ・ディスクホイールとホイール・ナットワッシャーとのあたり面には、エンジンオイルなどの潤滑剤を塗布しないでください。ディスクホイールのナットあたり面の摩耗やゆるみの原因となります。
- ・二硫化モリブデンが配合されている油は使用しないでください。締め付けトルクに対して締め付け力が大きくなりすぎてホイール・ボルトを破損するおそれがあります。

潤滑剤を薄く塗布し、ナットを回し座金のすき間全体にオイルをなじませる



3-4-5 ホイール・ナットの点検

座金(ワッシャー)



ナット

スムーズに回転

【点検方法】

合わせた状態



【点検 NG 例】

円滑に回転しない



座金とナットの固着



座金とナットが分離



・ホイール・ナットと座金(ワッシャー)とのすき間に潤滑剤を塗布した状態でホイール・ナットの座金(ワッシャー)が円滑に回転するか点検します。

チェック必

※座金(ワッシャー)が円滑に回転しない場合は交換します。

・座金(ワッシャー)とナットを合わせた状態で回転させて円滑に回転するか。

【注意】

ホイール・ナットを清掃し、ワッシャーとナットの隙間に潤滑剤を塗布し、よくなじませてから点検を行います。清掃、潤滑剤の塗布を行わないと、正しい点検結果が得られません。

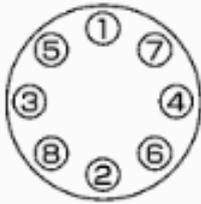
・ホイール・ナットと座金(ワッシャー)とのすき間に潤滑剤を塗布した状態で、座金(ワッシャー)が円滑に回転しない場合や、座金とナットが固着、分離している場合は、ホイール・ナットを交換します。

チェック必

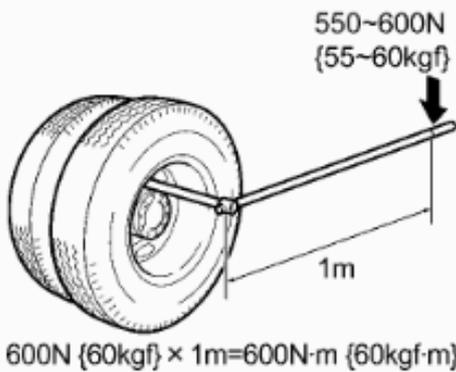
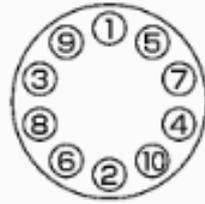
3-4-6 タイヤ取り付け、トルク締め付け

ホイールナットの締め付け順序

8本ボルト



10本ボルト



【注意】

- ・右側タイヤ、左側タイヤとも右ねじです。ホイール・ボルトに表示しているねじの方向マークを確認してください。
- ・ホイール・ナットは、ホイール・ボルトレンチを奥まで確実に差し込み規定の締め付けトルクでしっかりと締め付けてください。パイプ、足などを使って必要以上に締め付けると部品を破損するおそれがあります。
- ・勢いをつけて締めるなどすると過締め付けとなり、ホイール・ボルトが伸びたり、ディスクホイールのホイール・ナットあたり面を傷めたりします。
- ・ホイール・ナットの締め付け不足および締め過ぎは、ホイール・ボルトの折損やディスクホイールの亀裂につながり、車輪の脱落を招くおそれがありますので十分注意してください。
- ・タイヤを新品と交換する場合は、異なった種類のタイヤを混ぜて使用したり、指定サイズ以外のタイヤを使用すると、車の安全走行に悪影響をおよぼします。

・ディスクホイールのボルト穴をホイール・ボルトに合わせます。ホイール・ボルトのねじ部を傷つけないよう注意し、ハブのはめ合い部(インロー部)のガイドにそって、ハブの奥まで押し込み、タイヤを取り付けます。

後輪を取り付けるときは空気圧の点検・測定および充填ができるように内側タイヤと外側タイヤのエアバルブの位置を 180° ずらします。ダブルタイヤも 1 つのホイール・ナットで締め付けます。内側ホイールを挿入後、外れに注意して外側ホイールを取り付けます。

・ホイール・ナットを取り付け、タイヤがガタつかない程度に仮締めします。

ホイール・ナットはなるべく奥まで手で回し入れ、円滑に回ることを確認します。 チェック

・ジャッキダウンします。

・ホイール・ナットを対角線上に 2~3 回に分けて締め付けます。

・最後にトルクレンチなどを使用して、規定の締め付けトルクで締め付けます。 チェック

規定締め付けトルク

550 ~ 600N·m [55 ~ 60kgf·m] (給油)

・後輪ダブルタイヤ、内側ホイールのエクステンションにゆるみがないように取り付けます。

【警告】

・ディスクホイール取り付け後の走行による初期なじみにより、ディスクホイールの締め付け力が低下します。取り付け後、50~100 km 走行を目安に、トルクレンチなどを使用してホイール・ナットの増し締めを行ってください。

・後 2 軸車は、左後 2 軸目も同じ作業を行います。 チェック

※左後輪以外の輪についても、同様の点検を推奨します。

・作業は以上で終了です。

4. メンテナンスノート記入

- ・メンテナンスノートの「臨時整備(定期整備以外)および分解整備の実施記録」欄に『「大型車のホイール・ナットの緊急点検」実施済み』と記載し、実施年月日、走行距離、実施者名、住所を記入します。



5. 作業チェックリスト記入

- ・「作業チェックリスト」にチェック欄以外の未記入箇所を記入します。



以上

使用実態アンケートへご協力のお願いと純正ホイール・ナットの無償提供

手 順 書

「大型車のホイール・ナットの緊急点検」の実施に伴い、大型車メーカーにおいて車輪脱落事故防止に向けて、お客様所有の大型車の使用実態を把握させて頂きたいと存じます。

本緊急点検において、劣化したホイール・ナットの交換が必要なお客様につきましては、本アンケートへご協力をお願いいたします。

本アンケートにご協力頂きました御礼としまして、本緊急点検により交換される純正ホイール・ナットを無償提供いたします。

+++++

【アンケートへ御協力のお願ひ】

①本アンケートは、平成 30(2018)年 9 月 30 日以前に登録された大型車（初度登録された 4 年超）を対象といたします。

②本アンケートは、「大型車のホイール・ナットの緊急点検」で、劣化したホイール・ナットを交換されるお客様を対象といたします。

ダイレクトメール同封の作業実施要領書に、劣化したホイール・ナットの交換目安を記載しておりますので、ご確認願ひます。

③本アンケートは、右下の QR コード(又は URL)からアンケートページを読み取り、スマートフォン等でご回答を選ぶ簡単な内容となっております。

* ご回答に必要な時間は最大で 10 分程度です。

* ご回答頂いた本アンケートにつきましては、使用実態の把握にのみ使用し、他の用途に使用することや、お客様情報を公表する事は一切ございません。



アンケート用 QR コード

*注：QR コード，URL は各社のものに差し替え

URL <https://forms.office.com/r/1LVkNASZ12>

【ホイール・ナットの無償提供について】

- ①無償提供させて頂く純正ホイール・ナットの数量は、最大で該当する大型車の左側後輪分といたします。
- ②無償提供させて頂く純正ホイール・ナットは、劣化したホイール・ナット現品との交換といたします。
- ③申請書に必要事項を記載いただき、整備工場/タイヤショップ又はメーカー販売会社整備工場に提出いただく必要があります。

*ただし、交換作業手順のご都合等で、劣化したホイール・ナット現品との交換が困難な場合は、劣化したホイール・ナットを交換される前に、劣化したホイール・ナットが取り付けられている車輪の状態をスマートフォン等で撮影していただき、各社販売店が確認したうえで、事前に純正ホイール・ナットを無償提供することも可能です。

*なお、本緊急点検の作業工賃は、有料 となりますことを、あらかじめ御承知おき願います。

*本緊急点検を普段からお付き合いのある自動車整備工場や、大型自動車メーカー系列店舗、タイヤショップ等へご依頼されるお客様につきましては、ご依頼される際に必ず「ホイール・ナットの緊急点検を依頼する」旨、お申し付けください。

申請書

純正ホイール・ナットの無償提供が必要なお客様は、必ずこの用紙をお持ちください

【お客様記入欄】

お客様情報 車台番号 **XXXXXXXXXX** *印字又は手書き(空欄)。各社方式で選択。

該当時に□部にレを記入

- 初度登録年月日のご確認：平成 30(2018)年 9月 30 日以前に登録された大型車であることを車検証にてご確認
- スマートフォンによるアンケートにご協力頂いていることをご確認
- 劣化したホイール・ナット現品又は劣化したホイール・ナットを撮影した写真データのご用意
 - 現品用意 / 写真代用 / 販売店現車確認
- お客様車両の後側車輪の種類のご確認
 - 高床二軸 / 高床一軸 / 低床二軸 / 低床一軸

純正ホイール・ナットの無償提供数量 _____ 個

*最大 20 個(高床二軸)/台

お客様御芳名 _____

【緊急点検を実施された自動車整備事業者様、タイヤショップ様ご記入欄】

※お客様ご自身が緊急点検を実施される場合は、お客様ご自身で記載してください。

その場合、緊急点検実施事業者名のご記入は不要です。

- ホイール・ナットの劣化状態が、ダイレクトメール同封の作業実施要領書と合致していることをご確認
- 作業実施要領書に沿った点検整備を完了したことをご確認

緊急点検実施事業者名 御社名 _____

ご担当 _____

ご協力頂き、誠にありがとうございました。

裏面に続く

各社販売店での純正ホイール・ナットの無償提供の際に、ダイレクトメール宛名書き(又は車台番号が記載されている書類), 劣化したホイール・ナット現品とともに、本用紙は回収させていただきます。

【大型車のホイール・ナットの緊急点検 手順についてご確認】

- 本緊急点検をご依頼されるお客様は、事前に自動車整備事業者やタイヤショップへ本緊急点検の実施をお申し付けください。
 - ダイレクトメール中の車台番号が記入されている書類のご用意
 - 本紙の御記入・御確認
 - 劣化したホイール・ナット現品又は写真データのご用意
- * 販売会社持込み時は不要

大型車のホイール・ナットの緊急点検の流れ

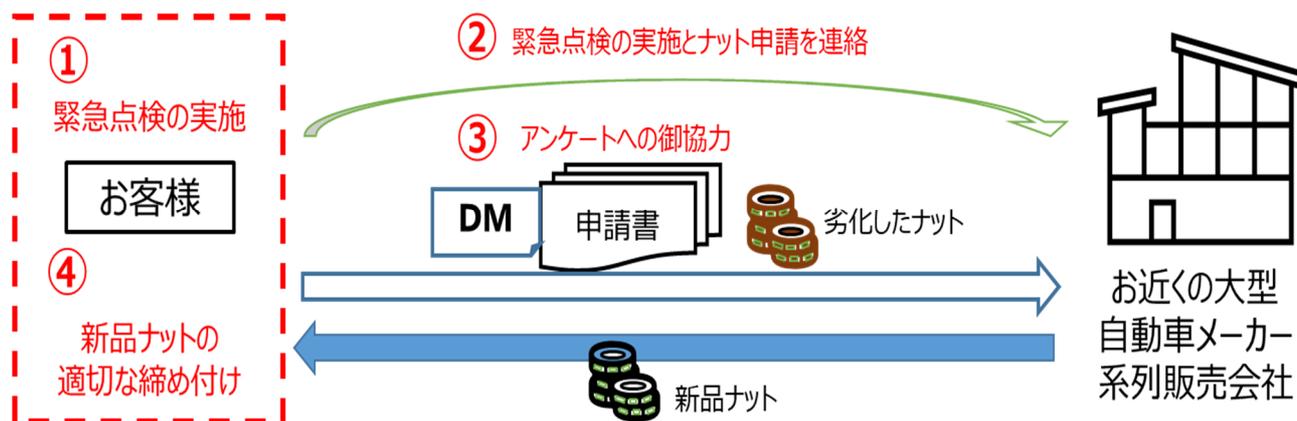
大型車のホイール・ナットの緊急点検の実施方法や依頼先によって、ホイール・ナット(以下 ナット)の無償提供の手順が異なります。

以下に緊急点検の流れを記載しておりますので、ご参照下さい。

なお、ご不明な点等ございましたら、お近くの大型自動車メーカー系列販売会社又は、各大型自動車メーカーお客様相談窓口へお問合せ下さい。

1. 使用者様ご自身(自社整備工場等含む)で緊急点検を実施される場合

- ①「大型車のホイール・ナットの緊急点検」作業実施要領に記載されている手順にしたがい、ナットの劣化・損傷の状態を点検します。
- ②緊急点検の結果、劣化・損傷によりナットの交換が必要とご判断された場合は、ダイレクトメール(以下 DM)に記載されている、最寄りの大型自動車メーカー系列販売会社にナットの無償提供を希望する旨をご連絡していただき、ナットの受取日の調整をお願いいたします。
- ③その後『手順書』の URL/QR コードからアンケートにご協力いただき、『手順書』に付属されている『申請書』に必要な項目を記載したうえで、『DM』、『申請書』、『劣化・損傷したナットの現品(又は写真等)』とともに、お近くの大型自動車メーカー系列販売会社へお持ち下さい。その場で、純正ナットを無償提供いたします。
- ④新品ナットに交換して、適切な締め付けをしていただきましたら緊急点検は終了です。



お近くの大型自動車メーカー系列販売会社につきましては、各社ホームページで御確認ください。

(または、ご案内文に記載の大型自動車メーカーお問合せ先及び、宛名シートに記載の最寄りの大型自動車メーカー系列販売会社にお問合せください。)

2. 自動車整備工場並びにタイヤショップへ緊急点検を依頼される場合

- ①あらかじめ自動車整備工場並びにタイヤショップに対して、タイヤ交換等と併せてDMによるナットの緊急点検を希望される旨のご連絡をお願いいたします。
- ②自動車整備工場並びにタイヤショップにてお客様の大型車の緊急点検を行い、ナットが劣化・損傷しているか、ナットの交換が必要になるかを判断いたします。
- ③緊急点検の結果、ナットの交換が必要と判断された場合は、お客様ご自身で『手順書』のURL/QRコードからアンケートにご協力いただき、『手順書』に付属されている『申請書』に必要な項目を記載したうえで、『DM』と『申請書』を自動車整備工場並びにタイヤショップへお渡し下さい。(大型自動車メーカー系列販売会社への申請及びナットの受取り等は、使用者様が行う必要はありません。)
- ④自動車整備工場並びにタイヤショップで新品のナットに交換して、適切な締め付けが行われましたら緊急点検は終了です。



自動車整備工場並びにタイヤショップのご担当者様へお願い

緊急点検を実施された自動車整備工場並びにタイヤショップのご担当者様は、劣化・損傷によりナットの交換が必要と判断された場合は、お客様より受け取られた『DM』と『申請書』とともに『劣化・損傷したナットの現品(又は写真等)』を、お近くの大型自動車メーカー系列販売会社へお持ち下さい。

その場で、純正ナットを無償提供させていただきます。

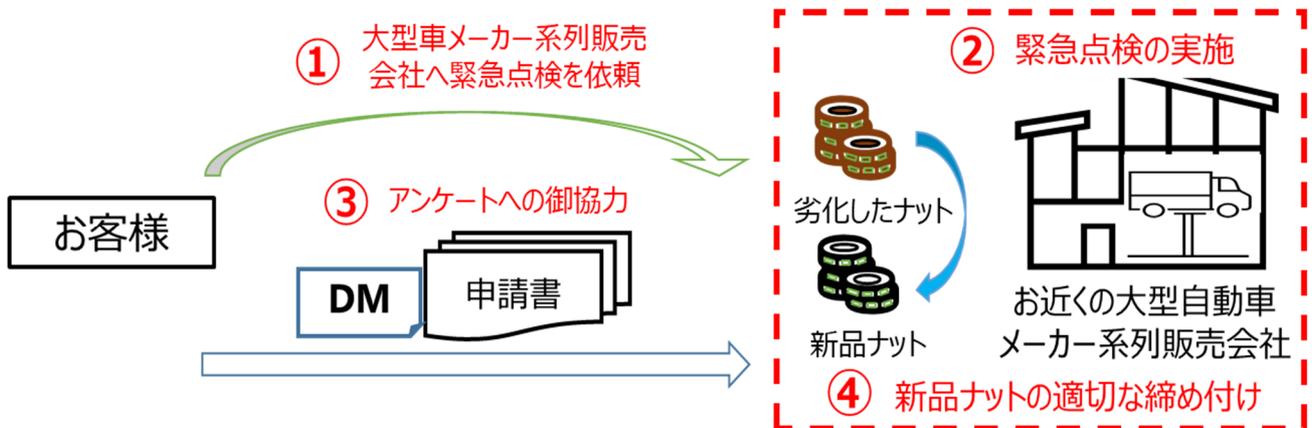
お手数ですがお客様の「申請書」に必要な項目が記載されているか、あらかじめご確認願います。

お近くの大型自動車メーカー系列販売会社につきましては、各社ホームページで御確認ください。

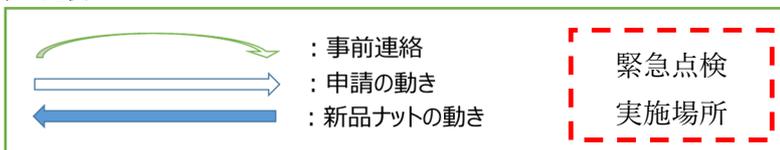
(または、ご案内文に記載の大型自動車メーカーお問合せ先及び、宛名シートに記載の最寄りの大型自動車メーカー系列販売会社にお問合せください。)

3. 大型自動車メーカー系列販売会社へ緊急点検を依頼される場合

- ①あらかじめ大型自動車メーカー系列販売会社に対して、DMによるナットの緊急点検を希望する旨のご連絡をお願いいたします。
- ②大型自動車メーカー系列販売会社にてお客様の大型車の緊急点検を行い、ナットが劣化・損傷しているか、ナットの交換が必要になるかを判断いたします。
- ③緊急点検の結果、ナットの交換が必要と判断された場合は、お客様ご自身で『手順書』のURL/QRコードからアンケートにご協力いただき、『手順書』に付属されている『申請書』に必要な項目を記載したうえで、『DM』と『申請書』を大型自動車メーカー系列販売会社へお渡し下さい。
- ④販売会社作業者が劣化・損傷したナットを新品のナットへ交換し、適切な締め付けを行って緊急点検は終了となります。



文書中の凡例



お近くの大型自動車メーカー系列販売会社につきましては、各社ホームページで御確認ください。

(または、ご案内文に記載の大型自動車メーカーお問合せ先及び、宛名シートに記載の最寄りの大型自動車メーカー系列販売会社にお問合せください。)

大型車、車輪脱落事故防止ポイント

下記の様なナットは使わない

<座金が回らない>



<座金が分離>



その他の異常
事例はこちら



使用するナットにオイルを塗布する

①ナットのねじ部に
オイルを塗布



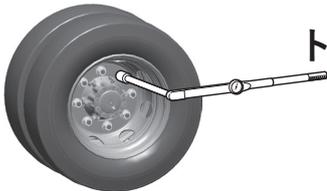
②ナットと座金のすき間
にオイルを塗布



③ナットを回し座金のすき間
全体にオイルをなじませる



トルクレンチを使って、規定トルクで締め付ける



トルクレンチ

規定トルク

・550～600 N・m

ナットの増し締め

タイヤ取付け後は50km～100km走行後を目安に増し締めしてください

日常点検でナットを確認

緩み、脱落を

- ・目で見ると
- ・点検ハンマーを使う



インジケータを使用すると緩みを検出しやすくなります

詳細については、裏面及び取扱説明書をご確認ください。

ISO方式ホイール取付け時のポイント

1 部品の点検と清掃

部品を点検し、以下のものは交換

- ・ナット：座金が固着、分離、ねじ山の損傷
 - ・ボルト：折れ※1、伸び、著しい錆、ねじ山の損傷
- ※1 折損している場合は、その車輪すべてのボルト、ナットを交換

部品取付け面、ネジ部を清掃する

ディスクホイール、ハブ、ボルト、ナットの
錆やゴミ、塗装などを取り除く。

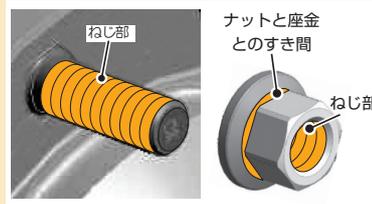


2 ナット、ボルトへのオイル塗布

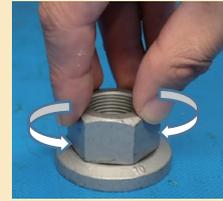
ナットとボルトにエンジンオイルを塗布

- ・ナット：①ねじ部、②ナットと座金のすき間
- ・ボルト：ねじ部

ナットを数回まわし、ナットと座金のすき間
全体にオイルをなじませる。



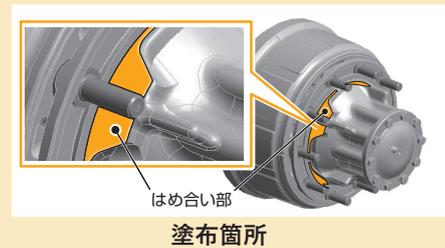
塗布箇所



オイルをなじませる

3 ホイールの取付け

- ・ハブのはめ合い部にグリースを薄く塗布してください。
- ・ホイール取付けの際は
ボルトのねじ部を傷つけないよう注意し、
ホイールをハブの奥まで押し込んでください。



4 ナットの締付け

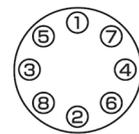
- ・ナットを手で回しホイールに着座する事を確認し、
かじった場合、ボルトとナットを交換
してください。
- ・仮締め後トルクレンチを使用して
規定のトルクで締付けてください。

規定トルク：550～600N・m

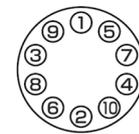
注意

仮締め、本締めともに対角線順に締付けてください。

8本ボルトの場合



10本ボルトの場合



5 ナットの増し締め

- ・タイヤ取付け後50～100km走行後を目安に、再度規定トルクで増し締めしてください。

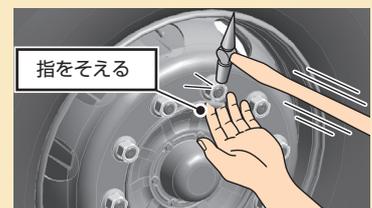
日常点検で確認すること

①目で見て確認

- ・ナットが浮いてないか？
- ・ナット、ボルトは付いているか？
- ・ホイールに亀裂がないか？

②点検ハンマーで確認

- ・ナットに指をそえて叩く
⇒振動・音が他と違うと
緩みの恐れ



事業者、ドライバー、整備工場の皆さんの協力をお願いします。

「お・ち・な・い」の徹底で 防ごう、大型車の車輪脱落事故

お

とさない！
脱落防止はまず点検。

事前の正しい点検が大きな事故を未然に防ぐ
唯一かつ最善な手段です。



Mr. 整備くん

ち

やんと清掃、
ちゃんと給脂！

- ボルト、ナットの錆や汚れを落とし、エンジンオイルなどを塗布してください。ナットをボルトの奥まで回転させたとき、ナットやワッシャーがスムーズに回転するか点検します。
- ワッシャーが固着していたりはずれかかっている場合は、ナットを交換してください。

ナットとワッシャーとの
隙間への注油も忘れずに！



な

(ナット)
ット締め、トルクレンチを必ず使用！

- 適正なトルクレンチを用いて規定のトルクで確実に締め付けます。



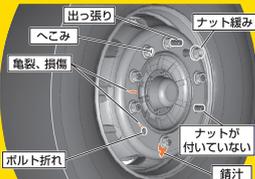
- 初期なじみのため、タイヤ交換後50～100km走行後を目安に増し締めを実施してください。



い

ちにち一回、緩みの点検！

- 運行前にボルト、ナットを目で見て手で触って点検。



- 特に脱落が多い左後輪は重点的に点検を。



正しい点検方法を
動画でチェック！



ホイールナットの緩みが一目でわかり、高精度な点検が誰でも手軽にできる「連結式ナット回転指示インジケーター」の使用方法も動画でご確認いただけます。



詳しくは、
こちらから！



国土交通省 自動車点検整備推進協議会 大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会 日本自動車工業会(いすゞ自動車 日野自動車 三菱ふそうトラック・バス UDTトラック) 全日本トラック協会 日本バス協会 全国自家用自動車協会 日本自動車整備振興会連合会 日本自動車販売協会連合会 全国タイヤ商工協同組合連合会 日本自動車タイヤ協会 全国石油商業組合連合会 日本自動車車体工業会 日本自動車輸入組合 日本自動車機械工具協会 日本自動車機械器具工業会 自動車用品小売業協会 日本自動車車体整備協同組合連合会



タイヤ交換などホイール脱着時の不適切な取り扱いによる 車輪脱落事故が発生しています!

タイヤ交換作業にあたっては、[車載の「取扱説明書」]や[本紙表面に記載の「車輪脱落を防ぐ4つのポイント」]、
[下記の「その他、ホイールナット締め付け時の注意点」]などを参照の上、正しい取り扱い(交換作業)をお願いします。

※ホイールナットの締め付けは、必ず「規定の締め付けトルク」で行ってください。
※ホイール取付方法には、JIS方式とISO方式の2種類があります。それぞれ正しい
取り扱い方法をご確認いただき、適切なタイヤ交換作業の実施をお願いします。

注意 ホイールナットの締め付け不足。アルミホイール、
スチールホイールの取り扱いミス (誤組み付け、部品の誤組み)

その他、ホイールナット締め付け時の注意点

ホイールボルト、ナットの 潤滑について

ISO方式

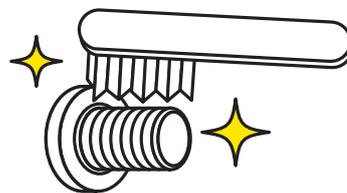
ホイールボルト、ナットのねじ部と、ナットとワッシャーとのすき間にエンジンオイルなど指定の潤滑剤を薄く塗布し、回転させて油をなじませます。ワッシャーがスムーズに回転するか点検し、スムーズに回転しない場合はナットを交換してください。ナットの座面(ディスクホイールとの当たり面)には塗布しないでください。



ナットとワッシャーとの隙間への注油を忘れずに!

ディスクホイール、ハブ、ホイールボルト、ナットの清掃について

ディスクホイール取付面、ホイールナット当たり面、ハブ取付面(ISO方式では、ハブのはめ合い部も)、ホイールボルト、ナットの錆やゴミ、泥、追加塗装などを取り除きます。



ホイールナット締め付け時の注意点だよ!



ホイール締め付け方式

ホイールの締め付け方式には、球面座で締め付けるJIS方式と、平面座で締め付けるISO方式があります。また「排出ガス規制・ポスト新長期規制適合」大型車から、左右輪・右ねじとする「新・ISO方式」を採用しました。

ISO方式(8穴、10穴)

| | | | |
|--------------------|--|-----------------|--------|
| ホイールサイズとボルト本数(PCD) | 19.5インチ: 8本(PCD275mm) 22.5インチ: 10本(PCD335mm) | ホイールのセンタリング | ハブインロー |
| ボルトサイズねじの方向 | M22 左右輪: 右ねじ(新・ISO方式) 右輪: 右ねじ 左輪: 左ねじ(従来ISO方式) | アルミホイールの履き替え | ボルト交換 |
| ホイールナット使用ソケット | 平面座(ワッシャー付き)・1種類 33mm(従来ISO方式の一部は32mm) | 後輪ダブルタイヤの締め付け構造 | |
| ダブルタイヤ | 一つのナットで共締め | | |



令和4年9月30日
自動車局整備課

大型車のホイール・ナットの緊急点検を行います！

近年、大型車の車輪脱落事故が増加傾向にあることを踏まえ、国土交通省は大型自動車メーカー（4社）と連携し、大型車のユーザーに対しタイヤ脱着時のホイール・ナットの保守管理について緊急点検を行います。

近年、大型車の車輪脱落事故が増加傾向にあることを踏まえ、さらなる事故防止対策を進めるため令和4年2月に設置した「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会」（座長：伊藤 紳一郎（独）自動車技術総合機構交通安全環境研究所）において、車輪脱落事故車両の調査等を行ったところ、事故を起こした車両では劣化したホイール・ナットが使用されていたり、タイヤ脱着時にホイール・ナットの清掃や潤滑剤の塗布等が、適切に行われていない状況が明らかになりました。

劣化したホイール・ナット等を使用すると、ホイール・ナットが本来の位置まで締まらず、十分な締結力が得られないため、走行中にホイール・ナットが緩み車輪が脱落するおそれがあります。



大型車の車輪が人に衝突した時の模擬動画



模擬動画の本編は
こちらからご覧頂けます

このような状況を踏まえ、国土交通省は令和4年10月1日より大型車のユーザー等へ適切なタイヤ脱着作業について周知・啓発を図るため「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を実施します。

今年度は、車齢4年以上の大型車の個々のユーザーにダイレクトメールを郵送し、ホイール・ナットの適切な保守管理について緊急点検を行います。

【対象車両：2018年9月30日以前に登録された大型車 約38万台】

なお、緊急点検の結果、劣化したホイール・ナットの交換が必要な場合は、大型自動車メーカー（4社）より左側後輪分の新品のホイール・ナットが無償提供されます。

【大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン】

重点項目

- 大型車のホイール・ナットの緊急点検の実施
- 適切なタイヤ脱着作業の動画やチラシ（別紙2）を活用した、大型車のユーザーやタイヤ脱着作業関係者への啓発 等

実施期間

令和4年10月1日 ~ 令和5年2月28日

大型車とは、車両総重量8トン以上のトラック又は乗車定員30人以上のバス

<添付資料>

- 別紙1：大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会について
- 別紙2：大型車の車輪脱落事故防止のための啓発チラシ
- 別紙3：令和3年度 大型車の車輪脱落事故発生状況



新品のホイール・ナット



劣化したホイール・ナット

<問い合わせ先>

自動車局整備課 藤埴、森山、渡部
代表:03-5253-8111（内線：42412）
直通:03-5253-8599
FAX:03-5253-1639

大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会について

1. 趣旨

大型車の車輪脱落事故は、大事故に繋がりがねない大変危険なものである。国土交通省では関係機関と連携し、大型車のタイヤ交換作業の徹底に係る周知・啓発活動や、街頭検査におけるホイール・ナットの緩みの適切な確認等、各種事故防止対策に取り組んできているところである。しかしながら、大型車の車輪脱落事故は依然として増加傾向にあり、令和2年度 131 件、令和3年度 123 件の報告を受けている。

そこで、大型車の車輪脱落事故防止対策をさらに進めるため、「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会」を設置（令和4年2月～）し、車輪脱落事故の要因のさらなる調査、分析等を行う。

2. 検討会での議論事項

- 大型車の車輪脱落事故の調査、分析
- 大型車のタイヤ交換作業等の実態調査
- 海外における大型車の車輪脱落事故の発生状況調査
- 大型車の車輪脱落防止対策の検討

3. スケジュール

令和4年末までに4回程度検討会を開催し、とりまとめ予定。

4. 構成員

| | |
|--------|--------------------------------------|
| 伊藤 紳一郎 | 独立行政法人自動車技術総合機構交通安全環境研究所 |
| 橋村 真治 | 芝浦工業大学工学部機械学群機械機能工学科 教授 |
| 山口 泉 | 一般財団法人日本自動車研究所自動車走行研究部 副部長 |
| 関根 明年 | 一般社団法人日本自動車工業会大型車車輪脱落事故防止分科会 分科会長 |
| 荻原 正吾 | 公益社団法人全日本トラック協会交通・環境部 調査役 |
| 田中 宏 | 公益社団法人日本バス協会 技術安全部長 |
| 根本 正之 | 一般社団法人日本自動車整備振興会連合会事業部 指導課長 |
| 柳川 学 | 全国タイヤ商工協同組合連合会 所属員 |
| 古川 正人 | 一般社団法人日本自動車タイヤ協会タイヤ検査・事故防止部会 部会長 |
| 清水 勝巳 | 一般社団法人日本自動車機械器具工業会 工具分科会員 |

: 座長 （敬称略・順不同）

事務局 国土交通省 自動車局 整備課

事業者、ドライバー、整備工場の皆さんの協力をお願いします。

「お・ち・な・い」の徹底で 防ごう、大型車の車輪脱落事故

お

とさない！
脱落防止はまず点検。

事前の正しい点検が大きな事故を未然に防ぐ
唯一かつ最善な手段です。

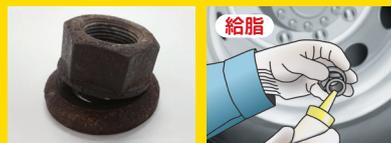


ち

ちゃんと清掃、
ちゃんと給脂！

- ボルト、ナットの錆や汚れを落とし、エンジンオイルなどを塗布してください。ナットをボルトの奥まで回転させたとき、ナットやワッシャーがスムーズに回転するか点検します。
- ワッシャーが固着していたりはずれかかっている場合は、ナットを交換してください。

ナットとワッシャーとの
隙間への注油も忘れずに！



な

(ナット)
ット締め、トルクレンチを必ず使用！

- 適正なトルクレンチを用いて規定のトルクで確実に締め付けます。



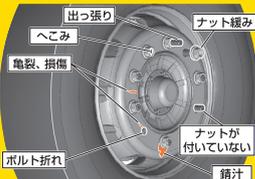
- 初期なじみのため、タイヤ交換後50～100km走行後を目安に増し締めを実施してください。



い

ちにち一回、緩みの点検！

- 運行前にボルト、ナットを目で見て手で触って点検。



- 特に脱落が多い左後輪は重点的に点検を。



正しい点検方法を
動画でチェック！



ホイールナットの緩みが一目でわかり、高精度な点検が誰でも手軽にできる「連結式ナット回転指示インジケーター」の使用方法も動画でご確認いただけます。



詳しくは、
こちらから！



国土交通省 自動車点検整備推進協議会 大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会 日本自動車工業会(いすゞ自動車 日野自動車 三菱ふそうトラック・バス UDTトラック) 全日本トラック協会 日本バス協会 全国自家用自動車協会 日本自動車整備振興会連合会 日本自動車販売協会連合会 全国タイヤ商工協同組合連合会 日本自動車タイヤ協会 全国石油商業組合連合会 日本自動車車体工業会 日本自動車輸入組合 日本自動車機械工具協会 日本自動車機械器具工業会 自動車用品小売業協会 日本自動車車体整備協同組合連合会



タイヤ交換などホイール脱着時の不適切な取り扱いによる 車輪脱落事故が発生しています!

タイヤ交換作業にあたっては、[車載の「取扱説明書」]や[本紙表面に記載の「車輪脱落を防ぐ4つのポイント」]、
[下記の「その他、ホイールナット締め付け時の注意点」]などを参照の上、正しい取り扱い(交換作業)をお願いします。

※ホイールナットの締め付けは、必ず「規定の締め付けトルク」で行ってください。
※ホイール取付方法には、JIS方式とISO方式の2種類があります。それぞれ正しい
取り扱い方法をご確認いただき、適切なタイヤ交換作業の実施をお願いします。

注意 ホイールナットの締め付け不足。アルミホイール、
スチールホイールの取り扱いミス (誤組み付け、部品の誤組み)

その他、ホイールナット締め付け時の注意点

ホイールボルト、ナットの 潤滑について

ISO方式

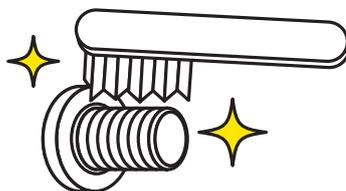
ホイールボルト、ナットのねじ部と、ナットとワッシャーとのすき間にエンジンオイルなど指定の潤滑剤を薄く塗布し、回転させて油をなじませます。ワッシャーがスムーズに回転するか点検し、スムーズに回転しない場合はナットを交換してください。ナットの座面(ディスクホイールとの当たり面)には塗布しないでください。



ナットとワッシャーとの隙間への注油を忘れずに!

ディスクホイール、ハブ、ホイールボルト、ナットの清掃について

ディスクホイール取付面、ホイールナット当たり面、ハブ取付面(ISO方式では、ハブのはめ合い部も)、ホイールボルト、ナットの錆やゴミ、泥、追加塗装などを取り除きます。



ホイールナット締め付け時の注意点だよ!



ホイール締め付け方式

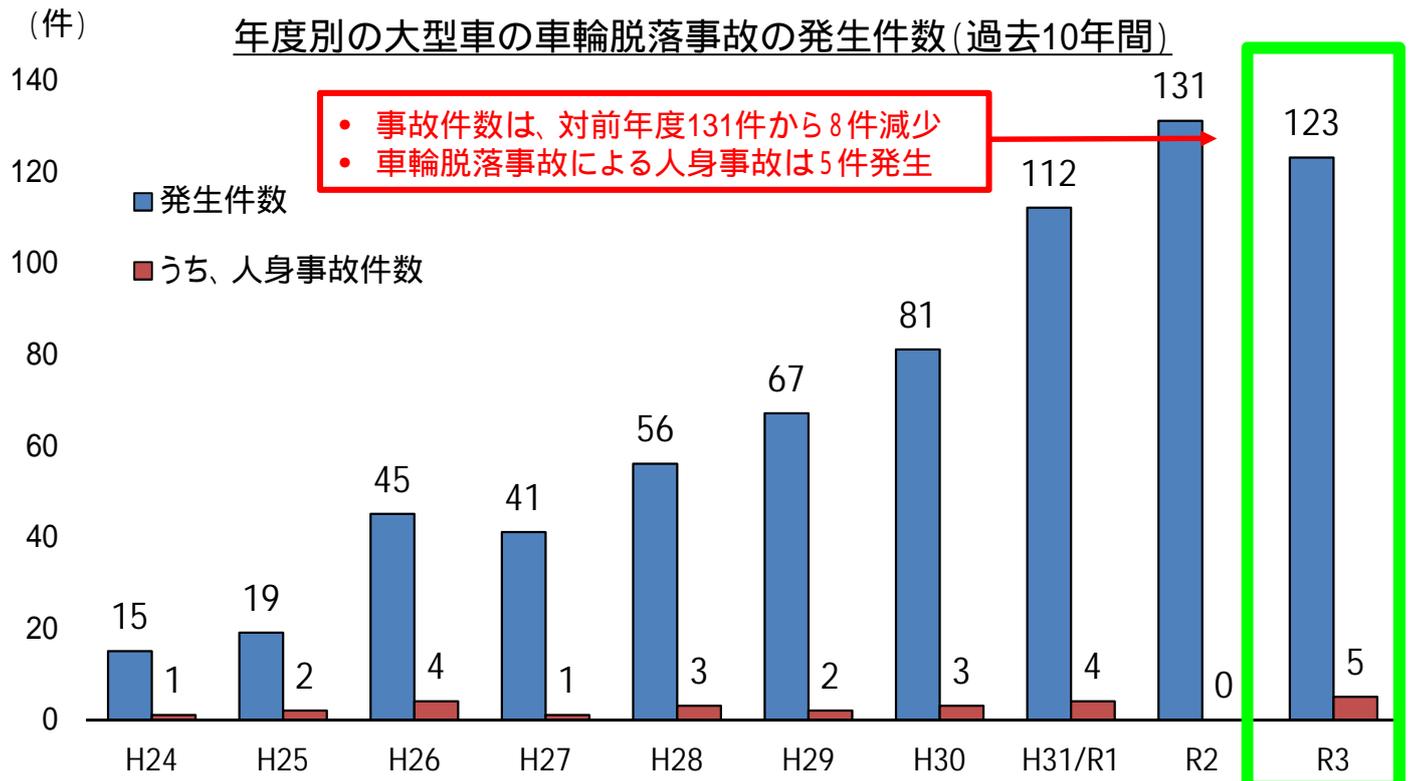
ホイールの締め付け方式には、球面座で締め付けるJIS方式と、平面座で締め付けるISO方式があります。また「排出ガス規制・ポスト新長期規制適合」大型車から、左右輪・右ねじとする「新・ISO方式」を採用しました。

ISO方式(8穴、10穴)

| | | | |
|--------------------|--|-----------------|--------|
| ホイールサイズとボルト本数(PCD) | 19.5インチ: 8本(PCD275mm) 22.5インチ: 10本(PCD335mm) | ホイールのセンタリング | ハブインロー |
| ボルトサイズねじの方向 | M22 左右輪: 右ねじ(新・ISO方式) 右輪: 右ねじ 左輪: 左ねじ(従来ISO方式) | アルミホイールの履き替え | ボルト交換 |
| ホイールナット使用ソケット | 平面座(ワッシャー付き)・1種類 33mm(従来ISO方式の一部は32mm) | 後輪ダブルタイヤの締め付け構造 | |
| ダブルタイヤ | 一つのナットで共締め | | |



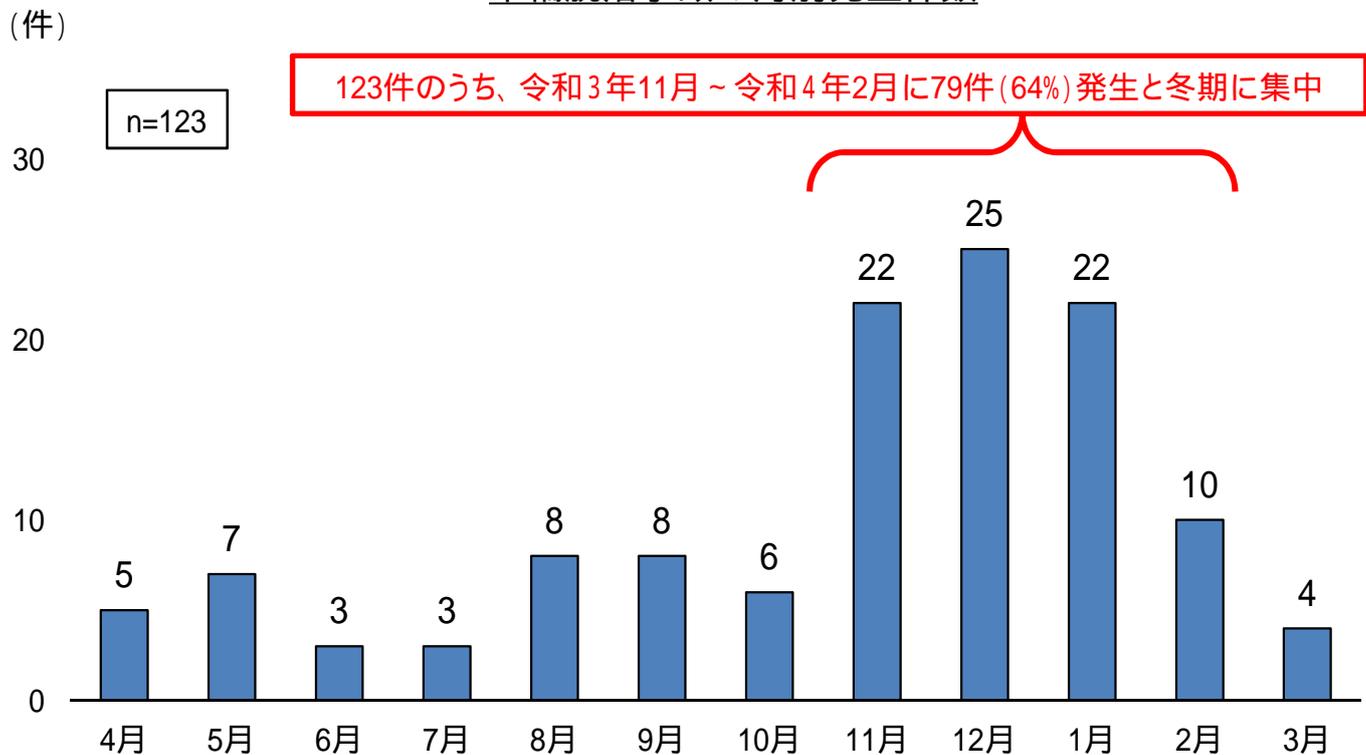
車輪脱落事故発生状況（令和3年度） [別紙3]



車両総重量8トン以上のトラック又は乗車定員30人以上のバスであって、ホイール・ナットの脱落又はホイール・ボルトの折損により、タイヤが脱落した事故 (年度)

出典:自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

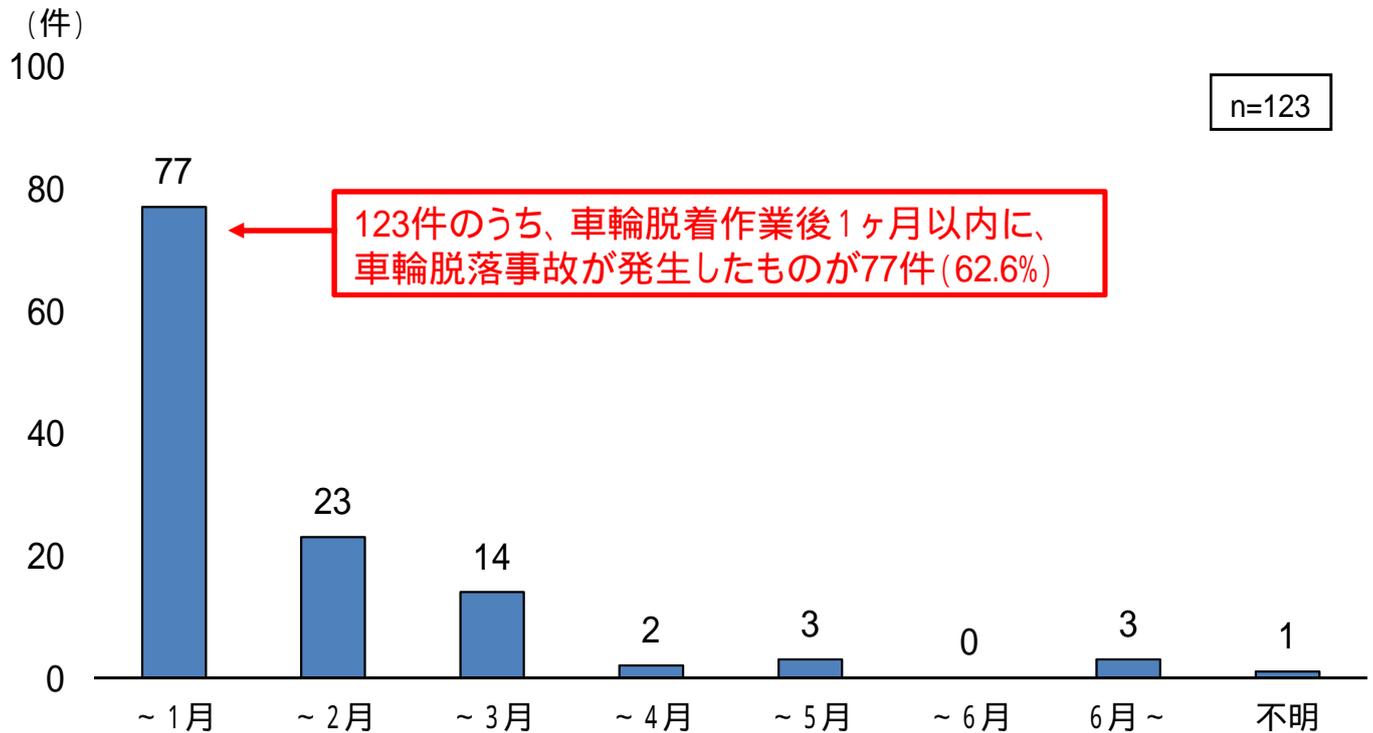
車輪脱落事故の月別発生件数



出典:自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

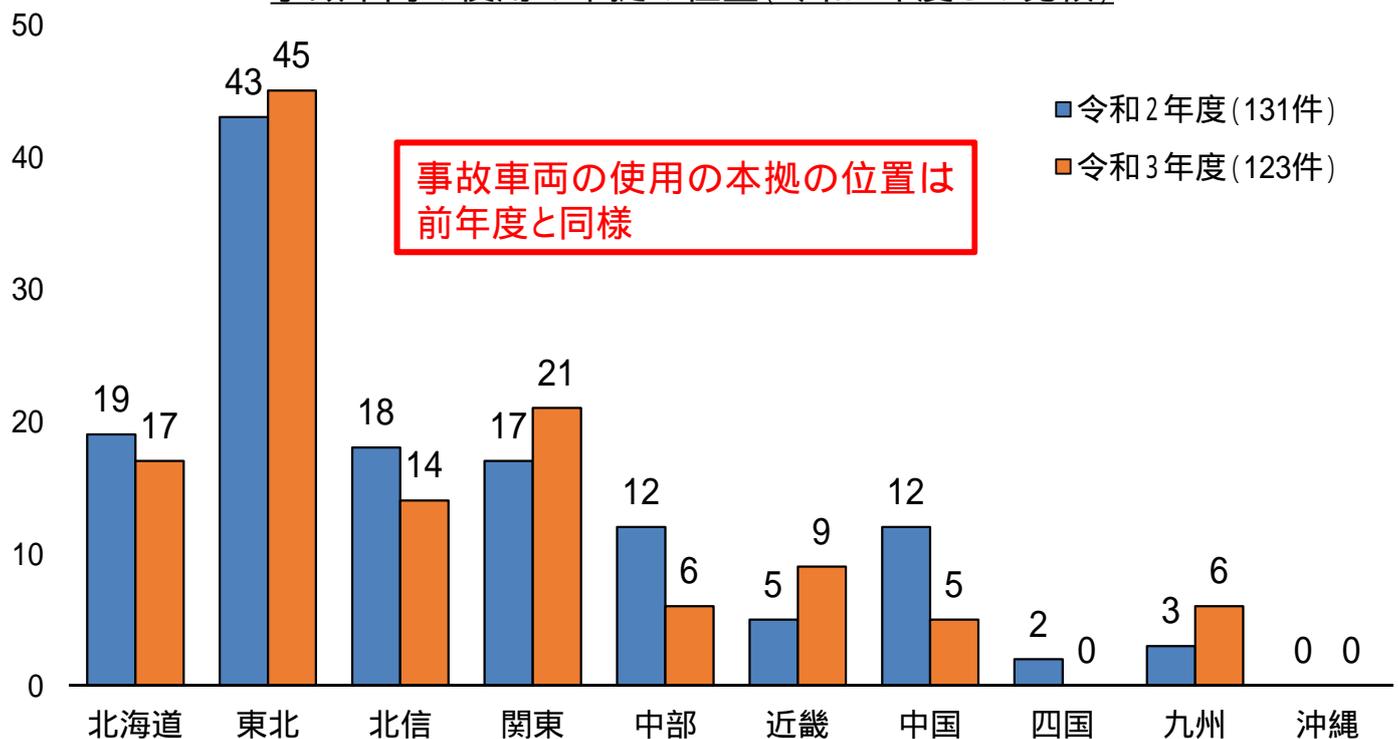
車輪脱落事故発生状況（令和3年度）

車輪脱着作業から車輪脱落事故発生までの期間



出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

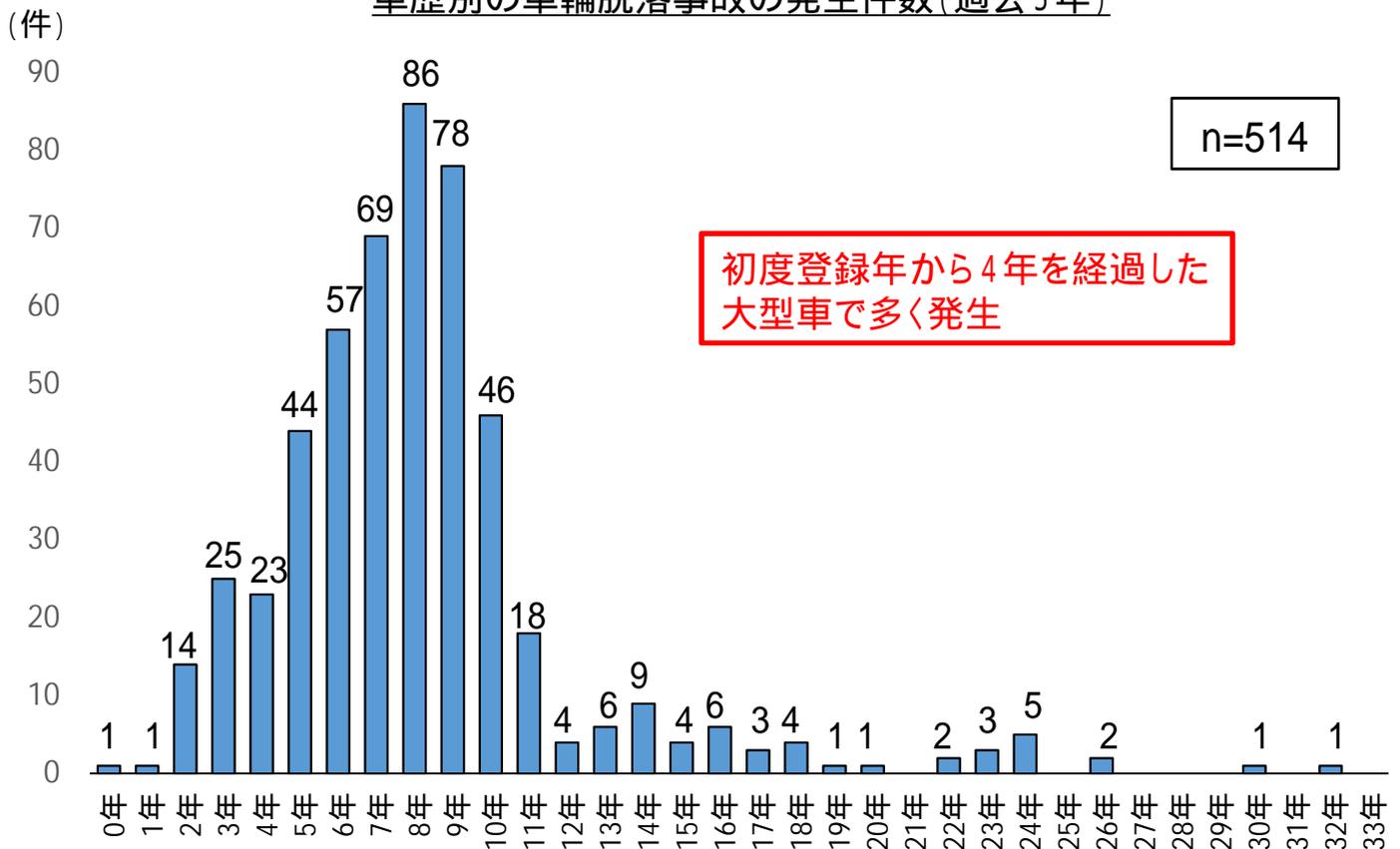
事故車両の使用の本拠の位置（令和2年度との比較）



出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

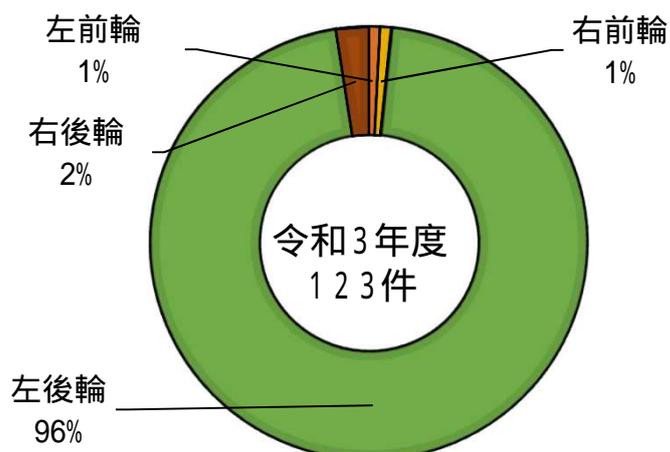
車輪脱落事故発生状況（令和3年度）

車歴別の車輪脱落事故の発生件数（過去5年）



出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

脱落した車輪位置

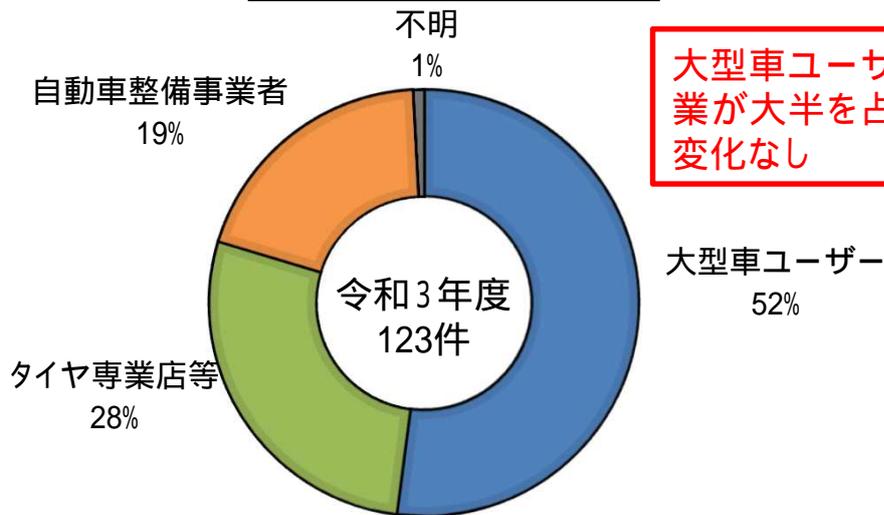


左後輪に集中する傾向は、前年度と変化なし

出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

車輪脱落事故発生状況（令和3年度）

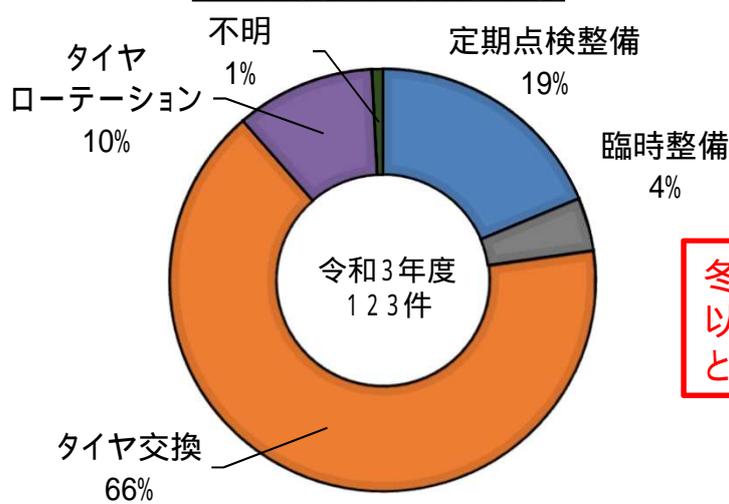
タイヤ脱着作業実施者別



大型車ユーザー自らのタイヤ脱着作業が大半を占める傾向は、前年度と変化なし

出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

タイヤ脱着作業内容別



冬用タイヤ等への交換が半数以上を占める傾向は、前年度と変化なし

出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

車輪脱落事故車両調査（令和3年度）

- 令和3年度発生した車輪脱落事故車両123台のうち95台に対して、各部品に劣化・損傷状態や、タイヤ脱着作業の実施状況を確認する事故車両調査を実施した。
- 事故車両調査の結果、
 - ・ホイール・ボルトやナットに著しいさびがあるものや、ゴミ等の異物が付着しているもの
 - ・ホイール・ナットとワッシャのすき間に潤滑剤の塗布が見られず、ホイール・ナットがスムーズに回転しないもの 等、適切なタイヤ脱着作業が実施されていない車両が確認された。

事故車両調査により確認された各部品の劣化・損傷事例

著しいさびや汚れによる
ホイール・ナットとワッシャ
の固着



ホイール・ボルトに
著しいさびや汚れ等の
付着



スムーズに回転しない
ホイール・ナット



（ホイール・ナットとワッシャのすき間に潤滑剤の塗布が見られず、ホイール・ナットとワッシャにガタが発生し、スムーズに回転しない。）

著しいさびによる
ディスク・ホイールの損傷



（ディスク・ホールのボルト穴や、ホイール・ナットの当たり面に、著しいさびによる剥離や損傷が発生している。）

国自基第 128 号の 3
令和 4 年 10 月 7 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会 会長 殿

国土交通省自動車局長（押印省略）

「道路運送車両法施行規則第 36 条第 5 項、第 6 項及び第 7 項の書
面について（依命通達）」の一部改正について

標記について、別紙のとおり、各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通知
したので、貴会（組合）においても傘下会員（組合員）に対し、この旨周知徹底
方お願いいたします。

国自基第 128 号
令和 4 年 10 月 7 日

各地方運輸局長 殿

自動車局長（押印省略）

「道路運送車両法施行規則第 36 条第 5 項、第 6 項及び第 7 項の書
面について（依命通達）」の一部改正について

「道路運送車両法施行規則第 36 条第 5 項、第 6 項及び第 7 項の書面につい
て（依命通達）」（平成 3 年 6 月 28 日付け、地自技第 156 号）の一部を別添新旧
対照表のとおり改正することとしたので了知されるとともに、遺漏なきよう取
り計らわれない。

また、関係団体には、その旨通知したところであるが、さらに管内関係者に対
し周知徹底を図られたい。

国自基第 128 号
令和 4 年 10 月 7 日

沖縄総合事務局長 殿

自動車局長（押印省略）

「道路運送車両法施行規則第 36 条第 5 項、第 6 項及び第 7 項の書
面について（依命通達）」の一部改正について

「道路運送車両法施行規則第 36 条第 5 項、第 6 項及び第 7 項の書面につい
て（依命通達）」（平成 3 年 6 月 28 日付け、地自技第 156 号）の一部を別添新旧
対照表のとおり改正することとしたので了知されるとともに、遺漏なきよう取
り計らわれない。

また、関係団体には、その旨通知したところであるが、さらに管内関係者に対
し周知徹底を図られたい。

「道路運送車両法施行規則第36条第5項、第6項及び第7項の書面について（依命通達）」の一部改正について 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

平成3年6月28日地技第156号

最終改正：令和4年10月7日国自基第128号

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>記</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 施行規則第36条第6項関係 「当該自動車が道路運送車両の保安基準第31条第2項の基準(同令第58条の規定に基づく告示により当該基準が適用されないこととされている自動車)にあつては、当該基準に代えて適用すべきものとして当該告示に定める基準)のうち、国土交通大臣が指定するものに適合するものであることを証する書面」とは、次に掲げるものをいう。 (1) (略) (2) (1) 及び施行規則第36条第7項に係る自動車以外のもの(大型特殊自動車を除く。)にあつては、公的な試験機関において実施された試験結果を表する書面又は次に掲げる書面(ハ及びニに掲げる書面にあつては、<u>協定規則第154号の要件が適用される自動車に限る。</u>) イ～ロ (略) ハ <u>協定規則に基づく認定証</u> ニ <u>細目告示第119条第1項第2号及び第4号の基準に適合していることを証する書面であつて、当該自動車を製作した者が証明した書面</u> (3) (略)</p> <p>3. ～4. (略)</p> | <p>記</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 施行規則第36条第6項関係 「当該自動車が道路運送車両の保安基準第31条第2項の基準(同令第58条の規定に基づく告示により当該基準が適用されないこととされている自動車)にあつては、当該基準に代えて適用すべきものとして当該告示に定める基準)のうち、国土交通大臣が指定するものに適合するものであることを証する書面」とは、次に掲げるものをいう。 (1) (略) (2) (1) 及び施行規則第36条第7項に係る自動車以外のもの(大型特殊自動車を除く。)にあつては、公的な試験機関において実施された試験結果を表する書面又は次に掲げる書面 イ～ロ (略) <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> (3) (略)</p> <p>3. ～4. (略)</p> |

附則〔令和4年10月7日国自基第128号〕

この改正は、令和4年10月8日から適用する。

事 務 連 絡
令和4年 10 月 25 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会 御中

自動車局整備課

貨物軽自動車運送事業の用に供する軽の乗用自動車の取扱いについて

今般、「貨物軽自動車運送事業における軽乗用車の使用について」(令和4年10月24日付国自安第99号、国自貨第95号、国自整第166号)により、軽乗用車を貨物軽自動車運送事業の用に供することを認めることとし、当該通達に基づき届出がなされた軽自動車については、その自動車検査証の備考欄に「貨物軽自動車運送事業の用に供する自動車」と記載することとしました。そのため、当該記載をもって、下記のとおり取扱うこととなる旨、貴会傘下会員に対し周知方よろしく申し上げます。

記

1. 自動車点検基準(昭和26年8月10日運輸省令第70号)第一条第一項第二号に基づき、日常点検整備を実施する。
2. 自動車点検基準(昭和26年8月10日運輸省令第70号)第二条第一項第五号に基づき、定期点検整備を実施する。

以上

令和4年10月24日
自動車局貨物課

貨物軽自動車運送事業における軽乗用車の使用について

「規制改革実施計画」(令和4年6月7日閣議決定)を踏まえ、軽乗用車についても、貨物軽自動車運送事業の用に供することを可能とします。

1. 背景

貨物軽自動車運送事業に使用できる車両については、「貨物軽自動車運送事業の経営届出等の取扱いについて」(平成18年8月28日付国自総第250号、国自貨第69号、国自整第63号。以下「軽貨物事業経営届出等取扱通達」という。)において、「届出に係る軽自動車(二輪の自動車を除く。)の乗車定員が貨物軽自動車運送事業の用に供するものとして不適切なものでないこと。」と規定されています。

一方、「規制改革実施計画」において、「貨物軽自動車運送事業で使用できる車両が軽貨物車に限られている運用について、軽乗用車の使用を可能とする検討に着手し、結論を得次第、速やかに必要な措置を講ずる。」こととされました。

2. 概要

貨物軽自動車運送事業の経営の届出の受理に当たっては、軽貨物事業経営届出等取扱通達に基づき、最大積載量の記載のある車両に限って認めてきたところですが、今般、「規制改革実施計画」を踏まえ、軽乗用車についても、貨物軽自動車運送事業の用に供することを可能とし、届出の受理の取扱いについて規定します。

なお、軽乗用車を使用する場合であっても、最寄りの運輸支局に貨物軽自動車運送事業の経営届出を行った上で、軽自動車検査協会において事業用のナンバープレート(黒ナンバー)の発行を受けることが必要です。

※別添1、2参照

3. 今後のスケジュール

通達発出：10月24日(月)

通達施行：10月27日(木)

【問合せ先】

自動車局貨物課 武藤、羽田野

代表 03-5253-8111 (内線 41333、41323)

直通 03-5253-8575 FAX 03-5253-1637

国自安第 99 号
国自貨第 95 号
国自整第 166 号
令和 4 年 10 月 24 日

各地方運輸局自動車交通部長
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長
各地方運輸局自動車技術安全部長
沖縄総合事務局運輸部長 } 殿

自動車局安全政策課長
(公印省略)
貨物課長
(公印省略)
整備課長
(公印省略)

貨物軽自動車運送事業における軽乗用車の使用について

貨物軽自動車運送事業（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第 2 条第 4 項に規定する貨物軽自動車運送事業をいう。以下同じ。）に使用できる車両については、「貨物軽自動車運送事業の経営届出等の取扱いについて」（平成 18 年 8 月 28 日付国自総第 250 号、国自貨第 69 号、国自整第 63 号。以下「軽貨物事業経営届出等取扱通達」という。）において、「届出に係る軽自動車（二輪の自動車を除く。）の乗車定員が貨物軽自動車運送事業の用に供するものとして不適切なものでないこと。」と規定されている。

一方、「規制改革実施計画」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）において、「貨物軽自動車運送事業で使用できる車両が軽貨物車に限られている運用について、軽乗用車の使用を可能とする検討に着手し、結論を得次第、速やかに必要な措置を講ずる。」こととされたところ、貨物軽自動車運送事業の経営の届出の受理に当たっては、軽貨物事業経営届出等取扱通達に基づき、最大積載量の記載のある車両に限って認めてきたところであるが、軽乗用車についても、貨物軽自動車運送事業の用に供することを認めることとする旨、了知されたい。

貨物軽自動車運送事業者が軽乗用車を用いて貨物軽自動車運送事業を行う場合における貨物軽自動車運送事業の届出の受理の取扱いについては、以下に定めるところ

により行うものとし、以下に定めのない事項については軽貨物事業経営届出等取扱通達により行うこととしたので、事務処理にあたり遺漏のないよう取り計らわれない。

記

1. 積載できる貨物の重量は、乗車定員数から乗車人数を控除した数に五十五を乗じた重量（単位キログラム）以内とすること。
また、荷物の位置が極端に運転者室及び客室の前方、後方又は片側に偏る積載をしないこと。
2. 運輸支局（運輸監理部を含む。以下同じ。）輸送担当は、軽乗用車を用いて貨物軽自動車運送事業を行う貨物軽自動車運送事業者に対し、届出を受理した際に、1.の積載できる貨物の重量を超えた貨物の運送及び有償で旅客の運送をしてはならない旨周知及び指導すること。
3. 運輸支局輸送担当は、軽乗用車を用いて貨物軽自動車運送事業を行う貨物軽自動車運送事業者に対し、事業者自らが過労運転の防止や運転者の酒気帯びの有無の確認等の運行管理を適切に行うことについて周知すること。
4. 道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第35条の3第1項各号に規定する自動車検査証の記載事項のうち、同項第13号に規定する「自家用又は事業用の別」は「事業用」、同項第14号に規定する「用途」は「乗用」とする。

附則（令和4年10月24日国自安第99号、国自貨第95号、国自整第166号）

本通知による取扱いは、令和4年10月27日以降に事業用自動車等連絡書を交付するものから適用する。

軽貨物自動車運送事業者に対して、関係法令において以下に示すような安全確保等にかかる規定がありますので、これらを遵守いただき安全運行につとめてください。

「主な安全規制」

・休憩や休息が十分とれるように、勤務時間及び乗務時間を定めていただき、これを遵守しましょう。



・貨物の運送に関する損害賠償に対応できる任意保険等に加入しましょう。



・車両に名称、氏名若しくは記号を見やすいように表示しましょう。



貨物自動車運送の届出です。
旅客の運送はできません！



・乗務前にアルコールチャェッカーによる酒気帯びの有無や疾病、疲労等の有無、車両の点検などを確認し、記録する必要があります。



・**過積載運行はやめましょう。**
乗用車使用の場合、積載可能な重量は
(乗車定員 - 乗車人数) × 55kgです。



・視野もしくはハンドルその他の装置の操作を妨げることとなるような積載はやめましょう(道交法)。



裏面に続く

軽貨物自動車運送事業者の皆様へ

～安全運行を行うために必要な法令遵守のご案内～

運転手を雇用している場合は、表面の安全規制の他、次の事項も実施しなければなりません。

・運転手を雇用している場合、乗務前に酒気帯びの有無や疾病、疲労等の有無、車両の点検などを確認し、安全な運行を行うための指示、いわゆる「**点呼**」を実施しましょう。



・過積載にならないよう運転者に適切に指導しましょう。



裏



・安全な運行を行うため、運転者に適切な指導を実施し、その結果を記録しましょう。



これら「主な安全規制」は、遵守しなければならない一例となります。
詳しくは
・「貨物自動車運送事業輸送安全規則」をご覧ください
・各都道府県の運輸支局輸送担当まで、ご連絡ください。

**安全
運転**



国自基第 181 号の 3
国自整第 189 号の 3
令和 4 年 12 月 15 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局車両基準・国際課長
整備課長
(押印省略)

「自主防犯活動用自動車の取扱いについて」の一部改正について

今般、「自主防犯活動用自動車の取扱いについて」（平成 26 年 2 月 3 日付け国自技第 191 号、国自整第 306 号）別添「自主防犯パトロールに使用する自動車に青色回転灯等を装備する場合の取扱いについて」の一部を改正し、別添のとおり各地方運輸局技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達しましたので、貴会におかれましても、傘下会員に対して周知方お願いします。

別 添

国自基第 181 号
国自整第 189 号
令和 4 年 12 月 15 日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局車両基準・国際課長
整備課長
(押印省略)

「自主防犯活動用自動車の取扱いについて」の一部改正について

今般、「自主防犯活動用自動車の取扱いについて」(平成 26 年 2 月 3 日付け国自技第 191 号、国自整第 306 号)別添「自主防犯パトロールに使用する自動車に青色回転灯等を装備する場合の取扱いについて」を別紙のとおり改正したので通知する。

なお、関係団体等には、別添のとおり周知したので了知されたい。

| | |
|--------|------------------|
| 原議保存期間 | 5年(令和10年3月31日まで) |
| 有効期間 | 一種(令和10年3月31日まで) |

各地方機関の長
各都道府県警察の長 殿
(参考送付先)
庁内各局部課長
各附属機関の長

警察庁丙生企発第121号
令和4年12月15日
警察庁生活安全局長

「自主防犯パトロールに使用する自動車に青色回転灯等を装備する場合の取扱いについて」の一部改正について(通知)

警察庁生活安全局では、国土交通省自動車局と「自主防犯パトロールに使用する自動車に青色回転灯等を装備する場合の取扱いについて」(平成16年11月9日付け、最終一部改正令和4年6月22日付け。以下「取扱い」という。)を締結し、一定の要件の下、防犯ボランティア団体等が自主防犯パトロールに用いる自動車に青色回転灯を装備することを認めることとし、運用してきたところである。

今般、国土交通省自動車局と協議し、自動車検査証に関する用語等について整理し、「取扱い」を別添のとおり改正したので各都道府県警察においては適正な運用に努められたい。

なお、「取扱い」について必要な手続は別途定める。

別 添

平成16年11月9日
警察庁生活安全局
国土交通省自動車局
令和4年12月15日改正

自主防犯パトロールに使用する自動車に青色回転灯等を装備する場合の
取扱いについて

みだしの件について、警察庁と国土交通省は、下記のとおり取り扱うものとする。

記

第1 趣旨

現下の厳しい犯罪情勢の下、国民の間において自主的な防犯活動の気運が高まりをみせており、民間団体、地方公共団体等から専ら地域の防犯のために自主的に行う防犯パトロール（以下「自主防犯パトロール」という。）において使用する自動車に青色回転灯を装備したいとの要望が強く寄せられているところである。

このため、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。）において、「自主防犯活動用自動車」を定義するとともに、その基準を策定し、警察から青色回転灯等（回転式の構造又は光源が点滅する構造の青色防犯灯のことをいう。）を装備する自動車による自主防犯パトロールを適正に行うことができる旨の証明を受けた者については、保安基準に適合した青色防犯灯を装着することができることとするものである。

第2 警察の証明

1 警視総監又は道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。以下「警察本部長」という。）は、自主防犯パトロールを行う団体その他の組織（以下「団体」という。）であって、次の各号のいずれにも適合していると認めるものについて、青色回転灯等を装備する自動車による自主防犯パトロールを適正に行うことができる旨の証明を行うことができる。

(1) 団体が次のいずれかに該当すること。

- ① 都道府県又は市区町村
- ② 都道府県知事、警察本部長若しくは警察署長又は市区町村長（以下「都道府県知事等」という。）から防犯活動の委嘱を受けた団体又は都道府県知事等から委嘱を受けた者により構成される団体
- ③ 地域安全活動を目的として設立された一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号の一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の法人
- ④ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の市区町村長の認可を受けた地縁による団体
- ⑤ ①から④と同等に自主防犯パトロールを適正に行うことができると認められる団

体

- ⑥ ①から⑤のいずれかから防犯活動の委託を受けた者
- (2) 自主防犯パトロール活動の実績及び計画に照らし、継続的な自主防犯パトロールの実施が見込まれること。
- (3) 青色防犯パトロール講習を受講していること等から、自主防犯パトロールを実施しているときに予想される事案に対し、適切に対応できると認められること。
- (4) 自主防犯パトロールが次に掲げる事項に反しない方法で実施されると認められること。
- ① 青色回転灯等は自動車の屋根に1個又は1体のみ装備（マグネット等による着脱容易な取り付けも可能）して、使用すること。
- ② 自主防犯パトロール中以外では青色回転灯等は点灯させないこと。（自主防犯活動の活性化に寄与するものとして警察本部長が別途認めた場合であって、その旨を示す標章の交付を受けた場合を除く。）
- ③ 自動車の車体に団体の名称及び自主防犯パトロール中であることを明確に表示すること。
- ④ 使用する青色回転灯等は、その直射光又は反射光が、当該青色回転灯等を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。
- ⑤ 青色回転灯等を点灯させて運行する場合には、警察本部長が交付する標章を自動車の後方から見えるように掲示すること。
- ⑥ 青色回転灯等を点灯させて運行する場合には、パトロールの実施者は、警察本部長が交付するパトロール実施者証を携行すること。
- ⑦ 警察本部長が認めた地域以外では青色回転灯等を点灯させての自主防犯パトロールは行わないこと。（自主防犯活動の活性化に寄与するものとして警察本部長が別途認めた場合であって、その旨を示す標章の交付を受けた場合を除く。）
- 2 1の証明を受けようとする者は、自主防犯パトロールを行う地域を管轄する警察署（当該自主防犯パトロールに係る地域が2以上の警察署の管轄にわたるときは、そのいずれかの警察署。以下同じ。）を經由して、警察本部長に証明の申請をするものとする。
- 3 申請を受けた警察署は、申請団体の適格性と申請書類に不備がないかを確認の上、警察本部に進達するものとする。
- 4 警察本部長は、2の申請内容が1各号に掲げるすべての要件に適合していると認めるときは、別記様式の証明書を交付するとともに、申出を受けた車両が青色回転灯等を装備する車両であり、かつ、それを点灯させて行う自主防犯パトロール中であることを証する標章及び青色回転灯等を装備した車両による自主防犯パトロールを実施するものであることを証するパトロール実施者証を交付するものとする。
- 5 4の証明書の交付を受けた団体は、青色回転灯等を装備しようとする自動車の使用者をして、自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所（軽自動車にあつては、軽自動車検査協会。以下「運輸支局等」という。）において、自動車検査証に自主防犯活動に使用する自動車である旨の記録を受けるものとする。
- 6 証明書を紛失したとき及び標章又はパトロール実施者証を紛失し、き損し、若しく

は汚損したときは、再交付を受けなければならない。

- 7 証明書の交付を受けた団体は、当該証明書に記載された団体の名称若しくは代表者の変更、使用自動車の変更（自動車の車種変更、パトロール使用車両の追加又は削減）又はパトロール実施地域の変更を行おうとするときは、証明書及び必要な書類を添付し、警察署を経由して、警察本部長に証明書の記載事項の変更申請をしなければならない。
- 8 警察本部長は、7の申請内容が、引き続き1各号に掲げるすべての要件に適合していると認めるときは、当該変更を認め、証明書の変更箇所を修正の上交付するものとする。併せて、変更前の標章と引替えに変更箇所を修正した新たな標章を交付するものとする。
- 9 証明書の交付を受けた団体は、証明を受けた自動車のパトロール実施者の変更を行おうとするときは、パトロールを実施しないこととなる者のパトロール実施者証を添えて、警察署を経由して、警察本部長に提出しなければならない。
- 10 警察本部長は、9の内容が、引き続き1各号に掲げるすべての要件に適合していると認めるときは、当該変更を認めるものとする。
- 11 団体が青色回転灯等を自動車に装備して行う自主防犯パトロールを実施しなくなったときは、交付を受けた証明書、標章及びパトロール実施者証を返納しなければならない。7により自主防犯パトロールに使用しないこととなる自動車については、標章を警察本部長に返納しなければならない。これらの場合において、当該自動車の使用者は運輸支局等に自動車検査証の5の記録の削除を申請しなければならない。

なお、警察本部長は、別記様式の返納・取消連絡票を電子メール等により当該地域を管轄する運輸支局等へ通知するものとする。
- 12 警察本部長は、証明を受けた団体が自動車による自主防犯パトロールを停止したとき、証明の申請の内容に虚偽があったとき、当該団体が1(1)に該当しなくなったとき、継続的な自主防犯パトロールが行われていないと認められるとき、適切な自主防犯パトロールを継続していくことが困難であると認められるとき、当該団体が1(4)に違反したときその他の不適切な活動を行ったときは、証明を取り消すことができる。この場合において、当該団体への証明を取り消す旨の通知をするとともに、運輸支局等へ別記様式の返納・取消連絡票を電子メール等により通知するものとする。
- 13 12の取消しの通知を受けた団体は、速やかに交付を受けた証明書、標章及びパトロール実施者証を警察本部長に返納するとともに、使用していた自動車の使用者は運輸支局等に自動車検査証の5の記録の削除を申請しなければならない。
- 14 自動車検査証の備考欄に自主防犯活動に使用する自動車である旨が記録された自動車が、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。）第67条第1項に基づく使用者に係る自動車検査証の記録事項の変更により、使用者の氏名又は使用の本拠の位置が変更される申請がなされた時は、運輸支局等の担当者は証明書の有無を確認して、証明書の提示が無い場合であって、5の記録を削除したときは、警察本部長へ別記様式の記録事項の変更連絡票を電子メール等により通知するものとする。

第3 自動車検査証の記録事項の変更等について

- 1 青色回転灯等を装備しようとする自動車の使用者は、車両法第59条に基づく新規検査を受ける場合にあっては、警察本部長が交付する証明書の写しを提出し、申請するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、既に有効な自動車検査証の交付を受けている自動車で青色回転灯等を装備しようとする自動車の使用者は、警察本部長が交付する証明書の写しを提出し、運輸支局等に車両法第67条に基づく自動車検査証の変更記録を受けなければならない。
- 3 前項の自動車検査証に記録すべき事項は、道路運送車両法施行規則第35条の3第1項第26号の規定により自主防犯活動に使用する自動車である旨とする。

第4 運用開始時期

運用の開始は、平成16年12月1日からとする。

附則（平成17年12月12日 国自技第195号）

（適用時期）

改正後の運用の開始は、平成17年12月15日からとする。

附則（平成18年5月17日 国自技第33号）

（適用時期）

改正後の運用の開始は、平成18年7月1日からとする。

なお、平成18年6月30日までに、保安基準第55条の規定による基準の緩和の認定の手続により、青色回転灯の自動車への装備について認められた自動車については、継続して使用することができるものとする。

附則（平成26年2月3日 国自技第191号、国自整第306号）

（適用時期）

改正後の運用の開始は、平成26年2月3日からとする。

附則（平成28年6月3日 国自技第38号、国自整第57号）

（適用時期）

改正後の運用の開始は、平成28年6月3日からとする。

附則（令和2年12月25日 国自基第129号、国自整第247号）

（適用時期）

改正後の運用の開始は、令和2年12月28日からとする。

附則（令和4年6月22日 国自基第36号、国自整第47号）

（適用時期）

改正後の運用の開始は、令和4年6月22日からとする。

附則（令和4年12月15日 国自基第181号、国自整第189号）
（適用時期）

改正後の運用の開始は、令和5年1月1日からとする。

別記様式

第 号
年 月 日

証 明 書

申請者の名称
代表者の氏名 殿

警 視 総 監
道府県警察本部長 印
〇〇方面本部長

年 月 日付けで申請があった下記団体については、下記の自動車に青色回転灯等を装着して適正に自主防犯パトロールを実施することができる団体であることを証明します。

記

- 1 団体の名称と所在地
- 2 代表者の住所及び氏名
- 3 団体の区分
- 4 使用自動車
車名及び型式
種別及び用途
塗色
車体の形状
自動車登録番号又は車両番号
車台番号
使用の本拠の位置
所有者
使用者
申請者と車両の使用者との関係
- 5 パトロール実施地域

備考

- 1 この証明書は自主防犯パトロールを停止するなどの取消事由が発生し、返納手続を終えるまで保管すること。
- 2 証明に係る自動車について自動車検査証の記録内容の変更を行うときには、まず警察に証明書記載事項変更申請を行うとともに、記載内容変更後の証明書を運輸支局等へ提示すること。
- 3 4の自動車が複数ある場合には、継続用紙を使用すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式

第 号
年 月 日

(返 納・取 消) 連 絡 票

〇〇運輸支局
〇〇自動車検査登録事務所
担当官 殿

〇〇警察署
生活安全担当課長

年 月 日付けで下記団体における下記の自動車について、青色回転灯等を装着して自主防犯パトロールを実施することの証明を（返納・取消）したことを連絡します。

記

- 1 団体の名称と所在地
- 2 代表者の住所及び氏名
- 3 団体の区分
- 4 使用自動車
車名及び型式
種別及び用途
塗色
車体の形状
自動車登録番号又は車両番号
車台番号
使用の本拠の位置
所有者
使用者
申請者と車両の使用者との関係

備考

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第 号
年 月 日

記録事項の変更連絡票

〇〇県警本部
生活安全担当課 御中

〇〇運輸支局
〇〇自動車検査登録事務所
担当 〇〇

年 月 日、自動車検査証の備考欄に自主防犯活動に使用する自動車である旨が記録された下記の自動車について、使用者の変更又は使用の本拠の位置に係る記録事項の変更がされ、備考欄から自主防犯活動に使用する自動車である旨が削除されたことを連絡します。

記

- 1 青色防犯灯を装備した自動車を運用している団体名称
(※申請者が分かれば記載)
- 2 自主防犯活動に使用する自動車である旨が記録された年月日
- 3 自動車登録番号又は車両番号
- 4 車名、型式、車台番号
- 5 旧使用者
新使用者
- 6 旧の「使用の本拠の位置」
新しい「使用の本拠の位置」

備考
用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別 添

平成16年11月9日
警察庁生活安全局
国土交通省自動車局
令和4年~~6~~12月~~22~~15日改正

自主防犯パトロールに使用する自動車に青色回転灯等を装備する場合の
取扱いについて

みだしの件について、警察庁と国土交通省は、下記のとおり取り扱うものとする。

記

第1 趣旨

現下の厳しい犯罪情勢の下、国民の間において自主的な防犯活動の気運が高まりをみせており、民間団体、地方公共団体等から専ら地域の防犯のために自主的に行う防犯パトロール（以下「自主防犯パトロール」という。）において使用する自動車に青色回転灯を装備したいとの要望が強く寄せられているところである。

このため、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。）において、「自主防犯活動用自動車」を定義するとともに、その基準を策定し、警察から青色回転灯等（回転式の構造又は光源が点滅する構造の青色防犯灯のことをいう。）を装備する自動車による自主防犯パトロールを適正に行うことができる旨の証明を受けた者については、保安基準に適合した青色防犯灯を装着することができることとするものである。

第2 警察の証明

1 警視総監又は道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。以下「警察本部長」という。）は、自主防犯パトロールを行う団体その他の組織（以下「団体」という。）であって、次の各号のいずれにも適合していると認めるものについて、青色回転灯等を装備する自動車による自主防犯パトロールを適正に行うことができる旨の証明を行うことができる。

(1) 団体が次のいずれかに該当すること。

- ① 都道府県又は市区町村
- ② 都道府県知事、警察本部長若しくは警察署長又は市区町村長（以下「都道府県知事等」という。）から防犯活動の委嘱を受けた団体又は都道府県知事等から委嘱を受けた者により構成される団体
- ③ 地域安全活動を目的として設立された一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号の一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の法人
- ④ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の市区町村長の認可を受けた地縁による団体
- ⑤ ①から④と同等に自主防犯パトロールを適正に行うことができると認められる団

体

- ⑥ ①から⑤のいずれかから防犯活動の委託を受けた者
- (2) 自主防犯パトロール活動の実績及び計画に照らし、継続的な自主防犯パトロールの実施が見込まれること。
- (3) 青色防犯パトロール講習を受講していること等から、自主防犯パトロールを実施しているときに予想される事案に対し、適切に対応できると認められること。
- (4) 自主防犯パトロールが次に掲げる事項に反しない方法で実施されると認められること。
- ① 青色回転灯等は自動車の屋根に1個又は1体のみ装備（マグネット等による着脱容易な取り付けも可能）して、使用すること。
- ② 自主防犯パトロール中以外では青色回転灯等は点灯させないこと。（自主防犯活動の活性化に寄与するものとして警察本部長が別途認めた場合であって、その旨を示す標章の交付を受けた場合を除く。）
- ③ 自動車の車体に団体の名称及び自主防犯パトロール中であることを明確に表示すること。
- ④ 使用する青色回転灯等は、その直射光又は反射光が、当該青色回転灯等を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。
- ⑤ 青色回転灯等を点灯させて運行する場合には、警察本部長が交付する標章を自動車の後方から見えるように掲示すること。
- ⑥ 青色回転灯等を点灯させて運行する場合には、パトロールの実施者は、警察本部長が交付するパトロール実施者証を携行すること。
- ⑦ 警察本部長が認めた地域以外では青色回転灯等を点灯させての自主防犯パトロールは行わないこと。（自主防犯活動の活性化に寄与するものとして警察本部長が別途認めた場合であって、その旨を示す標章の交付を受けた場合を除く。）
- 2 1の証明を受けようとする者は、自主防犯パトロールを行う地域を管轄する警察署（当該自主防犯パトロールに係る地域が2以上の警察署の管轄にわたるときは、そのいずれかの警察署。以下同じ。）を經由して、警察本部長に証明の申請をするものとする。
- 3 申請を受けた警察署は、申請団体の適格性と申請書類に不備がないかを確認の上、警察本部に進達するものとする。
- 4 警察本部長は、2の申請内容が1各号に掲げるすべての要件に適合していると認めるときは、別記様式の証明書を交付するとともに、申出を受けた車両が青色回転灯等を装備する車両であり、かつ、それを点灯させて行う自主防犯パトロール中であることを証する標章及び青色回転灯等を装備した車両による自主防犯パトロールを実施するものであることを証するパトロール実施者証を交付するものとする。
- 5 4の証明書の交付を受けた団体は、青色回転灯等を装備しようとする自動車の使用者をして、自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所（軽自動車にあつては、軽自動車検査協会。以下「運輸支局等」という。）において、自動車検査証に「~~自主防犯活動用自動車~~」との記載 自主防犯活動に使用する自動車である旨の記録を受けるものとする。

- 6 証明書を紛失したとき及び標章又はパトロール実施者証を紛失し、き損し、若しくは汚損したときは、再交付を受けなければならない。
- 7 証明書の交付を受けた団体は、当該証明書に記載された団体の名称若しくは代表者の変更、使用自動車の変更（自動車の車種変更、パトロール使用車両の追加又は削減）又はパトロール実施地域の変更を行おうとするときは、証明書及び必要な書類を添付し、警察署を経由して、警察本部長に証明書の記載事項の変更申請をしなければならない。
- 8 警察本部長は、7の申請内容が、引き続き1各号に掲げるすべての要件に適合していると認めるときは、当該変更を認め、証明書の変更箇所を修正の上交付するものとする。併せて、変更前の標章と引替えに変更箇所を修正した新たな標章を交付するものとする。
- 9 証明書の交付を受けた団体は、証明を受けた自動車のパトロール実施者の変更を行おうとするときは、パトロールを実施しないこととなる者のパトロール実施者証を添えて、警察署を経由して、警察本部長に提出しなければならない。
- 10 警察本部長は、9の内容が、引き続き1各号に掲げるすべての要件に適合していると認めるときは、当該変更を認めるものとする。
- 11 団体が青色回転灯等を自動車に装備して行う自主防犯パトロールを実施しなくなったときは、交付を受けた証明書、標章及びパトロール実施者証を返納しなければならない。7により自主防犯パトロールに使用しないこととなる自動車については、標章を警察本部長に返納しなければならない。これらの場合において、当該自動車の使用者は運輸支局等に自動車検査証の5の記載記録の削除を申請しなければならない。
なお、警察本部長は、別記様式の返納・取消連絡票を~~「FAX」~~電子メール等により当該地域を管轄する運輸支局等へ通知するものとする。
- 12 警察本部長は、証明を受けた団体が自動車による自主防犯パトロールを停止したとき、証明の申請の内容に虚偽があったとき、当該団体が1(1)に該当しなくなったとき、継続的な自主防犯パトロールが行われていないと認められるとき、適切な自主防犯パトロールを継続していくことが困難であると認められるとき、当該団体が1(4)に違反したときその他の不適切な活動を行ったときは、証明を取り消すことができる。この場合において、当該団体への証明を取り消す旨の通知をするとともに、運輸支局等へ別記様式の返納・取消連絡票を~~「FAX」~~電子メール等により通知するものとする。
- 13 12の取消しの通知を受けた団体は、速やかに交付を受けた証明書、標章及びパトロール実施者証を警察本部長に返納するとともに、使用していた自動車の使用者は運輸支局等に自動車検査証の5の記載記録の削除を申請しなければならない。
- 14 自動車検査証の備考欄に~~「自主防犯活動用自動車」~~と記載自主防犯活動に使用する自動車である旨が記録された自動車が、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。）第67条第1項に基づく使用者に係る自動車検査証の記載記録事項の変更により、使用者の氏名又は使用の本拠の位置が変更される申請がなされた時は、運輸支局等の担当者は証明書の有無を確認して、証明書の提示が無い場合であって、5の記載記録を削除したときは、警察本部長へ別記様式の記載記録事項の変更連絡票を~~「FAX」~~電子メール等により通知するものとする。

第3 自動車検査証の記載記録事項の変更等について

- 1 青色回転灯等を装備しようとする自動車の使用者は、車両法第59条に基づく新規検査を受ける場合にあつては、警察本部長が交付する証明書の写しを提出し、申請するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、既に有効な自動車検査証の交付を受けている自動車青色回転灯等を装備しようとする自動車の使用者は、警察本部長が交付する証明書の写しを提出し、運輸支局等に車両法第67条に基づく自動車検査証の記載変更記録を受けなければならない。
- 3 前項の自動車検査証に記載記録すべき事項は、道路運送車両法施行規則第35条の3第1項第26号の規定により「~~自主防犯活動用自動車~~」自主防犯活動に使用する自動車である旨とする。

第4 運用開始時期

運用の開始は、平成16年12月1日からとする。

附則（平成17年12月12日 国自技第195号）

（適用時期）

改正後の運用の開始は、平成17年12月15日からとする。

附則（平成18年5月17日 国自技第33号）

（適用時期）

改正後の運用の開始は、平成18年7月1日からとする。

なお、平成18年6月30日までに、保安基準第55条の規定による基準の緩和の認定の手続により、青色回転灯の自動車への装備について認められた自動車については、継続して使用することができるものとする。

附則（平成26年2月3日 国自技第191号、国自整第306号）

（適用時期）

改正後の運用の開始は、平成26年2月3日からとする。

附則（平成28年6月3日 国自技第38号、国自整第57号）

（適用時期）

改正後の運用の開始は、平成28年6月3日からとする。

附則（令和2年12月25日 国自基第129号、国自整第247号）

（適用時期）

改正後の運用の開始は、令和2年12月28日からとする。

附則（令和4年6月22日 国自基第36号、国自整第47号）

(適用時期)

改正後の運用の開始は、令和4年6月22日からとする。

附則 (令和4年12月15日 国自基第181号、国自整第189号)

(適用時期)

改正後の運用の開始は、令和5年1月1日からとする。

別記様式

第 号
年 月 日

証 明 書

申請者の名称
代表者の氏名 殿

警 視 総 監
道府県警察本部長 印
〇〇方面本部長

年 月 日付けで申請があった下記団体については、下記の自動車に青色回転灯等を装着して適正に自主防犯パトロールを実施することができる団体であることを証明します。

記

- 1 団体の名称と所在地
- 2 代表者の住所及び氏名
- 3 団体の区分
- 4 使用自動車
車名及び型式
種別及び用途
塗色
車体の形状
自動車登録番号又は車両番号
車台番号
使用の本拠の位置
所有者
使用者
申請者と車両の使用者との関係
- 5 パトロール実施地域

備考

- 1 この証明書は自主防犯パトロールを停止するなどの取消事由が発生し、返納手続を終えるまで保管すること。
- 2 証明に係る自動車について自動車検査証の記載記録内容の変更を行うときには、まず警察に証明書記載事項変更申請を行うとともに、記載内容変更後の証明書を運輸支局等へ提示すること。
- 3 4の自動車が複数ある場合には、継続用紙を使用すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式

第 号
年 月 日

(返納・取消) 連絡票

〇〇運輸支局
〇〇自動車検査登録事務所
担当官 殿

〇〇警察署
生活安全担当課長

年 月 日付けで下記団体における下記の自動車について、青色回転灯等を装着して自主防犯パトロールを実施することの証明を（返納・取消）したことを連絡します。

記

- 1 団体の名称と所在地
- 2 代表者の住所及び氏名
- 3 団体の区分
- 4 使用自動車
車名及び型式
種別及び用途
塗色
車体の形状
自動車登録番号又は車両番号
車台番号
使用の本拠の位置
所有者
使用者
申請者と車両の使用者との関係

備考

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第 号
年 月 日

~~記載~~記録事項の変更連絡票

〇〇県警本部
生活安全担当課 御中

〇〇運輸支局
〇〇自動車検査登録事務所
担当 〇〇

年 月 日、自動車検査証の備考欄に~~「自主防犯活動用自動車」~~と記載
自主防犯活動に使用する自動車である旨が記録された下記の自動車について、使
用者の変更又は使用の本拠の位置に係る~~記載~~記録事項の変更がされ、備考欄~~「自
主防犯活動用自動車」~~をから自主防犯活動に使用する自動車である旨が削除され
たことを連絡します。

記

- 1 青色防犯灯を装備した自動車を運用している団体名称
(※申請者が分かれば記載)
- 2 ~~「自主防犯活動用自動車」~~と記載自主防犯活動に使用する自動車である旨が
記録された年月日
- 3 自動車登録番号又は車両番号
- 4 車名、型式、車台番号
- 5 旧使用者
新使用者
- 6 旧の「使用の本拠の位置」
新しい「使用の本拠の位置」

備考
用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

事務連絡
令和4年12月23日

(一社) 日本自動車整備振興会連合会 事業部長 殿

自動車局自動車情報課 登録班長
整備課 検査班長
事業班長

検査登録手数料等のクレジットカード納付に伴う窓口確認業務等について

令和5年1月より、自動車重量税、検査登録手数料、NALTEC手数料を含めたクレジットカードによる一括決済（以下、「キャッシュレス決済」という。）が導入されることに伴い、検査窓口における運用を「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）（昭和36年11月25日付け、自車第880号）」（以下、「実施要領」という。）において定めたところです。

つきましては、自動車技術総合機構の審査を伴う申請時及び指定自動車整備事業者における保安基準適合証等による申請時においては下記1. によるよう貴会会員に対し指導いただくとともに、2. により貴会会報誌等により周知願います。

1. 受検者における事前決済登録及び記載方法について（関係資料：別紙1～3）

(1) 自動車技術総合機構の審査を伴う申請

- ・キャッシュレス決済を希望する際は、申請者（支払者）は事前に「くるまの保有関係手続お支払い情報登録サービス」により事前決済情報の登録を行うこと。
- ・上記の場合は自動車検査票の手数料納付箇所「キャッシュレス決済」、「支払い受付番号」、「業務種別（新規、継続 等）」を記載すること。

(2) 指定自動車整備事業者による保安基準適合証（紙・電磁的方法）での申請

- ・申請書の余白部に「キャッシュレス」の旨の記載があることを確認すること。

2. 上記1. に関する周知文等

(1) 自動車総合機構の審査を受検する場合のキャッシュレス決済に関する事前決済登録情報の登録と自動車検査証への記載（別紙1）

(2) 指定自動車整備事業者のキャッシュレス申請時の記載に関する周知文（別紙2）

キャッシュレス決済を利用される方は 「事前決済登録情報」を記載願います!

これまで印紙や証紙による手数料支払い方法に加え、令和5年1月より、クレジットカードによる一括決済（以下、「キャッシュレス決済」という。）が利用できることとなりました。

ご利用される場合、支払者が事前に「くるまの保有関係手続お支払い情報登録サービス」により決済情報の登録が必要です。

自動車技術総合機構の審査を受検する場合は、支払者に決済情報を確認し、自動車検査票（手数料納付欄）に以下の情報をご記載いただきますようご協力をお願いします。

【自動車検査票（手数料納付欄）への記載】

（継続検査、構造等変更検査においては自動車検査票）

- ・「キャッシュレス決済」
- ・「支払受付番号」（お支払い情報登録サービスにより17桁が通知）
- ・「業務種別」（新規、継続 等の検査の種別）



・キャッシュレス決済
・支払受付番号(17桁)
業務種別

国土交通省自動車局 整備課
〇〇運輸支局

キャッシュレス決済を利用する際は、適合証に「キャッシュレス」記載願います!

これまで印紙や証紙による手数料支払い方法に加え、令和5年1月より、クレジットカードによる一括決済（以下、「キャッシュレス決済」という。）が利用できることとなりました。

ご利用される場合、支払者が事前に「くるまの保有関係手続お支払い情報登録サービス」により決済情報の登録が必要です

継続検査の申請（OSSを除く）であって、キャッシュレス決済をされる方は、保安基準適合証や申請書に以下の記載をしていただき申請をお願いします。

【保安基準適合証での申請の場合】（紙・ハイブリッド）

- ・申請書の余白部に「キャッシュレス」と記載

国土交通省自動車局 整備課
〇〇運輸支局

キャッシュレス決済を利用される方は 必ず「受付窓口」にお越してください!

これまで印紙や証紙による手数料支払い方法に加え、令和5年1月より、クレジットカードによる一括決済（以下、「キャッシュレス決済」という。）が利用できることとなりました。

キャッシュレス決済をされる方は、事前決済登録情報の確認のため、お手数ですが、「受付窓口」までお越し願います。
また、自動車技術総合機構の審査を受検される場合は、自動車検査票（手数料納付欄）に以下の情報をご記載願います。

【自動車検査票への記載】

（継続検査、構造等変更検査においては自動車検査票）

- ・「キャッシュレス決済」
- ・「支払受付番号」（お支払い情報登録サービスにより17桁の数値が提供）
- ・「業務種別」（新規、継続等の検査の種別）



・キャッシュレス決済
・支払受付番号(17桁)
業務種別

国土交通省自動車局 整備課
〇〇運輸支局

検査手数料等の納付について (キャッシュレス情報が確認できません)

継続検査において、キャッシュレス決済の事前登録内容が確認できませんでした。

以下のいずれかを選択して申請をお願いいたします。

①キャッシュレス決済を行う場合は、キャッシュレス決済の事前支払い情報の登録を行い、キャッシュレス登録内容を自動車検査票等に記載する。(下図参照)

②キャッシュレス決済を行わず、印紙を貼付する。
(検査手数料等、全て印紙払いとなります。)

※運輸支局等職員に選択した内容についてお伝えください。

(持込検査の場合)

・キャッシュレス決済
・支払受付番号(17桁)
業務種別

(指定工場の場合)

・キャッシュレス

国土交通省自動車局 整備課
〇〇運輸支局

検査手数料等の納付について (決済額が同意金額の上限額を超過しています)

継続検査において、申請いただきました検査手数料等のキャッシュレス決済時において、実際の決済金額が、事前に登録していただいている「**同意金額**」を超過しましたので、**以下のいずれかを選択して申請をお願いいたします。**

- ①支払者に事前支払い情報の「同意金額」の上限を再設定する。
(実際の決済額以上の設定)
- ②キャッシュレス決済を行わず、印紙を貼付する。
(検査手数料等、全て印紙払いとなります。)

※運輸支局等職員に選択した内容についてお伝えください。

国土交通省自動車局 整備課
〇〇運輸支局

重量税の納付方法について (既に検査手数料等の決済がされています)

継続検査の申請をいただいたところですが、既に登録していただいているキャッシュレス決済内容は、「検査手数料」・「技術情報管理手数料」として既に決済処理されています。

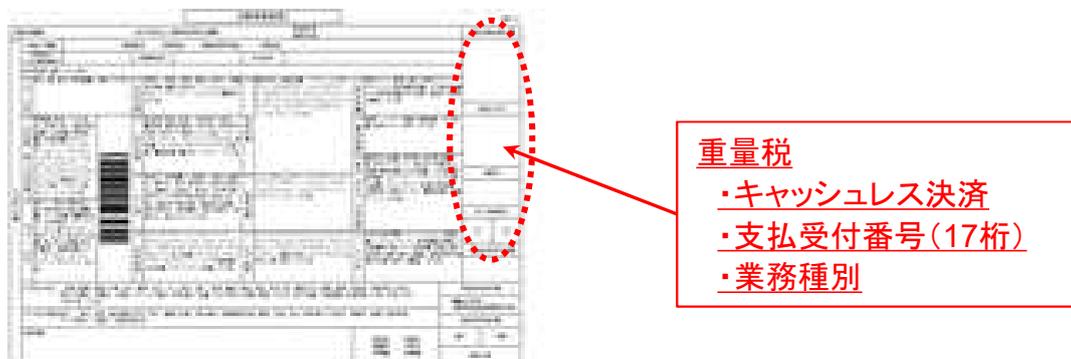
重量税の納付につきまして以下のいずれかを選択して申請をお願いいたします。

①キャッシュレス決済を行う場合は、新たにキャッシュレス決済の事前支払い情報の登録を行い、キャッシュレス登録内容を自動車検査票等に記載する。(下図参照)

②キャッシュレス決済を行わず、印紙を貼付する。
(重量税は印紙払いとなります。)

※運輸支局等職員に選択した内容についてお伝えください。

(持込検査)



国土交通省自動車局 整備課
〇〇運輸支局

国自貨第 113 号
令和 4 年 12 月 23 日

各 地 方 運 輸 局 自 動 車 交 通 部 長
關 東 ・ 近 畿 運 輸 局 自 動 車 業 務 監 査 指 導 部 長
沖 繩 総 合 事 務 局 運 輸 部 長 } 殿

自動車局貨物課長
(公 印 省 略)

自動車検査証の電子化に伴う関係通達の取扱いについて

令和元年5月に道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第 14 号。以下「改正法」という。）により、令和5年1月4日から交付される自動車検査証が電子化される。

これに伴い、以下の通達における添付書類等にて「自動車検査証（写）」と規定されているものについては「電子化されていない自動車検査証にあつては自動車検査証（写）又は電子化された自動車検査証にあつては自動車検査証記録事項」と読み替えることとした。このため、令和5年1月4日以降はこれにより実施されるとともに、事務処理上遺漏のないよう取り計らわれない。

記

- 以下の通達について読み替える。
 - 「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理について」の細部取扱いについて（平成 15 年国自貨第 80 号）
 - 年末及び夏期等繁忙期におけるトラック輸送対策について（平成 15 年国自貨第 91 号）
 - 車積載車による事故車等の排除業務に係る取扱いについて（平成 25 年国自貨第 91 号）
1. に掲げるもの以外の自動車局貨物課長通達における添付書類等についても、「自動車検査証（写）」と規定されているものについては「電子化されていない自動車検査証にあつては自動車検査証（写）又は電子化された自動車検査証にあつては自動車検査証記録事項」と読み替える。

国自貨第91号
平成25年11月8日

地方運輸局自動車交通部長
沖縄総合事務局運輸部長

殿

自動車局貨物課長
(公印省略)

車積載車による事故車等の排除業務に係る取扱いについて

ロードサービス業務に使用される車積載車(自動車又は原動機付自転車を積載することができる自動車)により道路上で事故又は故障により自力で走行することができない状態等となった自動車又は原動機付自転車を一時的・緊急的に、最寄りの場所まで排除する業務については、平成23年9月1日以降は研修の受講等の要件を満たした者を有償運送許可の対象としたところであるが、その後の状況に鑑み、今般取扱について改めて別紙のとおり定めたので通知する。

なお、本通達は平成26年4月1日以降適用し、これに伴い、「車積載車による事故車及び故障車の排除業務に係る取扱いについて」(平成23年6月22日付事務連絡及び平成23年8月29日付国自貨第12号)は平成26年3月31日限りで廃止する。

事故車等の排除業務に係る有償運送許可の取扱いについて

1. 以下の全ての要件(以下「有償運送許可要件」という。)に該当する事業者が使用する車積載車においては、有償運送許可により対応する。

(1)申請の日前1年以内に、別紙2の要件を備える複数の排除業務事業者が加盟している法人その他の団体(以下「研修実施団体」という。)が実施する研修を受けていること。

(2)有償運送許可を得ようとする車積載車について、被害者一名当たりの補償額を無制限とする対人賠償保険又は共済(以下「任意保険等」という。)に加入していること。

2. 有償運送許可を得た車積載車が運送する物

排除することにより二次災害の防止及び交通渋滞の回避を図り、公共の福祉を確保する観点から、道路上で事故又は故障により自力で走行することができない状態等となった自動車又は原動機付自転車(以下「事故車等」という。)とする。

3. 有償運送許可を得た車積載車の運送区間

事故車等の道路上からの一時的排除を目的とする観点から、原則として有償運送許可を受けた運輸支局(運輸監理部を含む。以下同じ。)の管轄区域内における道路上の現場(運送する自動車又は原動機付自転車が、事故又は故障により自力で走行することができない状態等になった場所をいう。)から、最寄りのディーラー、整備工場又は車両置場等までとする。

4. 許可にあたっては、以下の条件を付すこととする。

(1)有償運送許可証(以下「許可証」という。)は、車積載車の外側から見やすいようにして表示すること。

(2)許可期間は、許可日から起算して3年以内とする。ただし、許可期間の満了の後引き続き許可を受けようとする場合は許可満了日の翌日から起算して3年以内とする。なお、

5. (6)の再交付を受ける場合(許可証の紛失の場合を除く。)又は許可期間が過ぎた場合は速やかに許可証を返納すること。

(3)有償運送許可要件に該当しなくなった場合又は許可された運送する物若しくは運送区間の制限を超えて有償運送を行った場合は、許可を取消すことがある。

5. 申請書及び添付書類並びに提出方法は、以下のとおりとする。

(1)有償運送許可申請(以下「申請」という。)は原則として申請書の「運送しようとする期間」の始期日の3ヶ月前から受付けるものとし、同始期日の1ヶ月前(標準処理期間1ヶ月)までに申請させることを基本とする。

(2)研修実施団体に所属している事業者からの申請は原則として、別紙様式1(添付書類を除く。)により、当該車積載車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局ごとに研修実施

団体が一括して運輸支局に提出(以下「一括申請」という。)すること。なお、研修実施団体は委任状及び添付書類の内容が適切かどうか確認の上、申請を代理するものとする。

(3)一括申請によらない場合の申請は、研修実施団体による研修の受講状況(原本に限る。)及び任意保険等の証書(写)、自動車検査証(写)を添付し、別紙様式2により、当該車積載車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局に提出(以下「単独申請」という。)すること。

(4)(3)による単独申請において受理した研修の受講状況は、受理した際に運輸支局において受付印を押印の上、その写しを申請者に交付する。

(5)同一の研修受講をもって複数の運輸支局へ申請する場合及び研修受講後初めて許可を受けた車両(「当初許可車両」という。)のほか、同一の研修受講をもって別の車両を新たに申請する場合(「増車・代替申請」という。)は、一括申請の場合にあっては(2)と同様の手続によるものとし、単独申請の場合にあっては(3)と同様の手続によるものとする。ただし、この場合、(3)に定める添付書類に加えて当初許可車両の許可証(写)も添付することとし、(3)中「研修の受講状況(原本に限る。)」とあるのは「研修の受講状況(運輸支局の受付印のある写)」と読替えるものとする。

なお、増車・代替申請に基づく新たな車両の許可満了日は、申請する運輸支局における当初許可車両の許可満了日と同一とする。

(6)次に掲げる場合には、別紙様式3により許可を受けた運輸支局に申請し、許可証の再交付を受けることができる。

①許可証を紛失又は破損(その識別が困難となった場合を含む。)した場合

②人格が変わらない単なる氏名又は名称の変更及び自動車登録番号標又は車両番号標(以下「自動車登録番号標等」という。)の滅失、き損等による自動車登録番号標等の変更の場合

6. 研修実施団体の取扱い等は、以下のとおりとする。

(1)研修実施団体は、別紙2の要件を満たした者としてその連絡先等が国土交通省ホームページにおいて掲示された者とする。

(2)研修実施団体は、4月から翌年3月までに実施した事故車等の排除業務に関する研修の実施内容を翌年度の6月末までに、別紙様式4により国土交通大臣に報告すること。

(3)研修実施団体が、研修を実施せず、若しくは不適切な研修及び申請を行っていると思われる場合又は(2)に基づく報告をせず、若しくは連絡が取れない場合は、当該研修実施団体へ通知の上、国土交通省ホームページの掲示を削除する。

7. 適用時期等

この取扱いは、平成26年4月1日より適用する。なお、改正前の通達に基づく許可及び研修は改正後においても有効なものとする。また、研修実施団体は6.(2)に基づく最初の報告の際に、前年度の平成26年1月から平成26年3月までの報告を併せて行うものとする。

車積載車による事故車等の排除業務に係る研修実施団体の要件

1 研修実施団体

複数の排除業務事業者が加盟している法人その他の団体であり、かつ、原則として全国規模の組織であること。

2 研修の内容

研修は、次の各号に掲げる事項について、それぞれ当該各号に定める内容で実施するものであること。なお、()内は各項目の目安の時間数を表す。

①排除業務の主旨(1時間)

有償運送の許可に付した条件等、制度の主旨に関すること。

②安全対策(2時間)

排除業務作業及び車積載車の安全運転についての基礎知識、基本的な動作等に関すること。

③車両の取扱い(1.5時間)

ハイブリッド車等特別な注意が必要な車両の取扱いに関すること。

④各種関係法令(0.5時間)

安全ルールの徹底等道路交通法、道路運送法その他有償運送の実施に当たり必要となる関係法令等の基礎的な知識に関すること。

3. 研修の実施体制

①研修の責任体制が整備されていること。

②研修の対象者、実施場所、実施時期、受講手続等が明確に定められていること。

③研修の実施時間は少なくとも5時間程度あること。

④研修を実施するにあたって適切な講師が選任されていること。

国自整第212号の3

令和4年12月26日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長

特定記録等事務代行制度におけるオンラインでの委託申請等に係る
「特定記録等事務代行等委託要領」の運用について

令和5年1月以降の委託申請等については、「特定記録等事務代行等委託要領」（令和4年5月20日付け国自情第44号・国自整第50号、以下「局長通達」という。）における「特定記録等事務」について以下のとおり運用することとしましたので、傘下会員に周知をお願い致します。

なお、令和5年1月4日以降に提出される委託申請については本通達によるものとしますが、令和5年1月4日までに提出された郵送等オンライン以外の方法による申請で手続きが完了に至っていないもの及び令和5年1月時点においてオンライン化していない手続きについては当分の間「特定記録等事務代行制度における準備行為期間中の委託申請等に係る「特定記録等事務代行等委託要領」の運用について」（令和4年5月20日付け国自整第52号、以下「書面申請通達」という。）によることとします。

また、本件につきましては、各地方運輸局自動車技術安全部長、沖縄総合事務局運輸部長及び軽自動車検査協会検査部長に別紙のとおり通知していることを申し添えます。

国自整第212号
令和4年12月26日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局整備課長

特定記録等事務代行制度におけるオンラインでの委託申請等に係る
「特定記録等事務代行等委託要領」の運用について

令和5年1月以降の委託申請等については、「特定記録等事務代行等委託要領」（令和4年5月20日付け国自情第44号・国自整第50号、以下「局長通達」という。）における「特定記録等事務」について以下のとおり運用することとするので、留意されたい。

なお、令和5年1月4日以降に提出される委託申請については本通達によるものとするが、令和5年1月4日までに提出された郵送等オンライン以外の方法による申請で手続きが完了に至っていないもの及び令和5年1月時点においてオンライン化していない手続きについては当分の間「特定記録等事務代行制度における準備行為期間中の委託申請等に係る「特定記録等事務代行等委託要領」の運用について」（令和4年5月20日付け国自整第52号、以下「書面申請通達」という。）によることとする。

また、本件については、軽自動車検査協会検査部長、日本行政書士会連合会会長、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長、一般社団法人日本自動車販売協会連合会会長及び一般社団法人全国軽自動車協会連合会会長あて、別添のとおり通知したので申し添える。

国自整第212号の2
令和4年12月26日

軽自動車検査協会検査部長 殿

国土交通省自動車局整備課長

特定記録等事務代行制度におけるオンラインでの委託申請等に係る
「特定記録等事務代行等委託要領」の運用について

令和5年1月以降の委託申請等については、「特定記録等事務代行等委託要領」（令和4年5月20日付け国自情第44号・国自整第50号、以下「局長通達」という。）における「特定記録等事務」について以下のとおり運用することとしましたので、了知願います。

なお、令和5年1月4日以降に提出される委託申請については本通達によるものとしますが、令和5年1月4日までに提出された郵送等オンライン以外の方法による申請で手続きが完了に至っていないもの及び令和5年1月時点においてオンライン化していない手続きについては当分の間「特定記録等事務代行制度における準備行為期間中の委託申請等に係る「特定記録等事務代行等委託要領」の運用について」（令和4年5月20日付け国自整第52号、以下「書面申請通達」という。）によることとします。

また、本件につきましては、各地方運輸局自動車技術安全部長、沖縄総合事務局運輸部長及び関係団体に別紙のとおり通知していることを申し添えます。

**特定記録等事務代行制度におけるオンラインでの委託申請等に係る
「特定記録等事務代行等委託要領」の運用**

局長通達第5条第1項

- ・ 特定記録等事務の委託を受けようとする者は、委託申請等をオンラインにて処理するためのシステム（「記録事務代行ポータルサイト」、以下「ポータルサイト」という。）により申請を行うこととする。
- ・ 特定記録等事務と特定変更記録事務の委託を同時に受けようとする者にあつては、特定記録等事務の委託を受ける運輸支局長と特定変更記録事務の委託を受けようとする代表運輸支局長が同一の場合に限り同時に申請することができるものとする。
- ・ 特定記録等事務の委託申請をした者は、当該申請による委託を受けるまでの間は、特定変更記録事務の委託申請及び当該申請に含まれない軽自動車検査協会に対して申請を行うことはできないものとする。

局長通達第5条第3項

- ・ 既に特定変更記録事務の委託を受けている者又は軽自動車検査協会から特定記録等事務の委託を受けている者が申請する場合、先に委託を受けた際に付与された委託番号をポータルサイトの様式に入力するものとする。

局長通達第6条第1項

- ・ 審査は、委託申請の承認・却下・補正指示等を行う専用の web サイト（以下「委託申請審査システム」という。）において行うものとする。
- ・ 検査対象軽自動車に係る事務を委託の範囲に含める旨の申請があつたときは、運輸支局長は委託申請審査システムを通じて審査結果を共有するものとする。
- ・ 申請者に対して補正を求める場合、運輸支局長は委託申請審査システムを通じて補正すべき理由を記載したうえで「補正指示」を行うものとする。
- ・ 軽自動車検査協会より、申請の「差戻し」を受けた運輸支局長は、申請者に対して委託申請審査システムを通じて「補正指示」を行うものとする。
- ・ 補正指示内容は申請者が登録したメールアドレスに通知され、当該通知を受けた申請者は、運輸支局長に対してポータルサイトを通じて申請内容の補正を行うものとする。
- ・ 運輸支局長は、補正内容を確認するとともに、当該補正が適切なものである場合は補正結果を軽自動車検査協会に委託申請審査システムを通じて共有するものとする。
- ・ 運輸支局長は、申請者から委託申請の取り下げや委託要件を満たしていないなどの理由により、当該申請について委託しないことを決定した場合は、委託申請審査システム上で「却下」の処理を行うこととする。

局長通達第6条第2項

- ・ 検査対象軽自動車に係る申請が同時に行われた場合に局長通達同条第1項の要件をすべて

満たしていると認めるときに軽自動車検査協会に対して行う通知は、委託申請審査システムを通じた当該申請の「承認」をもってこれに替えるものとする。

局長通達第6条第3項

- ・ 局長通達第6条第1項(1)ウに該当する者であるかの問合せについて、検査対象軽自動車に係る申請が同時に行われた場合は、委託申請審査システムを通じて審査結果を共有することで回答に替えることができるものとする。なお、検査対象軽自動車のみ委託を受ける場合にあっては、その他適切な方法により回答するものとする。

局長通達第8条

- ・ 運輸支局長が申請を「承認」したときは、当該運輸支局長は、委託申請審査システムにて「通知」を行うことにより、申請者に対してポータルサイトに登録されたメールアドレスに委託書を添付したメールを送付するものとする。なお、委託書に記載する固有の委託番号は、委託申請審査システムより自動的に払い出される番号とする。
- ・ 運輸支局長は、検査対象軽自動車に係る申請が同時に行われた場合は、委託申請審査システム上で軽自動車検査協会の審査結果を確認し、審査結果が「承認」となった場合は委託申請審査システムを通じて委託書を交付するものとする。
- ・ 既に特定変更記録事務の委託を受けている者又は軽自動車検査協会から特定記録等事務の委託を受けている者から申請があった場合において、当該申請を受けた運輸支局長が申請を承認したときは、当該運輸支局長は、委託申請審査システムを通じて当該記録等事務代行者に申請内容を反映した委託書を交付するものとする。
- ・ 委託書の交付は、申請を受理した日から概ね30日程度で行うものとする。

局長通達第13条第2項及び第6項

- ・ 本省は、委託申請審査システムより運輸支局長が作成した特定記録等事務代行者に関する記録を収集し、特定記録等事務代行者の名称及び住所等を本省が管理するホームページに掲載することとする。

局長通達第14条

- ・ 特定記録等事務代行者は、施行規則第49条の13の規定による事業場の位置を変更しようとするときは、概ね30日前までにポータルサイトを通じて申請を行うものとする。
- ・ 変更申請があったときは、運輸支局長は局長通達第5条第2項、第3項、第6条第1項(2)、(3)、(4)及び第2項に準じて処理を行うものとする。
- ・ 変更申請を承認したときは、運輸支局長は、委託申請審査システムに内容を登録し、当該特定記録等事務代行者に承認内容を反映した委託書を交付するものとする。

局長通達第15条

- ・ 特定記録等事務代行者は、施行規則第49条の14の規定による変更をしようとするときは、概ね7日前までにポータルサイトを通じて届出を行うものとする。

- ・ 運輸支局長は、当該届出を受理した場合は、申請者に対し、委託申請審査システムを通じて、ポータルサイトに登録されたメールアドレスに当該届出内容を反映した委託書を交付するものとする。

局長通達第16条

- ・ 特定記録等事務代行者は、施行規則第49条の15の規定による委託業務の廃止をしようとするときは、概ね7日前までにポータルサイトを通じて届出を行うものとする。なお、当該届出には委託業務の廃止日を入力するものとする。
- ・ 運輸支局長は、当該届出を受理した場合は、申請者に対し、委託申請審査システムを通じて、ポータルサイトに登録されたメールアドレスに当該届出を受理した旨のメールを送付するものとする。
- ・ 運輸支局長は、特定記録等事務代行者が入力した委託業務の廃止日が到来したことをもって、当該特定記録等事務代行者が記録等事務代行アプリを使用することができないようにするものとする。

(附則)

局長通達第13条第2項及び第6項関係

- ・ 手続きをオンライン化するまでの間は、局長通達第13条第2項及び第6項の規定を達成するために本省は該当運輸支局長に対して、適宜該当する特定記録等事務代行者に関する記録の提出を求めるものとする。